

○ 開 議

◎議長（宮原真一君） これより本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許可いたします。

◎下田 寛君（拍手） 登壇。皆さんおはようございます。県民ネットワーク、下田寛でございます。

本日は五問質問をさせていただきます。まずは、今回も質問に当たって多くの方々から様々な御意見等をいただきました。全ての皆さんに感謝をささげまして、早速質問に入らせていただきます。

まず一問目、「魅せる収蔵庫」整備に係る知事の思いについてであります。

知事は、今議会の冒頭の演告で「魅せる収蔵庫」の整備の進捗について触れました。吉野ヶ里遺跡についてこれまでの経緯を振り返ると、平成元年に国内最大規模の弥生時代環濠集落として全国的な話題を呼び、平成三年に国の特別史跡に指定、平成十三年に国営吉野ヶ里歴史公園として開園、その後、令和四年には吉野ヶ里遺跡の謎のエリアで十年ぶりの発掘調査が再開され、邪馬台国時代の石棺墓の発見や国内最古級の青銅器鋳型が出土するなど、今まさにその歴史的価値が再評価されていると認識をしています。また、今年三月十八日に開園した「スノーピーク グラウンズ吉野ヶ里」の相乗効果は目覚ましいものがあり、令和七年度の吉野ヶ里歴史公園の入場者が過去最高の七十八万人を記録し、令和八年のゴールデンウィーク期間中の入場者が十万人を超えるなど、考古学ファンのみならず、県民や県外の方々の脚光を浴びています。

そのような状況の中、吉野ヶ里歴史公園内に新しく整備する「魅せる

収蔵庫」の取組は、価値ある本物の出土品を現地で見てもらうという吉野ヶ里歴史公園自体の全体の価値を飛躍的に向上させる素晴らしい取組と考えております。そしてあわせて、これは限界に達しつつある出土品の収蔵庫問題を解決する取組でもあるわけです。

私も先日、神埼市内にある横武埋蔵文化財収蔵庫を視察しましたが、膨大な量のコンテナが積み上がり、容量は限界を迎えている上、施設の老朽化が著しく、価値ある出土品を適切に保管する収蔵庫の整備はまさに喫緊の課題であり、今すぐ取り組むべきだと強く感じたところです。

「魅せる収蔵庫」の整備については、昨年九月議会において知事が、本物の出土品を収蔵したまま見せることで来場者を魅了する「魅せる収蔵庫」について早急に実現に向けた検討を始めたいと答弁され、今年三月には東京大学総合研究博物館と連携協定を締結し、基本構想、基本計画の策定に取り組みされており、スピード感を持って対応されていると認識しています。

一方、近年の物価高騰や建設資材の高騰に加えて、中東における政情不安などの不透明な部分も多く、ハード整備の経費は時間が経過すればするほど膨らんでいくことが予想されます。そのため、できるだけ速やかに整備を進めるべきと考えており、今の流れを絶やすことなく、喫緊の課題として着実かつ早急に取り組んでいただきたいと思っています。

「魅せる収蔵庫」は、新たな佐賀のキラコンテンツとなり、吉野ヶ里歴史公園全体の魅力や歴史的価値をさらに向上させ、国内外からたくさんの方々を訪れる佐賀の文化観光拠点になるものと確信しており、今、この機会を逃してはいけないと思っています。

そこで一点、この「魅せる収蔵庫」の整備について、知事の思いを改

めてお伺いいたします。

二問目です。離婚後の共同親権についてであります。

今年四月、改正民法が施行され、離婚後の共同親権制度が導入されました。私は、この法改正を単なる親権制度の見直しとは受け止めておりません。むしろ、離婚後の子供を社会としてどう支えるのかという問いを私たち一人一人に投げかける大きな転換点であると考えています。

厚生労働省の人口動態調査によると、近年、我が国では毎年約十七万人の子供たちが親の離婚を経験しています。そして、そのうち約六割の子供たちが離婚後にもう一人の親と会えなくなるというのが現状です。私は、この数字の重さをもっと社会全体で受け止めるべきだと思っています。なぜなら、これは単なる統計ではないからです。その一人一人に、会いたい父親、会いたい母親がいる。本当は伝えたい思いがある。しかし、大人の事情の中でその思いが置き去りにされている子供たちがいるからです。

これまでの日本社会では、離婚後の子育てはどちらか一方の親が担うものという考え方が少なからず存在しています。しかし、子供の立場に立てばどうでしょうか。たとえ夫婦でなくなったとしても、父親が父親でなくなるわけではなく、母親が母親でなくなるわけでもありません。子供にとっては、離婚後も父親は父親であり、母親は母親です。そして、本来子供は父母双方との関係の中で成長していく存在です。

私は、今回の法改正を親中心の社会から子供中心社会への転換であるを受け止めています。しかし、法律が変わっただけで社会が変わるわけではありません。制度は法律でつくることができます。しかし、文化は法律だけではつくれません。

共同養育が当たり前に受け入れられる社会とは、離婚後も子供を真ん中に置いて考えることができる社会です。たとえ相手を許せなくても、相手と関わりたくなくても、まず子供にとって何が最善なのかを考えることができる社会です。また、様々な大人の事情を当事者だけの努力や自己責任で解決する、こういう範疇はとうに超えているわけで、そういう事情を抱えた人たちを行政や地域社会が支えていくことが当たり前になる社会です。

厚生労働省の「全国ひとり親世帯等調査」では、親子交流は子供のためにならないと考える親は母子世帯で三・二％、父子世帯で六・七％にすぎません。つまり、多くの親は親子交流の重要性を理解しています。しかしその一方で、親子交流の取り決めを行っているのは三割程度にすぎず、取り決めを行わない理由として最も多かったのは「相手と関わりたくない」という理由でした。私はこの現実には大きな課題を感じています。親同士の葛藤は理解できます。しかし、その結果として、子供が片方の親との関係を失うことを当然のこととして受け入れてよいとは思いません。

先日、ある当事者の方から印象的な話を伺いました。離れて暮らす親に対して子供が会いたくないという手紙を書いていたそうです。しかし、第三者が丁寧に話を聞くと、本当は会いたい、だけど、一緒に暮らしている親を困らせたくない、怒らせたくない。そんな思いから本心とは違うことを書いていたことが分かったそうです。

子供は父親か母親かを選びたいわけではありません。子供が望んでいるのは、父親か母親のどちらかを失うことなく、両方から愛され続けることです。だからこそ、私たち大人には自分たちの感情や事情より

も先に子供の声に耳を傾け、子供の最善の利益を考える責任があります。また、親子交流は感情論だけの問題でもありません。親子交流が継続されている家庭では、養育費の履行率が大きく向上することも示されています。つまり、養育費か親子交流かという話ではなくて、養育費は子供の生活を支える、親子交流は子供の心を支える。つまり、養育費は体の栄養、親子交流は心の栄養であり、子供の健やかな成長のためにはその両方が必要です。

だからこそ、私は共同親権制度の施行を契機として、養育費確保支援だけでなく、親子交流支援、離婚前後支援、共同養育計画の普及、共同養育への理解促進、子供の意見表明支援などを総合的に進める必要があると考えています。そして、それは国の制度を受け身で運用するだけでは実現できません。「子育てし大県」さが「」を掲げる佐賀県だからこそ、市や町と一体となって、子供が父母双方から愛され続ける社会、共同養育が当たり前に受け入れられる社会の実現を目指すべきです。私はそのことこそが共同親権時代における佐賀県の新たな子供政策の姿であり、現在推進されている「佐賀県こども計画」の中にもしっかりと位置づけられるべき重要な理念であると考えています。

そこで、以下の質問をいたします。

まず、共同親権時代における佐賀県の目指す社会像についてであります。

この共同親権制度の導入は、単なる法制度の変更ではなく、子供の最善の利益を中心に据えた社会への文化的転換であると考えます。知事はこの制度の意義をどのように受け止めているでしょうか。また、「子育てし大県」さが「」として、子供が父母双方から愛され続ける社会をど

のように実現していこうと考えているのか、知事の考えをお伺いします。次に、共同養育を阻む現状と課題についてであります。

共同親権制度の施行によって法的な環境は整いつつあります。しかし、制度ができたからといって直ちに共同養育が実現するわけではありません。親同士の葛藤やコミュニケーションの課題、親子交流や養育費の取り決め不足、さらには子供の声が十分に反映されていない現状など、多くの課題が残されていると認識しています。

県は共同養育の実現を阻んでいる現状をどのように認識しているでしょうか。また、制度施行後の相談状況も踏まえて、共同養育を進める上で最も重要な課題は何であると考えているのかをお尋ねいたします。最後に、県の対応についてであります。共同養育を支える体制づくりについてお尋ねをします。

共同養育社会の実現には、制度の周知だけではなく、具体的な支援体制の構築が必要です。養育費確保支援、親子交流支援、離婚前後支援、共同養育計画の普及、子供の意見表明支援などを総合的に進めるとともに、市や町と一体となった取組が求められます。

そこで、佐賀県は、共同親権制度の施行を契機として、子供が父母双方から愛され続ける社会の実現に向け、共同養育を支える文化と体制づくりをどのように進めていく考えなのか。「子育てし大県」さが「」としての考えをお尋ねいたします。

続いて、三問目に入ります。C S O誘致政策の進化についてであります。

近年、社会は大きな転換期を迎えています。A Iをはじめとするデジタル技術の進展、生産年齢人口の減少、地域課題の複雑化などにより、

これまでの延長線上では対応できない課題が増えています。また、社会課題は複雑化し、一つの組織だけで解決できる時代ではなくなってきました。企業、大学、行政、地域団体など、多様な主体が連携しながら価値を創造することが求められています。私は、そのような時代だからこそ、佐賀県が長年取り組んできたCSO誘致政策の価値が改めて問われていると考えています。

また本県では、県立大学構想や高校改革も進められており、そのような取組における人材育成を考える上でも、CSOが蓄積してきた経験やネットワークは大きな可能性を持つと感じています。

そして、私は、こうした国や県の大きな流れの中で、改めて注目されるべき佐賀県独自の資産があると考えています。それが長年にわたって取り組んできたこのCSO誘致政策です。

先日、私は、認定NPO法人テラ・ルネッサンスの二十五周年記念事業に参加をさせていただきました。その際、知事も御挨拶をされ、それが大変印象に残っている部分があります。知事は、志の誘致という言葉を用いて十八団体のCSOが集積した意義を語られました。さらに、佐賀県が主体となって世界へ呼びかける活動を始めたということも述べられました。私はその話を聞きながら、CSOを誘致する段階から、その集積を生かして新たな価値や社会変革を生み出す段階へ、佐賀県はそのステージに向かおうとしているのだと感じました。

また、会場では、グローバル人財育成事業に参加した若者たちが自らの言葉で平和や社会課題について語る姿がありました。彼らは私が高校生だった頃には決して見たことがない光景でした。地域の課題に触れ、世界の課題に触れ、自ら問いを立て、自ら行動しようとする若者たち、

私は、その姿に佐賀県が進めてきたCSO誘致政策の大きな成果を感じるとともに、これからの人材育成の可能性を強く感じました。

そこで、本県が進めてきたCSO誘致政策の本質と成果、そして、今後の展望についてお伺いをいたします。

まず一問目、CSO誘致政策の本質についてであります。

佐賀県では、NPO等指定ふるさと納税制度など、全国的にも先進的な取組を整備してきました。そのため、佐賀県のCSO政策といえ、ふるさと納税という印象を持たれている方も少なくない印象があります。しかし、私は、本県が本当に目指してきたものは、単なる資金支援ではなくて、社会課題解決の担い手を集積し、多様な主体が共闘しながら新しい価値を生み出す土壌をつくることにあつたと考えています。

そこで、お尋ねをいたします。

佐賀県が進めてきたCSO誘致政策の本質を知事はどのように捉えているのかをお伺いいたします。

次に、CSO誘致政策の成果についてお尋ねします。

私は、この政策の成果は十八団体という数字や寄附額だけでははかれないというふうに考えています。先ほど紹介したテラ・ルネッサンスをはじめ、多くのCSOが県民との接点を生み出し、社会課題への関心や参加を広げています。また、県内CSOとの連携や共闘もどんどん進んでいます。さらに、テラ・ルネッサンスのグローバル人財育成事業では、多くの若者が海外で社会課題の現場に触れ、視野を広げ、自ら行動する力を育んでいます。私はこうした人の成長こそがCSO誘致政策が生み出した最も大きな成果の一つであると思っています。

そこで、お尋ねをいたします。

知事は、これまでのCSO誘致政策の成果をどのように評価されているのかをお伺いいたします。

最後に、CSO誘致政策の次なるステージについてであります。

私は、佐賀県のCSO誘致政策は既に全国トップランナーの段階にあると認識しています。これまで佐賀県は、志あるCSOを全国から呼び込み、その活動を支えながら、全国に先駆けたCSO集積県としての地位を築いてきました。

その成果として、県民が社会課題や国際協力、災害支援などに触れる機会が広がり、多様な学びや挑戦が生まれてきたものと評価しています。だからこそこれから問われるのは、何団体誘致したかではなく、その集積から何を生み出すかという段階にあると考えています。

現在、県立大学の設置に向けた動きや高校改革など、人材育成の分野では大きなうねりが生まれようとしています。企業、大学、行政、地域、そしてCSO、それぞれが持つ強みやネットワークを掛け合わせることで、佐賀だからこそできる社会課題解決や人材育成の新たなモデル、さらには新しい価値の創造が可能になると考えています。

私は、これまでの佐賀県は、志あるCSOを応援し、その活動を支える県であったと思います。しかし、今後はCSOから学び、培ってきた経験やネットワークを生かしながら、企業や学校、地域を巻き込み、社会課題解決を世界へ発信していく、共に創り上げていく、共創県佐賀へと進化していく段階にあるのではないのでしょうか。言い換えれば、佐賀県はこれからCSOを誘致する県からCSOと共に新たな価値を創造する県へと歩みを進めていく時期にあると考えています。

そこで、お尋ねをいたします。

知事は、これまで築いてきたCSO集積県としての強みを今後どのように、一歩進める進化、さらに深める深化、これをさせながら、共創県佐賀の実現につなげていこうと考えているのか、この点をお伺いいたします。

続いて、外部と連携した高校教育についてお尋ねをいたします。

令和八年度のいわゆる高校無償化に伴い、全国的に公立高校離れが懸念される中、本県の県立高校においても、その魅力をこれまで以上に高めていかなければならない、その取組が進んでいます。

また、昨今のAI技術の急速な進展や人口減少社会の到来により、子供たちが大人になる頃の社会は、私たちが経験してきた時代とは大きく異なるものになると考えられています。

そして、二〇四〇年には生産年齢人口の大幅な減少や地方の過疎化の進行により、地域社会や産業構造そのものが大きな転換期を迎えると言われています。こうした時代において求められる人材は、単に知識を身につけた人材ではなく、地域や社会の課題を自ら発見し、多様な人々と共闘しながら新たな価値をつくり出していく人材です。

こうした問題意識の下、国は本年二月に「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」を公表し、高校教育改革を国家プロジェクトとして本格的に進めようとしています。そこでは自ら問いを立てる力、他者と共闘して価値をつくり出す力の育成が明確に打ち出されています。これは単なる教育手法の変更ではなく、今までの高校教育そのものを転換しようとする大きな挑戦であると受け止めています。

さらに、国はその実現に向けて、マイスターハイスクール事業やネクストハイスクール事業などを創設し、学校と企業、大学、地域、CSO

との連携を前提とした新しい高校教育モデルの構築に取り組んでいます。

特にマイスターハイスクールでは、学校と産業界を結びつける専門人材を配置し、校長は学校内部のマネジメントに専念し、地域や企業との連携は専門的な人材が担うという、これまでの学校運営の常識を超えた取組も進められています。つまり、国は学校だけで教育を完結させる時代は終わったという前提に立って、学校の仕組みそのものを変えようとしているものだと言っています。

本県においても、現在、今議会でも報告がありましたネクストハイスクール事業への申請が行われています。その申請資料には、学校単位では解決できない課題に対応するため、県として教育の仕組みそのものを再設計するという記載があります。私はこの言葉に強い覚悟を感じました。なぜなら、これまでの高校教育の延長線上ではなくて、教育の在り方そのものを見直そうとする意思が示されているからです。

また、本県では県立大学構想も進められています。私は、高校教育改革と県立大学構想は、二〇四〇年の佐賀を支える人材育成という共通の目的を持つ取組でもあると考えています。高校で探究的な学びを経験し、地域や企業、CSO等と関わりながら課題解決に挑戦し、その学びを県立大学へと接続していく。そして、卒業後は地域や産業で活躍する、そのような人材育成が循環するイメージを持つことは重要であると考えます。

しかし、その実現のためには、現場の教員の努力だけに依存するのでは限界があります。教員の皆様は日々の授業、生徒指導、進路指導、部活動対応など、多くの業務を担われています。その中で、さらに企業や大学、CSOとの調整や連携まで全てを担うことは容易ではありません。

だからこそ、外部の人材やフィールドを教育資源として活用し、学校の外にある知見やネットワークを積極的に取り組んでいく仕組みづくりが必要であると考えます。

そこで、次の点について伺いをします。

まず、これまでの取組について、県立高校においては、これまで企業、大学、CSO、地域社会などと連携しながら、どのような取組を進め、その成果や課題をどのように認識しているのかお伺いします。

続いて、今後の取組についてです。

二〇四〇年を見据えた人材育成や県立大学との連携も踏まえ、今後、外部と連携した高校教育を、学校現場の負担に依存しない形で持続可能なものとしていくためにどのような体制づくりを進めていくのか、以上二点を教育長にお尋ねいたします。

最後に五問目、鳥栖市の土地活用についてお尋ねします。

先日、令和七年国勢調査速報の公表がなされました。日本全体が人口減少時代にある中で、佐賀県の人口増減率は全国二十三位から十八位へと改善しており、大いに健闘しているものと認識しています。

一方、その内訳を見ると、人口が維持増加している地域がある中、人口減少が進んでいる地域もあります。鳥栖市では、総人口は維持、増加しているものの、その内訳を見ると、市街地では人口が増加する一方で、その周辺地域では人口が減少しています。また、外国人住民は増加する一方で、日本人住民は減少しているというのが現状です。

私は、外国人住民も地域社会や産業を支える重要な存在であり、多文化共生社会の実現、これは重要なテーマであると認識をしています。しかしながら、鳥栖市全体が人口が増えているという数字だけを見るので

はなく、その内訳や地域ごとの状況にも目を向ける必要があります。特に市街化区域では人口が増加する一方で、市街化調整区域では人口減少が進んでいます。もちろん人口が多ければ、地域コミュニティが維持できるという単純なものではありませんが、人口減少が進む地域では、地域活動の担い手確保や集落機能の維持など、人口構造の変化に起因する課題が生じやすくなることも事実としてあるわけです。

また、地域によっては伝統行事の継承や地域文化の維持など多くの課題も顕在化しています。私は人が集い、住み、働き、そして帰ってくる町、これは何かを考えたときに、人口減少時代における土地利用の在り方について考えることが重要であると感じています。

土地利用の規制・誘導を行う制度の一つとして都市計画制度があり、鳥栖市においては、市街化を促進する市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域を区分する、いわゆる線引きが定められています。限られた資源である土地をどのように生かすのかということは極めて重要なことです。

また、今年度から県においては、国土利用計画などを所管するグランドデザイン担当が県土整備部から政策部へと移管されました。人口減少社会を迎えた今、土地利用は単なる都市計画や道路整備の問題ではなくて、産業、居住、農地、森林、交通など、県全体の将来像に関わる重要なテーマです。私はこの組織再編は、土地利用を県全体の将来像の中で総合的に考えていこうとする県の意思の表れであると強く受け止めています。

制度が導入された昭和四十八年当時、無秩序な市街地拡大を防ぐことが重要な課題であって、人口の集約やインフラ整備の効率化という観点

から、線引き制度は大きな役割を果たしてきたものと理解しています。しかしながら、現在は人口減少社会です。市街化調整区域における人口減少や地域間格差の拡大といった課題が顕在化する一方で、住宅地や産業用地の供給という観点からは、本来受け止めることができた人口や企業立地の機会を逃している側面もあると考えています。

また、現在、鳥栖市では、将来の土地利用や都市計画の在り方について様々な議論が行われています。

私は今回、線引きの是非そのものを問いたいわけではありません。人口減少社会の中で、この五十年以上続いてきた都市計画制度をどのように評価し、鳥栖市の持つ成長ポテンシャルを今後どのように生かしていくのか、その方向性について県の考えをお伺いしたいと考えています。

特に鳥栖市は九州における交通の要衝であり、物流・製造業をはじめとする企業立地が進む産業集積地でもあります。さらに、福岡都市圏へのアクセス性の高さに加えて、佐賀市とも近接するという地理的優位性を有しており、県内でも有数の成長ポテンシャルを持つ地域であることは広く認識されております。

一方で、土地の供給不足の結果、本来、鳥栖市が受け止めることができたはずの人口が周辺自治体へ流出している可能性も否定できません。また今後、サザン鳥栖クロスパークをはじめとする新たな産業集積が進めば、さらに多くの人材が鳥栖市で働くこととなります。しかし、その受け皿となる住環境や土地利用が十分でなければ、本来、鳥栖市に定住したはずの人口が、市外、県外へ流出することも懸念されます。

また、現在、鳥栖市で行われている土地利用や都市計画の議論は、単に鳥栖市だけの課題ではなくて、人口減少社会における佐賀県の将来の

県土利用を考える上でも、重要な示唆を与えるものであると考えています。

鳥栖市の持つ成長ポテンシャルを県と鳥栖市が連携してさらに高めることは、単に鳥栖市の発展だけではなくて、人口減少社会における佐賀県全体の発展モデルの一つになり得ると考えています。

そこで、次の二点について伺います。

まず、鳥栖市の区域区分に対する認識についてです。

鳥栖市の人口動態や土地利用の現状を踏まえ、県は鳥栖市の土地活用の現状や課題をどのように認識しているのでしょうか。また、昭和四十八年の線引き導入から五十年以上が経過した現在、区域区分、いわゆる線引きの成果と課題をどのように評価しているのかをお伺いします。

次に、鳥栖市の土地活用の方角性についてです。

ランドデザイン担当を政策部へ移管した趣旨も踏まえて、鳥栖市の持つ成長ポテンシャルをどのように位置づけ、土地活用について今後どのような方向性を描こうとしているのかをお尋ねいたします。

以上五問、答弁をよろしくお願い申し上げて、一回目の質問を終わります。（拍手）

◎山口知事 登壇＝皆さんおはようございます。下田寛議員の御質問にお答えします。

まず、「魅せる収蔵庫」整備に係る私の思いについてでございます。下田議員から価値を飛躍的に向上する取組だとおっしゃっていただきました。まさにそのとおりだと思います。東部地域の大きな楽しみの一つだと思います。

吉野ヶ里遺跡は、長年の発掘調査で学術的な価値が非常に高い多様な

出土品が発見されています。佐賀県が世界に誇る大切な財産です。そして、この吉野ヶ里遺跡など、県内の遺跡から発掘した出土品は、コンテナ十五万箱と膨大でありまして、現在、複数の収蔵庫に分散して保管している現状です。学術的価値が高い出土品が、いわば眠った状態となっております。この吉野ヶ里の出土品への対応につきましては、県議会や県民の皆さんから何度も意見をいただいております。私自身もできるだけ早いうちに組みみたいものだと考えておりました。

そして、昨年十月に現在の保管されている蔵を確認したわけですが、かめ棺や土器片などの出土品が所狭しと積み上がっておる状況でございます。ふだんは見ることでできない価値ある本物なのに、それがあふれかえっている現状に触れ、これらをきちんと収蔵しつつ、多くの方々に体感してもらうことができないかと考えたわけです。

そこで、いわゆる「T H E 博物館」というんではなくて、そして、単なる収蔵庫でもない、吉野ヶ里だからこそできる見せ方をデザインできないかとみんなで考えて、「魅せる収蔵庫」に取り組むこととしたわけであります。

今年三月には高度な専門知識、研究力を持つ東京大学総合研究博物館と連携協定を締結しました。そして、四月からは具体的に基本構想、基本計画の検討に入っております。

東大博物館と共に、吉野ヶ里遺跡という歴史的価値の高いフィールドで本物の膨大な出土品を、ガラス越しではなく、じかに見せる、来場者が二千年前の弥生時代の出土品と同じ空気を共有できる新たな収蔵モデルを創造したいと考えています。これは、全国の自治体の皆さんが抱える国家的な課題である収蔵問題の解決にも資するプロジェクトになるの

ではないかと思えます。

今年五月、この事業の補助制度の創設を文化庁に対して政策提案した際にも、先導的な取組として評価されて、どんな支援ができるのか検討させていただきたいと前向きな発言もいただきました。

議員御指摘のとおり、資材価格等が高騰している中、国の支援や財源面での工夫など、財政運営に配慮しつつ整備に向けて検討を進めさせていただきます。

お話しいただきましたように、今年三月、吉野ヶ里歴史公園では、遺跡の歴史的価値を大切にしながら、官民連携で整備した施設、「スノーピーク グラウンズ吉野ヶ里」がオープンしました。

オープン後の二週間で約九万人が訪れ、令和七年度の来場者は七十八万人を超え、開園以来最多となりました。特に若い世代や三世大家族など、これまで少なかった層の来場も増え、歴史公園全体に活気があふれております。修学旅行など、中学生のときに来ただけけれども、それ以来ですという方も多く耳にしております。

公園東口に設置する「魅せる収蔵庫」を光るものとすることで、西口、北口のグラウンズとつながり、吉野ヶ里公園駅から神埼駅までのゾーンが結ばれることとなります。「魅せる収蔵庫」をフックに吉野ヶ里歴史公園が周辺エリアを周遊する拠点となり、東部地域の大きなエンジンとなり得ると私は考えます。

この吉野ヶ里に追い風が吹く中で、「魅せる収蔵庫」は本物の価値と圧倒的な量で来場者を魅了し、その心を震わせるような施設とすべく整備していく所存であります。

続きまして、離婚後の共同親権について、特に改正民法の関係につい

ての私の所見について申し上げます。

令和八年四月の改正民法の施行によりまして、離婚後の子の養育に関するルールが見直されました。改正の主なポイントは、共同親権、そして、法定養育費の導入であります。

父母の話合いによって離婚後の共同親権が選択できるようになりまして、子の養育に父母が共同で責任を持つ枠組みができました。離婚後の共同親権が選択できるようになったことで、子供にとっては両親との関係を維持しやすいこと、父母にとっては子供の転居、医療、進学、就職など、重要な事項に関与できるなど、協力して子の人生を支えていくことなどのよさがあります。子供に関する重要な決定にとって、父母双方がしっかりと考えた上で行われることで、子供も父母双方が自分のことを考えてくれると感じやすい点は子供にとってよい面ではないかと思えます。ただ、これは父母がお互い自由に話し合い、協力することができる関係であることが前提でもあります。

逆に、こういった転居だったり医療だったり、子供に関して重要な決定について、父母の合意ができない場合は迅速な決定が必ずしもできなくなるということになりまして、子供の不利益になるのではないかとといった課題もあろうかと思えます。

こうしたことから、単独親権か共同親権かも選択できる制度となっております。

さて、離婚に至る各家庭の事情は複雑で一つ一つ異なります。離婚後の家庭の形にも様々なものがあるわけでありまして。

県はこれまでも、子供の最善の利益を考え、様々な家庭の事情に寄り添って離婚後の子の養育に関する制度の紹介だったり、弁護士等による

専門的な相談へのつながったり、DVや虐待が懸念される場合には、児童相談所や女性相談支援センターなどと連携した支援などに取り組んでおります。

今後、画一的な判断の難しさがある中で、子の共同親権の制度がどのように用いられるかが重要なポイントになると思います。今後の運用が大切です。

議員からお話がいったように、親子交流だとか、養育費だとか、心と物と物心両面で、これは両方しっかりと考えながら、子供のことを何よりも最優先に考えた運用がなされなければなりません。

我々も「子育てし大県」さが「」を掲げる中で、このたび共同親権という新たな選択肢が導入されたことも踏まえて、子供にとって幸せに導くような運営となるように心がけ、取り組んでまいります。

続きまして、CSO誘致政策についてお答えします。

まず、その本質についてどう考えているのかというお尋ねでありました。

私は、様々な地域課題の解決のためには、地域の皆様の自発的な取組や志を持つCSOの存在は大変大きな存在だと考えています。さらに誘致CSOは、国際協力や災害支援など世界との結びつきが強いものも多く、様々なネットワークが図られ、県にとっても、CSO自体にとってもありがたい存在です。CSOというのは、県内CSOにとってもありがたい存在です。そのため、私は知事就任直後からCSOの誘致に積極的に取り組んできておりまして、いわゆる企業誘致とは別に、大切にするものとして「志の誘致」という名前で呼ばせていただいております。

もともと県内には、多様化する地域課題に自発的に取り組むCSO、

佐賀のことをもっとよくしたい、盛り上げたいという熱い気持ちを持ったCSOが活動しております。そこに多くの誘致CSO——今、十八あります——が加わって佐賀に根づき、県内のCSO、企業、学校など多様な主体とともにお互いの強み、ネットワークを生かし、苦しんでいる方への支援や行政では行き届かないサポートなどを実現していくことは、佐賀県民の幸せに大いにつながっていると私は認識しています。さらに言えば、CSOの様々な志を持つ人材のネットワークは、佐賀県の人材育成の観点からもかけがえのないものとなっていると考えます。

下田議員から、CSO誘致政策の本質とはという難しい問いかけをなされましたけれども、あえて言うならば、人が人であり続けるための佐賀らしい明るい未来を志向した営みと申しておきたいと思っています。

続きまして、その成果をどのように評価されているのかというお尋ねでございました。

誘致CSOとして、これまで十八団体が佐賀に進出しております。第一線で活躍するCSOが佐賀に集積しております。そして、県内CSOとしっかりと連携していただいております。佐賀だからこそできるきめ細やかな支援を実現しております。国際活動だったり、災害対応だったり、子供の支援だったり、様々な分野に至ります。

例えば災害ですが、災害対応のノウハウを有する誘致CSOと県内CSOが連携して、「佐賀災害支援プラットフォーム(SPF)」を構成しております。今、六十七団体で構成しております。こちらは今、佐賀県の災害対策本部にも参画いただいております。

令和元年、三年、五年の豪雨災害の際には、このSPFと行政、社会福祉協議会、三者が連携し、迅速できめ細かい支援活動を行いました。

さらに令和七年三月には、この三者に企業を加えた四者で「災害支援の四者連携促進に関する協定」を締結いたしました。「Quad Link」と名づけたこの四者で、平時から顔の見える関係をつくり、災害時の迅速な対応に備えているわけでございます。この話は昨日、田中議員のところでも触れさせていただきました。

また、子育ての分野です。赤ちゃんの虐待事件に心を痛めた誘致CSOスタッフの発案で、誘致CSOと賛同した県内CSOが自治体と連携して、孤立や不安を抱えやすい産前産後の親子に寄り添った活動、「こども宅食赤ちゃん便」というのを実施しています。スタッフの方々が、例えばDV、貧困など困難を抱えた妊婦や親子を訪問し、対話の時間を持つことで不安感を解消したり、悩みを解決するための必要な支援につなげております。そのほかにも、医療的ケア児の体験活動支援というのも行っております。SAGAアリーナにスポーツ観戦に行ったり、映画を見ていただいたり、そういったところに大いに活躍いただいております。そのほか、LINEを使った無料相談など、若者の支援といった取組も今生まれております。

こうしたCSOの活躍は、我々が誘致を進めてきた成果とも思いますし、誘致してきたCSOがまたさらなる誘致をするという好循環も生まれております。こういったネットワークが広がっていることを大変うれしく思っております。

次に、今後のビジョン、次なるステージについてのお尋ねがございました。

「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり。」を進める佐賀県にとって、骨太な人材の育成は大切な取組であります。教育の分野においては、こ

れも議員から御紹介がりましたが、誘致CSOが県内の私立高校と連携し、学校のカリキュラムの一環として、グローバル人材育成事業を実施しています。さきの会でも、東明館高校の生徒たち、高校生がウガンダやカンボジアといった海外へ渡航して、現地の課題解決に向けた実践的な活動を行っているとの報告していて、大変頼もしく思いました。こうした活動を行った生徒の中には、卒業後、世界や地域の課題解決のための計画を自ら発案し、仲間を集めて実践している若者もいます。

こうした、これまで申し上げた事例は、いずれも誘致CSOと県内のCSO、企業、学校などが一緒になって、お互いの強みとネットワークを生かして取り組まれてきたものであります。私は、こうしたすばらしい取組を応援するとともに、県内の市町、企業、そして県民の皆さんと共に、CSOが活躍する社会のすばらしさを共有していきたいと思えます。

県内CSOと誘致CSOの十八、これからも人のすばらしさ、人と人が織りなすすばらしさを原点に、新しい価値をこの佐賀県に、日本に、地球にもたらすのが楽しみでなりません。佐賀県、佐賀県民とともに成長すべく大切にしていきたいと考えています。

◎前田政策部長 登壇Ⅱ私からは、鳥栖市の土地活用についてお答えします。

鳥栖市の成長ポテンシャルの認識、それから、土地活用の方向性について御質問をいただきました。

鳥栖市を含む県東部地域は、高速道路や鉄道など九州の高速幹線鉄道交通網のクロスポイントでありまして、交通の要衝でございます。その立地特性によりまして、多くのリーディングカンパニーが進出する産業

集積地となっており、最近では久光製薬の研究拠点が鳥栖市内に移転しましたし、アサヒビールの新工場も建設されます。また、県、鳥栖市、民間事業者による官民連携型の大規模な産業用地開発プロジェクトであります「サザン鳥栖クロスパーク」の取組も進められています。こうした土地需要の高さもあり、佐賀県の令和八年地価公示における工業地の地価上昇率は全国一位となっております。

企業進出の需要の高さに加えて、住宅需要も高い状況ですが、議員からありましたとおり、産業用地や宅地の供給は十分ではないという課題もありますので、新たな受け皿をつくる必要があると考えております。

令和七年国勢調査の結果を見ますと、日本全体が人口減少にある中、鳥栖市は前回調査であります令和二年と比較をいたしますと、人口が増加しております。鳥栖市のポテンシャルを引き出していくことは、佐賀県のさらなる発展を牽引する成長のエンジンになると認識しております。今後、この鳥栖市のポテンシャルをさらに引き出していくためには、県と鳥栖市が連携しながら、まちづくりを進めていくことも重要だと考えております。そのためには、鳥栖市が市民の思いを受け止めつつ、大きな視点でまちづくりのランドデザインを示すことが大切で、その点については県も一緒に考えていきたいと思っております。

県と鳥栖市が連携した取組の一つの例ということで申し上げますと、鳥栖駅の東側エリアの活用がございます。鳥栖市では地域のさらなる発展に向けて、新たに鳥栖駅に橋上の改札口を設置するということが発表されております。

こうした中、駅の東側エリアの活用、ひいては鳥栖市全体のさらなる

発展につながるよう、昨年十月に鳥栖駅の東側エリアで「TOSU NESTIVAL2025」を初めて開催しました。音楽、食、スポーツ、アート、町歩きなど、多彩な文化的要素を組み合わせた都市型フェスティバルとして展開をしまして、企業立地が盛んな鳥栖の強みを生かしまして、誘致企業と連携したコラボや物品販売、ワークショップなどを実施しました。この「TOSU NESTIVAL」は、今年も十月に開催することとしております。

このようにポテンシャルの高い鳥栖市の土地をどう活用していくのかということは、県全体の土地活用のランドデザインを考えていく上でも重要なポイントとなります。時代とともに土地活用を取り巻く状況が変わってくる中で、この地域のポテンシャルが十分に生かされ、それが県全体の発展につながるよう、将来を鳥瞰的に見据えながら鳥栖市と共により一層の取り組みを進めたいと思っております。

私からは以上でございます。

◎横尾県土整備部長 登壇 Ⅱ 私からは、鳥栖市の土地利用につきまして、鳥栖市の区域区分に対する県の認識についてお答えいたします。

市街化区域と市街化調整区域を分ける区域区分、いわゆる線引きにつきましては、鳥栖市におきまして人口の増加が進んでおりました昭和四十八年に定められております。その後、人口動向や土地利用の実情、住宅需要の見込みなどを勘案して、適宜見直しを行ってきたところでございます。

具体的に言いますと、住宅地につきましては、平成二年に弥生が丘地区、そして平成四年に蔵上地区を。そして、産業用地につきましては、平成十六年に鳥栖流通業務団地、現在のグリーン・ロジスティクス・

パーク鳥栖になりますが、そこを。そしてまた、駅の周辺の土地利用といたしましては、平成十九年に新鳥栖駅西側、新鳥栖駅のそばでございますが、新たな市街地開発の計画に合わせまして線引きを見直ししてきただころでございます。

線引きにつきましては、無秩序な市街地の拡大の防止ですとか、インフラ整備の効率化などの観点から、計画的な土地利用の誘導などに一定の役割を果たしてきたものというふうに認識しております。また、近年では人口減少が進んでおり、時代とともに町を取り巻く状況も変化している中で、全国的には都市機能の集約化、コンパクトなまちづくりといった議論もなされているような状況でございます。

土地利用と区域区分の現状と課題でございますが、鳥栖市は高速道路や鉄道などが交差する交通の要衝でございます。現在におきましても、その立地を生かした企業の進出ですとか、それに伴います住宅需要が高い地域でもございます。さらなる成長のための産業用地の確保、そして住宅用地が少ない、不足しているといったことからの住宅用地の確保が求められていると思っております。

その一方で、現状の市街化区域の中でまとまった開発用地が確保しにくく、市街化調整区域に土地を求めるケースがあるなど、土地利用の需要と供給にミスマッチが生じていることもあり、そうしたことが課題であるというふうに思っております。

こうした課題に対応するために、市街化調整区域におきましても、地区計画などの都市計画制度を活用いたしまして、一定の開発を進めることについて、現在、鳥栖市と調整を行っているところでございます。

鳥栖市におかれましては、新たな住宅地などの確保につながりますよ

う、昨年四月に市街化調整区域における地区計画の運用基準の見直しが行われておりまして、地区計画の面積要件を緩和されております。

県といたしましては、地区計画の活用によります開発計画の検討状況を踏まえながら、鳥栖市の描く土地利用の将来像の実現に向けまして、線引きの見直しについて鳥栖市と協議を進めていきたいというふうに考えております。鳥栖地域のポテンシャルが十分に生かされ、それが県全体の発展につながりますよう、将来を見据え、大きな視点で鳥栖市としつかりと取り組んでまいります。

私からは以上です。

◎大草男女参画・こども局長 登壇 Ⅱ 私からは、離婚後の共同親権についてのお尋ねのうち、二点お答えを申し上げます。

初めに、現状と課題についてです。

県では、佐賀県ひとり親家庭サポートセンターに相談窓口を設置し、離婚前後の父母からの相談をお受けしております。

そこでの相談内容としては、子供の養育を考えると、単独親権ではなく、共同親権にしたほうがいいんだろうかといったことや、相手と関わりたくないのに、単独親権にしたいが、どのように進めたらいいのか。DVで子供を連れて避難しているが、親権や養育費を得るにはどうしたらよいのだろうか、そういった様々で切実なものが寄せられております。離婚後の子の養育に関する相談については、子供や家庭の状況は様々であること。子供への虐待や配偶者間のDVが潜んでいる可能性もあること。父母の話し合いでは解決が難しい場合があることなどがあり、相談をお受けする上では画一的な判断、対応の難しさがございます。

こうしたことを踏まえ、子供にとって最適な選択につなげるためには、

離婚に至る様々な事情がある中で、父母の協力関係をどのように取って
いけるのか、そういったことが重要だと認識をしております。

次に、県の対応についてです。

県では、これまでも相談窓口において、御家庭の状況に応じた相談支援を行ってまいりました。相談対応に当たる市町の相談員に向けては、共同親権、法定養育費、親子交流に関する制度の内容を分かりやすく情報を届けております。また、共同親権や養育費などをテーマにした研修を重ねております。

相談をお受けするに当たって大切なことは、子供の思いはどうか、子供の人生にとって何が最善かに思いを巡らすことだと思っております。相談窓口において、一つ一つ事情が異なる御家庭に寄り添った対応、支援につなげていけるように努めてまいります。

そのためにも、県や市町の相談員が養育費や親子交流の取り決め、共同養育計画の作成などの共同養育に関する制度への理解を深めていくよう取り組んでまいります。

子供のことを最優先に考えながら、子供や家庭の支援に関わる関係者が連携して相談支援に当たること、父母の思いを子供の健やかな成長につなげていけるように努めてまいります。

私からは以上です。

◎甲斐教育長 登壇Ⅱ私からは、外部と連携した高校教育についてお答えをいたします。

まず、これまでの取組についてですが、県教育委員会では、県立高校の魅力や強みを磨き上げ、県内外からの入学者の増加を目指す「唯一無二の誇り高き学校づくり」に取り組んでおりまして、これには

外部との連携が欠かせません。

現在、それぞれの高校では、地元の市町やCSOをはじめとした地域の団体等と連携した探究的な学びや学校外での体験活動など、特色ある教育活動を行っています。

例えば、鳥栖工業高校では、県内企業と連携して、建設業に関する基礎知識の習得や最新の建設技術に触れる経験を積んでいます。

唐津西高校など、唐津市内の複数の高校では、地元のNPO法人の応援を受けていまして、このNPO法人が、高校生が地域で自分がやりたいことを見つけてチャレンジして欲しい、そういう思いで、そのための場やきっかけの提供、人とのつながりを後押ししてまいります。そういったところの後押しを受けて、イベントの企画運営やボランティア活動に取り組んでいます。

玄海町では、地元の唐津青翔高校の魅力化と併せて地域活性化を促進するため、町や高校、民間団体で構成するコンソーシアムが設立され、生徒と地域の協働が進んでいます。

また、学校運営協議会といって、大学や企業、NPOといった外部の人材が学校と一体となって学校運営に携わる仕組みを県内の十三の県立高校が取り入れています。これらの高校では、協議会の委員が地域と学校の橋渡し役として協働活動を推進しています。学校がこういうことをやりたいというんだったら、自分がとか、この人を紹介するよとか、この企業があるよというようなことをしてください。地域資源を活用した教育活動が継続的に展開されております。

こうした学びを通して、生徒たちが自分たちの力で地域課題を解決しようとする探究的な学びや経験がたくさん生まれてきています。そうし

たことが地域への愛着や誇りの醸成につながっているようで、自分の学校を自信を持って中学生に勧めることができると思う高校生の割合というのも年々増加してきています。県外からの入学者数についても増加してきており、令和八年度は二百二十七人となっています。

次に、今後についてですが、議員から県立大学との連携についてもお話をいただきました。現在も専門家チームの先生方に高校生たちの探究プレゼン大会で講評をいただいたり、学校で講義をしていただいたりしておりまして、今、自分たちが学んでいることの意味を知ったり、この先、大学での学び、社会にどういうふうにつながっていくのかというところ、興味、関心の幅を広げる機会となっています。

AIの実装をはじめとするデジタル技術の進展により、地域へのアクセスが容易となる中、子供たちがこれからの社会を主体的に生きていくためには、高校教育においても、自ら課題を見だし、解決していく課題解決型の学びへと質的転換を図ることが求められています。そのためには、これまで以上に外部との連携を強化する必要があります。例えば、そうした外部機関との調整を担う専門人材を配置するなど工夫していきたいと考えています。

特に、令和十一年四月に「チェンジ・メーカー」を育成する県立大学の開学を控えており、今の高校一年生にとっての進学先の一つになるということ、そして、小・中・高・大連続した教育の流れ、学びの流れというものを意識してまいりたいと考えています。従来型の手法や考え方のアップデートが必要であると考えており、これまでのように先生が全ての知識を習得して教える授業から、生徒の学びたい、探究したいという意欲を起点に授業をデザインし、学びをコーディネート、必要に応じ

て外部の力も活用するスタイルへと転換していく必要があります、進めていきたいと思っております。こうした学びを通して、子供が自ら考え、判断し、行動できる力を育み、自分の夢ややりたいことに向かって挑戦していけるよう後押ししてまいりたいと考えています。

外部との連携により地域資源や様々な人々との出会いを通して、多様な考えであったり、価値観に触れて、また、地域課題解決などにチャレンジする経験を積むことで自分が将来どんな職に就きたいのかですとか、社会や地域の一員としてどんなふうに関わっていききたいのか、そういう自分の生き方を思い描くことにもつながっていくと思います。また、このような取組は教育現場にとどまらず、若者の視点や発想を生かした地域活性化やネットワーク強化というところにも寄与できるのではないかと、そんな期待もしているところです。

現在取り組んでいる学校の魅力化、唯一無二の取組を支えるための伴走支援や、先ほど申し上げました学校運営協議会の導入促進に加え、「さが高等教育構想プラットフォーム」を起点とし、県内の大学、産業界と連携を図って、外部との連携をより深めていくための体制を充実させていきたいと考えております。

佐賀が誇る地域の豊かなつながり、人、フィールドを教育資源として、これからの高校教育、学校づくりに取り組み、未来を担う人づくりに尽力してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

◎下田 寛君 登壇Ⅱ御答弁いただいてありがとうございます。全部再質問をさせてもらいたいと思います。

まず、収蔵庫に関して、知事、御答弁ありがとうございます。ただ、

知事が言われている思い、あと社会的な背景、今の時世的な背景も踏まえて、私なりに理解をしているつもりです。ここで知事の思いは分かったんですが、もう一步踏み込んで、この事業は、できればやりたい事業ではなくて、佐賀県として実現を目指すべき大切な事業とされていて、その辺り、その件について伺いたいのと、ですので、スケジュール感を持って取り組んでいただきたいと思っっているんですけど、この点について、知事の決意をお伺いしたいと思っております。

続いて、この流れで――すみません、五番へ飛んでいいですか。鳥栖市の土地活用についてということで、政策部長と県土整備部長から御答弁をいただきました。

ぜひスピード感を持って取り組んでいただきたいと思っっているんです。今、分かりました。御答弁いただいた内容に関しては理解をしました。ただ、現場というか、これはどこの市町でもあるあるだと思うんですけど、市町からすると県がなかなか動いてくれない、県からするとこれは市町がまず決めることなんです。そのはざまの中で、かんかんがくがくやりながら進んでいくものではあると思うんですけど、佐賀県としては今年からわざわざ部を――部というか、部署を改編してまでブランドデザインを描いていくという意思を示したわけです。というのであれば、やっぱり佐賀県としては、より鳥栖市――今、鳥栖市の話をしていますけれども、基礎自治体に、もっと俺たちはこういうふうにくんだというような意思を示していただいた上で地元を引っ張っていただきたいというふうに思っております。

その上で、ぜひスピード感を持ってやっていただかないと、いろいろ少しずつ進捗しているのは分かるんですけども、早くやらないと人口

がどんどん逃げていってしまう、産業も逃げていってしまう、人口減少がどんどん進んでいってしまう。この点に関しては、地元任せるのは分かるんですが、県としても相当な危機感を持って進めていただかなければいけないと思っております。この点について再質問を行います。

あと共同親権についてですが、これもまあまあ、今の社会的な情勢も踏まえた上での答弁をいただいて理解をしました。

僕は結構、全国の「こども計画」とかを見ていると非常に興味深く、共同親権の概念が出る前は養育費に関して語っているところが多いんです。でも、この共同親権の議論が出てきてからは、養育費と親子交流とかがセットで出てきているようなものが見えてきます。あと特徴的だなと思っって、全部は見えていないんですけど、例えば、広島県なんかアンケート調査を行った上で、その上で課題を抽出して目標設定まで行っって、こういった、今議論しているものを進めようとしています。あと関西圏は結構進んでいるところが多いという印象があります。じゃ、その中で九州はどうかとなると、九州はまだこれからというところが多いみたいなんです。であれば、「子育てし大県」さが「」を掲げている以上は、局長を中心にこの共同親権、共同養育が進んでいくための手法というの、どんどん進めていっってぜひとも九州のトップランナーを目指して推進していただきたいと思っいます。この点について質問いたします。

あとCSOについて、これまたちょっと知事になるんですけど、答弁

知事の答弁を伺って、イメージとしてワンフレイズ浮かんできたのが、佐賀のこれからの人材育成というのは、大いにこのCSOだからこそできる、CSOが集積して様々な価値を生むからこそ、新しい人材がどん

どん育まれていくというような土壌が今つくられているんだというものを感しました。さらには、これは世界を超えて地球に対してということでもありましたので、本当にそういう視点で取り組まれているように思っているのだと思います。

また、教育長のお話ともリンクするところにあると思うんですが、さっきいわゆるSIGMAのこととかも話があったりして、この会議は知事と教育長が出席されて、さらに多くの方々が出席されている中、当然、CSOもいらっしゃる中で、佐賀県版の人材育成モデルというものが、様々なCSOを絡めてこれからの佐賀県にとって大きな一つの軸になっていく、新しいうねりが動く軸になっていくものだと感じております。この考え方について知事の見解を求めたいと思います。

あと、高校改革について教育長にですけれども、外部の人たちを配置する工夫をしたいと、外部の力を積極的に活用していきたいというようなお話までかなり踏み込んで議論をいただいたというふうに思っています。

それでは、教育の仕組みそのものを再設計するという強い意志、この再設計の先にどういった学校像を描いているのかというところを改めて、より解像度高くお話をいただきたいと思います。

そして、教育長からありました、教育委員会というか、学校だけでは完結しない学校づくりというのがこれからは求められているわけで、そこに佐賀県としてももう乗り込んでいくわけですね。ということは、教育部だけではなく、知事部局ともかなり密な連携をしながらこれらの高校というのがさらに変わっていくというようなイメージを持っていていいのかどうか、この点に関して教育長の考えをお伺いして再質問

とさせていただきます。よろしく申し上げます。

◎山口知事 登壇Ⅱ下田議員の再質問にお答えします。

まず、「魅せる収蔵庫」に関してです。

私が知事に就任してから、吉野ヶ里に博物館を設けてくださいという声はいろんなところから聞こえてまいりました。県議会の中でもそういった声は何度かあったと思うんですけども、私なりに、そのゴールというか、姿がまだ腑に落ちないというか、昔やったことはあるけれども、財源で国との調整がうまくいかなかったという経緯は聞いておったわけなんですけれども、それでもその財源が整備されれば、いい博物館ができるのかなというところの自分なりのイメージというのができなかったもので、いつかはやりたいけれども、そういう環境が整えばいいなというふうに思っております。

でも、そうしているうちに、あの五万箱の箱というのは極めて劣悪な環境の中にあるわけで、その辺りはずっと切迫感を感じながら、何か出口ないかなという思いでいたわけですけれども、自分でいろいろ考えて、様々な、それこそ世界のいろんなもの、そして、日本中のものを見てみると、何かつくられた展示をつくって、これを見てくださいという形よりも、何か収蔵して、それをしっかりと文化的に保存している営みのような、息づいている姿を感じてもらえるような形になればいいなと思っていたところ、東大博物館にその端緒を感じたんですね、東大に行くとき、たまたま見たときにですね。それを一つの端緒に、今回は東京大学の総合研究博物館が、吉野ヶ里遺跡であれば、これほど世界的な遺跡なので、もともとビッグネームでありましたから、連携したいという話になって、とても何か自分なりに行く末が見えてきたわけです。で、文化庁に話を

したら、それは国家的なテーマでもあったので、そういったものをどうしようか。そしたら、佐賀県得意のチャレンジ、挑戦をして、何とか財源はいろんなところで工夫をしながら前に進めていきたいというふうに思いました。

ということで、八谷議員の質問にもお答えして、「魅せる」とつけさせてくださいと、単なる収蔵庫じゃありませんと、先ほど答弁しましたが、その息遣いというものが二千年前の息遣いにつながるものであるならば、壮大なドラマが感じられるのではないかとこのところに行き着いたわけです。

ということ、スピード感を持って、相手もありますし、一緒になって考えるわけですから、そういったものはありますけれども、非常に東大さんもやる気なので、いいプロジェクトとなるというふうに私は思っております。ぜひ御期待いただきたいと思います。

続きまして、CSOの話です。

私はCSOの皆さんとお付き合いしていて、人の思いの志の固まりと向き合っている気がしてならないです。やはり人って人だなと思うし、人と人が志でつながると、とてつもないパワーとかができるなというふうに思いましたし、実は「PLA PLA」も、ああやって地域から何かやっていくという考え方はとても貴いなというふうに思いましたし、ついつい我々は国と国との関係で、協定で整理するものとか考えがちなんですけれども、いや、実はそうじゃなくて、いろんな人の思いというのは何かを破っていく強いエネルギーになるのではないかなという思いを感じさせていただいたのは彼らであって、であるならば、佐賀県だからできないじゃなくて、佐賀県の思いが、人の思いが強ければ、世界の

海をも変えるんじゃないのかなという考え方に変わっていったところがあります。

ですので、やはり自分でそもそも知事になったときに考えた、人を大切に、人を基軸に県政をやっていくんだということを、様々なプロジェクトで、さっきの「魅せる収蔵庫」もそうですし、CSOの皆さんもそうです、県内の様々な我々のプロジェクト自身も人を生むような形でつくっていくかなければいけないと思いますし、県立大学もそういった中の一環として、小・中・高と連携しながら佐賀県の人づくりに資するようにしたいと思います。そこにこれまで佐賀県で頑張ってきた産業界の皆さんだったり、農林水産業だったり、福祉で頑張っているみんなだったり、そういった仲間が巻き込み型で行うとしたならば、おのずと我々とか県議会が図らずとも、自然な形で「人財大県」さが「」というものが実現できるのかなと私は思っております、やはりCSOの皆さんも含めて人というものに見詰め合いながら、これからも政策を練り上げていきたいと思っております。

◎前田政策部長 登壇Ⅱ再質問にお答えいたします。

まちづくりとか土地活用ということについては市町が主体的に取り組んでいくべきものではありませんが、とはいえ県全体の土地活用のブランドデザインがどうなるのか、どう描かれていくのかということは、市町にとっても大きく影響してくることになると考えております。そして人口減少時代の中で県全体の土地活用の在り方を考えていくことは喫緊の課題であるというふうに認識しております。こうしたことを各市町としっかり共有していきたいと考えております。

県全体のグランドデザインですけども、県内の各地域の現状や課題、

それから、ポテンシャルがどんなものがあるのかといったようなことについて今分析を行っております。県全体のグランドデザインについては引き続きスピード感を持って取り組んでまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

◎横尾県土整備部長 登壇Ⅱ私には、鳥栖市の土地利用についてスピード感を持って早くやる強い意志を持ってということでございました。

先ほど答弁もさせていただきましたが、スピード感を持ってという形でいきますと、市街化調整区域においても地区計画などの都市計画制度を活用してというお話もさせていただきました。具体的に鳥栖市さんと県のほうは、政策部、県土整備部が入って具体的な話を、具体的な場所で、こういった手法でやるのかという話を一つ一つ検討しているところでございます。

引き続き、具体的な姿が早く見せられるように、スピード感を持って、スケジュール感を持って対応したいと思います。

私から以上です。

◎大草男女参画・こども局長 登壇Ⅱ私からは共同親権についてお答えをいたします。

共同親権、共同養育が進むようにというお尋ねでございました。

子供には父母の愛情を受けて育ってほしいという願い、これは根本にある思いだと思います。あわせて、様々な家庭の事情に寄り添うことも大切なことでございます。

「子育てし大県」が「」を推進する中で、子供のことを最優先に考え、父母の思いが子供の健やかな成長につながる選択につながっていくように努めてまいります。

◎甲斐教育長 登壇Ⅱ再質問にお答えいたします。

私が今考えている、どういうふうにしていきたいのか、学校像というお話がございました。

高校というのは、ほとんどの人が教育を受ける、ほぼ全員が受ける最後の教育機関だと思っています。そこでも社会との橋渡しをするというのが大きな役割だというふうに思っています。教科を学ぶ、専門技術を学ぶというところから社会につながっていくところを意識していきたいと思っています。

これまで正解のある問題を、いかに正確に早くというところが中心だった。やはり答えのない問題、社会課題というのはほぼ答えがない課題だと思しますので、そういったところに自分なりにチャレンジしていくような、そしてそれは仲間と協働して解決していくということが大切だと思います。自分だけではないということ。そのために何が本質か話し合う、普遍的な価値は何かというのも考える機会というのが課題解決の学習の中には入ってくるというふうに思っています。そして、多くの人が納得する解を導き出すというような営みにしていきたいと、そういうイメージを持っています。

世の中の何といたしますか、多数決ではないということ、自分さえよければではない、人ならではの営みというのが大切だというふうに思っていますので、大きいところでいくと、SDGsとか持続可能な社会とか、そんなところに大きく言えばつながっていくようなイメージを持っています。

それから、学校だけでは完結しないというお話もございました。今、「佐賀らしい探究学習推進事業」をやらせていただいていて、探究学習

プロジェクトチームというのを事務局内につくっております。今まで高校が一つ一つつながっていたところから、大学や企業、CSOなど各分野の専門家からアドバイスをいただけるようなネットワークを構築していくこととしております。

それからもう一つ、知事部局との連携というお話がございました。

連携は今も行っていますし、さらに関わりを強くしていって、社会とのつながりということで大きくそこはつながっていききたいというふうに思っております。

子供たちが、これからの社会で自分らしく主体的に自分も他者も尊重して、よりよく生き、よりよい社会をつくっていくところ、それが教育の本質だと思っておりますので、尽力してまいりたいと思います。私からは以上でございます。

◎下田 寛君 登壇Ⅱ御答弁ありがとうございます。再々質問させてもらいます。

収蔵庫に関して、知事の思い、背景等も聞かせていただきました。期待します、期待していますし、やっていただきたい。やっぱり僕も個人的には、鳥栖市内とか僕の周りにも発掘というか、当初、吉野ヶ里遺跡を守るために頑張った人たちの息子さん、娘さんがいらつしやったりするんですね。そういう人たちから、今の吉野ヶ里すごいねという喜びの声をいただいたりしているということもあつたりして、思い入れが個人的にもあります。なので、いろんな背景の中で、ぜひとも進めていただきたいという要望を言わせていただきたいと思います。

あと、鳥栖市の土地活用等について御意見いただいてありがとうございます。スピード感を持って取り組んでいただきたいと思いますので、

よろしく願います。

共同親権に関して、まだこれはこれからというところもあるので、そういうった答弁だったんだと思います。

いろいろまた部局内でも議論をしていただいて、佐賀らしい政策がしっかりと推進されるように、子供たちが守られる政策を推進していただきたいと、これも要望させていただきます。

それで、CSOに関して知事から答弁いただきました。まさにそうだと思います。いかに人が焦点になっていくのかというところがあると思います。

教育長の先ほどの答弁も含めて、すごい気になる点があったんですが、これから知事部局と教育部局が連携していくのは当たり前、既存として実際にやっているのは当たり前なんだろうと思うんです。ただ、この部分とこのをより強固に見える形で推進ができれば、人に対してより分かりやすくメッセージが伝わるんじゃないかと思うというか、感じました。なので、知事にはCSOのことというのは、さっき大学の話とかさせてもらいましたけれども、当然ですが、大学も高校も全部ひっくるめた上で、いかに人材教育をし、新しい人材が育っていくのかというような、人材育成モデルみたいなものをこの際、構築したらどうかというふうにも感じましたが、そういった考え方についてお尋ねをしたいと思えます。

あと、教育長からお話をいただきました。これからとにかく進めていくという教育長から決意のお話をいただいていると思います。その上でなんですけれども、外部の力を活用するということなんですけれども、これは国が進めているようなお話の中で、さっき協議会の話とかあります。

したが、国のほうでは教頭レベルで、こういった外部の人を配置したいというようなことも議論がされています。

また、現に今ではコーディネーターという形で、今二人、県内に配置されていますが、そういった方々に関してどの点を注力していくのか。また、外部の力を配置するに関しても、どなたが権限を持つてあるのか、校長先生一人ではきついと思うんです。もしかすると、これからの教育の形としては、それは、また新しい形があるのではないかなというふうにも思っておりますが、この外部の力というところをより詳しく、今の現時点でのイメージ等を御説明いただきたいと思っております。

これで再質問を終わります。

◎山口知事 登壇Ⅱ下田議員の再々質問にお答えします。

まず、CSOの皆さんが人材育成をするってすごいなと思うのは、せんだってのときも東明館の高校生たちがウガンダとか、カンボジアとか実際に行って、こんなにも高校生というのは成長するのかなと思いましたが、例えば、うちの事業で司書を大切にする中で、ビブリオバトルとって本を読んで発表会するんですけども、こんなに人って成長するのかなど。要は人間はきっかけを与えてそれに組みむと、いつになっても成長していくという姿というのはすばらしいなと私は思いました。

その中で、教育委員会と知事部局というものの重なりも最近が増えてきて、この総合教育会議という文科省がつくってくれた仕掛けってすばらしいなと思っていました。私も今まで知事になる前、ほかの県に行っていましたけど、教育というのは遠かったんです。ほとんど独立した組織のような形になっていて、なかなか首長が教育に触れるというのをアタツチャブルみたいな雰囲気があったので、それってちゃんと首長が

政治的なことさえしなければ、もうちよつと教育にコミットして、一緒になって人づくりしてもいいのになというふうに思っていたので、最近はその辺りが総合教育会議という観点で、教育委員の皆さんとも教育長とも自由闊達にオープンな場で議論ができていたので、それがきっかけに大きくいろんなものが変わってきました。

先ほどの議論も聞いておりまして、小・中・高はやはり今までずっと教育委員会の範疇というところでやってきまして、我々知事部局が産業界とか、社会人になってからの人材教育というシステムを持っているわけなんですけれども、そこに、何度も申しますけど、大学の部分で断絶ができていて、実際、人は大学を通じていく方が増えてきて産業界に行くわけなんですけれども、その標準装備が佐賀県にはなかったたので、これができたら県議会でもいろんな議論ができます。我々ももっと一貫通貫的に人材育成を取り組むべきだという話がもっと活性化して佐賀県がよくなるなというふうに思いますので、議員がおっしゃるように、様々な個々の主体が頑張つて、それが連携していくことのすばらしさというのは、むしろこれから、この教育というものの、特にリカレント教育もとても大事になってくるので、全ての佐賀県民が少しでも人材としても成長できるような、そんな環境をつくっていききたいと感じました。

◎甲斐教育長 登壇Ⅱ再々質問にお答えいたします。

コーディネーターについて御質問がございました。

今、県の事務局のほうにコーディネーターを配置しまして、各学校の伴走支援を行います。

先ほど少し申し上げましたが、専門家からアドバイスを受けられるようなそういう仕組みというものを、ばらばらじゃなくて県の拠点をつ

くって、そこには集積をしていく、知見を集積していくというような形。それから、先生方は、今まで専門の教科を教えるというのが中心だったところから、今、探究学習というところに入っているわけなんですけれども、新しくやることなので、先生方一生懸命考えてやっていらつしやるんだけれども、これでいいんだろうかというお気持ちが出たりあるんですね。そうしたときに、外部から、これでいいんですよとか、もうちょっとここを工夫しましょうよとかという、そういう探究のスキルとか、マインドとかというところも、研修とか、そういうことを今度の「佐賀らしい探究学習推進事業」でやっていきたいというふうに思っています。

それから、外部とつながるといふところなんですけれども、何か探究担当の先生が一人いらつしやるかというのではなくて、高校にはそれぞれの専門教科の先生がいらつしやって、それぞれに探究があると思っているんですね。そこにもいろんな専門分野があらわれていて、でも、その先生たちだけでは完結しない、もっとほかの知見も要するというところで外部を借りるんですけれども、先生たちも多分、専門の教科というのは、自分が習っていたときに先生から言われて勉強してなったんではなくて、この教科が好きでなったという先生たちだと思っています。だから、本当に主体的に探究的に学んでなられた先生だというふうに思いますので、そういうわくわくしたときの気持ちというものを大切にしたいだけで、子供たちのわくわくを育てていけるような、誰が探究しますよではなくて、全体的にその探究マインドというのを広げていけたらというふうに思っております。

私から以上でございます。

◎野田勝人君（拍手） 登壇Ⅱ皆さんこんにちは。県民ネットワーク、野田でございます。

昨年六月も質問に立った冒頭に、東多久納所地区の伝統製品であるビワの話をさせていただきました。この時期、ビワ畑が袋でいっぱいになって、ビワの色は黄色なんですけれども、袋の色で真っ白くなるというのが長年の状況だったんですけれども、それがほとんどなくなっているというお話をさせていただきました。今年はさらに深刻になりました。

せっかく昨年はそういう状況で、当時の産業労働部長に、納所のビワを吉野ヶ里の地ビール会社につないでいただいて出荷するという大変大きな喜びをいただいたところですけれども、今年になってますます高齢化が進み、担い手がいなくなり、まず、牛津から東多久へ行く県道からはその風景は見られなくなりました。

あわせて、集荷場の老朽化、そして、それに伴う違う場所での選果場のほうへ持っていくという、今度は運賃ですね、こういったものが加算されて、物価高騰による肥料、農薬関係の高騰、そして、運賃までの上昇ということ、ますますこれが難しくなっていくんじゃないかというような話を生産者の方から伺いました。私がお世話になっている方も、今年でこの木は切ってミカンの木に変えるということ、本当に残念に思う次第であります。どうにか伝統的な歴史ある納所のビワを持続できないものかなというふうに、一生懸命にお知恵を皆さんからお借りしたいというふうに思っています。

それでは早速、質問に入らせていただきます。

まず、人口減少社会について質問をさせていただきます。

先月二十九日に、国勢調査の速報値が、そして、今月三日には人口動態統計が発表されたところであります。国勢調査の速報値では、佐賀県の人口が戦後初めて八十万人を割り、人口動態統計では出生数が四千六百十一人と、前年から二百十三人減少し、十五年連続の減少となり、また、合計特殊出生率、これは十五歳から四十九歳の女性の年齢別出生率を合計し、その年の水準で一人の女性が一生に産むと仮定される子供の数を表す指標ですけれども、前年の一・四一から一・三八に減少し、これも六年連続の減少となっています。

この質問に入ることになった経過に、この報道のときに、合計特殊出生率、九州では、第一位はやっぱり沖縄なんです、一・五二です。二位は宮崎で一・四六です。三位は長崎で一・四二、四位は熊本で一・四、佐賀は鹿児島と一緒に一・三八です。そして、七位に大分で一・三三、福岡は一・二一です。何と九州八県でお尻から三番目という数字に、私は、私は本当に衝撃を受けたんですね。もっと上かと思ったんです。

今後とも人口が減少し続けることは目に見えており、現在でも少子・高齢化の影響を大いに受けており、さらにこの先、佐賀県がどうなっていくのか危惧しているところであります。

人口が減少していく要因の一つに、私は幼少の頃も含め、若者が地元のをよさを十分に認識しないまま、進学、就職を迎え、県外へ流出してしまふことがあるのではないかと考えております。地域に住み続けるために、安心・安定感の醸成は、私はとても重要なことと考えており、基本的にしっかりとここをやっていくべきだと思っております。人口減の課題に対しましては、幅広く奥深い様々な分野での対策が必要と考えるところであります。

二年前に山梨県で開催された「全国過疎問題シンポジウム2024 in やまなし」に出席した折、その基調講演では、天野馨南子先生の「統計データが示す人口の未来の作り方」と題し、「長男跡取り文化からの脱却がなぜ重要なのか」とのテーマで講演がありました。天野先生はエビデンスに基づく人口問題の専門家であり、政府、地方自治体、経済団体などの人口関連施策アドバイザーを務める方です。

その中で、次の二項目に関心を持ちました。第一に、若い女性が去り行く社会エリアに自然増はない。女性は一度就職などで出る数は男性に比べると少ないのですが、出ると地元に戻らない傾向が男性よりも強い。結論として、女性に強いエリアのほうが過疎化はしていかない。女性が就職で出ていく自治体に人口増はない。ここが分かっているから、全国的に改善ができていないということでありました。

次に、人口の未来は令和の女性に選ばれる雇用にありと断言され、今まで長男跡取り文化が当然であったが、人口増には結びつき難く、よって跡取り女性戦略にすれば定着し、安定し、婿取りをするほうが容易に移住が成立する、これも統計から出ているらしいです。

要は、人口を減らさないためには女性の魅力ある雇用を増やし、流出を止めるという内容に、私は大変興味深く感心させられた次第であります。

県では「子育てし大県」さが「」や「プロジェクト65+」などの若者の県外流出を食い止める施策など、様々な施策に取り組みられております。さきに述べました若者はもちろん、女性雇用を考慮した、県と市町が一体型となって企業誘致に取り組み、県内での就職先を今以上に確保していくことが必要ではないかと考えております。

人口減少対策は、これをやればいいというものではなく、様々な取組が相まって効果を生んでいくものと考えており、県の各部署がそれぞれで取り組むのではなく、一体となって取り組んでもらいたいと願うところであります。

そこで、次の点について伺いいたします。

人口減少の受け止めについてであります。

今回発表された統計データを踏まえ、佐賀県の人口減少についてどのように受け止めておられるのか。あわせて、女性の流出にも感じることでありましたら、御所見を知事のほうにお願いしたいと思います。

次に、これまでの取組と今後の取組についてであります。

県ではこれまでも、人口減少対策として様々な施策に取り組んでこられたと思いますが、これまでにどのような施策に取り組んでこられたのか、また、今後どのように取り組んでいくのか伺いいたします。

質問の二番目です。地域交通におけるタクシーの在り方について伺いいたします。

地方においては、成人のほぼ一人一台の自家用車保有と言っても過言ではなく、それに加え、人口減少が進む中、路線バスは経営の厳しさや運転士不足の影響によって減便や廃止を余儀なくされ、全国的に交通不便地域では移動手段の格差問題が発生しております。

その解決策として、自治体によるコミュニティバスなどの導入が普及してきました。それでも、該当しない地域やその周辺地域など交通不便地域の存在や、多彩で複雑化する移動需要の中での便数の少なさ、乗り降りするバス停の遠さなど、より柔軟で利便性の高い公共交通の必要性が課題となっております。

そこで、このような課題を少しでも解決するために登場したのがオンデマンドの乗り合いシステムであると認識しています。自分が行きたい時間に自宅や目的地近くで乗り降りできるようになり、時刻表に合わせるのではなく、自分の予定に合わせることができるオンデマンド交通サービスは、移動格差の解消はもとより、より高齢者の外出機会を創出するものであり、高齢者の免許返納の推奨が進む中、新しい交通システムとして一役を担うものと期待をしているところであります。

しかし、その一方で、安価な運賃と小まめな停留所などが特徴で便利なオンデマンドタクシーを利用することで、従来のタクシーを利用する人が減少していると聞くとあります。さらにオンデマンドタクシーに運転士や車両を割くことで、従来のタクシーそのものが足りないという状況となり、より市場が小さくなっていく負のスパイラルに陥るのではないかと危惧しております。

あわせて、以前は市外近郊から、例えば、私の地元多久まで夜のにぎわいを求めてくる人もいらつしやいましたが、タクシーが減ったことで、そういった機会の減少にもつながっているのではないかと感じております。実際、私がタクシーを予約しようとした際も、時間帯によっては一時間待ちと言われたこともありました。

オンデマンド全体を見直し、中型バスではなく、小型で小回りがきく車両を一台でも増やすことは、結果、夜に運行するタクシー車両も増え、少しでもまちづくりに寄与するのではないかと大きな期待がかかっていると思っております。県内の他の地域でもオンデマンドタクシーの導入が進められており、これからの普及も見込まれる中、同様の課題が生じる可能性があるため、地域交通におけるタクシーの在り方についてしつ

かりと考えるべきだと思っております。

今あるオンデマンドタクシーを否定するものではありませんが、タクシーとの共存共栄を図っていくことが、地域交通を維持可能なものにしていく上で大切であると考えております。

そこで、次の点について伺いいたします。

現状に対する県の捉え方であります。本来、地域公共交通は市町が担うものでありますが、以上の問題などを踏まえ、オンデマンドタクシーにより利用者の利便性が向上する一方で、従来のタクシーに影響を及ぼしかねない状況を県はどう捉えていらっしゃるのか伺いいたします。

次に、現状に対する県の取組です。

こうした現状に対し、県はどのような取組を行っておられるのか。また、折しも六月一日より、軽自動車のタクシーが全面解禁となりました。この業界は環境としてどんどん変わっていくものであり、地方にとってはすぐ期待をしているところであります。

県としまして、今後どう取り組んでいかれるのか伺いいたします。

問いの三番目です。担い手への農地集積、集約について伺いいたします。

本県においては、農業の担い手となる基幹的農業従事者数が高齢化や人口減少などにより今後さらに減少していくことが見込まれております。私はこのような状況の中で、スマート農機の導入や農地の大区画化などによる効率的な農業を進めていくためには、地域計画に基づき、農地を貸したい農家から、規模拡大や効率を図るために借りたい農家に貸し付けるために、農地の集積、集約を進めていくことが、農業を持続可能なものとする大変重要な仕組みであると認識をしているところであります。

このような中、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が施行され、昨年、令和七年四月からは、それまで市町農業委員会が担っていた利用権設定等促進事業が廃止され、農地の貸借は佐賀県農業公社が行う農地中間管理事業へ一本化されることになりました。

これに伴い、農業公社が行う事業の契約手続ですとか、賃料の受け払いなどに係る業務量が数年後には現在の三倍から四倍に増加が見込まれることから、体制の整備が急務となり、手数料として農地の所有者、いわゆる貸手、そして借手の耕作者の双方から賃借料の1%徴収することとなっております。

しかしであります。僅かその半年後には推進体制の見直しを検討され、今年四月からは貸借の受付については市町へ委託されることとなったと伺っております。

さらに、この見直し関係に、県及び農業公社からの説明に対しては、一方的ともとられた一部の農業委員会からは戸惑いや懸念の声が上がったとも聞き及んでいるところであります。

二年前の議会でも、改正前の段階において、こういった徴収制度を含む体制の変更が、実は決定事項として、上から命令形という感が否めず、もつと地元として時間を割いた対応ができなかったのかと反発があったので、丁寧に説明をしてほしいという質問をさせていただいた経過があります。

繰り返しになりますが、農地中間管理事業は担い手の農地の集積、集約を進め、地域農業の持続的な発展に資する重要な施策であると認識しており、その進捗に当たっては、農業委員会など、地域としっかり連携を図っていくことが必要と考えるところであります。

そこで、次のことについて伺いいたします。

まず、農地中間管理事業の推進体制についてであります。

農地中間管理事業の推進体制見直しは、先ほども申し上げましたように、昨年四月に施行され、僅か半年にはさらに見直され、窓口が市町へと戻され、市町が受けなければ農家は直接公社へ出向きなさいとの内容で、この四月から施行されているところであります。

今回、一方的とも捉えられる農地中間管理事業の推進体制の見直しに至った背景、そしてどのようなプロセスを踏んで市町へ説明をなされたのか。また、県として今後どのように本事業の推進に取り組んでいくのか伺いいたします。

そして、次の質問は農地の集約についてであります。

限られた担い手で地域農業を維持していくためには、農地を集約し、効率的な農地経営に取り組む必要があるのですが、各市町では地域計画を策定するに当たり、集約について、現状は既に転出など、地権者不在であったり、高齢化による諸問題や、農機が壊れたタイミングなどで離農されることなどをよく聞くようになりました。

こういった現状を踏まえると、なかなか数年先にわたり見通しが立てにくいのではないかと考えますが、こういった現状も含め、県では農地の集約にどのように取り組んでいかれるのか伺いいたします。

大きな四番目であります。「山の博覧会」の開催に向けた取組についてお尋ねいたします。

県ではこれまで、地域に住む方々が自ら考え、地域資源を磨き上げていく自発の地域づくりを推進してこられました。

自発の地域づくりでは、地域資源の創出や、その価値を見だし、磨

き上げていく活動の中で、住民同士のつながりが増し、自主的、主体的な参画によって地域づくりが図られていくものと思っております。意欲ある方々が県内各地で自発の地域づくりに取り組まれており、その取組が育っていることは大変評価しているところであります。

私自身、令和六年十一月に開催された「山の会議（仮）小城・多久ブロック」に参加させていただきましたが、そこで出会った自発の地域づくりに取り組まれておられる方々の熱い思いや行動力、そして視野の広さに大きな刺激を受けたところであります。

私の地元多久市には、鬼ノ鼻山というすばらしい地域資源があります。つい先日、鬼ノ鼻山でお会いした方々は、長崎県の平戸や福岡県の三潆から見えられたとお伺いいたしました。このように鬼ノ鼻山は県外からも人が訪れるような魅力的な山ですが、残念ながらその魅力は地元の方々に十分に知れ渡り、活用されているとは言い難い状況で、いつも何かしたいと思っております。

そこで、今年四月、「山の会議（仮）」にも参加しておられる多良岳山岳の愛好家の方々、そして地域交流部長をはじめ、さが創生推進課長さん、そして多久市総合政策課を含む商工観光課の皆さんと鬼ノ鼻山に赴き、実際に登山を行ったところ、その自然環境や景観、登山の楽しさなど、非常に高いポテンシャルを有していることを改めて確認できたところであります。

このように鬼ノ鼻山などに代表される地域資源に対し、住民がその価値に気づいていなかったり、関心が低いことをもったいないと感じております。

また、地域資源を活用して自分が住む地域を盛り上げたい、元気にし

たいという意欲はあるものの、具体的に何から始めてよいか分からないと悩んでいる住民がおられることも事実であり、このような住民への後押しは、地域に最も身近な市町にも頑張ってもらいたいなど期待をしているところでもあります。

私は、従来から地域づくりは人づくりと言われる考えに深く共感しており、自発の地域づくりに興味や関心を持ってもらい、自主的、主体的に関わってもらうためには、「山の博覧会」はとてもよいきっかけになると思っております。一方で、「山の博覧会」に自分はどう関わることをできるのか、イメージできていない人も多いんじゃないかと思えます。

また、博覧会といえば、老若男女、皆さんがこぞって会場に出向くというようなイメージを持っているんですけども、なかなかこの「山の博覧会」というイメージは、できていない人が多いのではないかと思います。ことを伺っています。

そこで、山博・緑化フェア事務局長に次の点について伺いいたします。

県では、今年四月から専任の事務局を設置し、「山の博覧会」及び全国都市緑化フェア開催に向けての準備を進めていると思っておりますが、「山の博覧会」に関わり、参加してもらう方々を増やすためにどのような取り組みでいくのか。私は県内の各地域住民はもちろんのこと、市町の職員さんに届くことを切に願ひ、この質問をさせていただきます。

以上四つの質問、よろしく御回答のほどお願いいたします。一回目の質問を終わります。（拍手）

◎議長（宮原真一君） 暫時休憩します。

午後零時三分 休憩

○ 開 議

◎副議長（古賀陽三君） これより会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

野田勝人君の質問に対する答弁から開始いたします。

◎山口知事 登壇Ⅱ野田勝人議員の御質問にお答えします。

人口減少社会について、佐賀県の人口減少の受け止めなどについてお答えします。

先日公表された令和七年国勢調査の速報値では、昨年十月一日時点の佐賀県の人口は約七十八万一千人、少子化の影響もあり、全国と同様に人口減少は続いております。これは対処すべき課題と考えています。

そうした中でも、二〇二五年の佐賀県の人口増減率は、五年前、前回の国勢調査では全国でよいほうから二十三位でありましたけれども、今回は十八位というところまで順位は改善しております。ちなみに隣県の福岡県は七位、長崎県は三十八位であります。五年後には、この増減率順位で福岡県に追いつく流れをつくっていきたいと考えています。

二〇二五年の人口移動では、佐賀県は二年ぶりに転入が転出を上回る社会増となりました。社会増となりましたのは全国で二十三の都道府県でありまして、九州では福岡、熊本、佐賀の三県でございます。

また、この十年間の日本人の社会増減に着目しますと、転出超過数は平成二十七年の二千七百人から令和七年の約千二百人へと改善をいたしております。

合計特殊出生率の全国順位は八位、一・三八ということで、ちょっと下じゃないかというお話もいただきました。上とはだんごであることと、結構この数字が難しいのは、分母が小さくなると大きくなるということ

ろもありますので、その辺の分析も必要ですけれども、相変わらず、九州・沖縄地域は全国で上位を占めているという趨勢には変わりはありません。九州知事会議でもここを生かしていこうという呼びかけを私からも行っているわけであります。ということで、日本全国が大きく人口減少トレンドの中にあるますが、佐賀県は比較すると健闘しているものと受け止めております。

課題の認識ですけれども——ということで、佐賀県は子供が多い県であります。二十五年間も子供割合は全国三位以内にあります。特殊出生率も一桁ということであります。

一方、十八歳から二十三歳の人口流出が顕著であります。大学進学者は八割以上の約三千人が県外へ流出しています。就職者は三割以上の約六百五十人が県外へ流出しています。

近年、有効求人倍率は、佐賀県は一・二倍付近で高止まっています。足元でも五カ月連続で九州一位の有効求人倍率となるなど、県内、様々な分野で人材不足の課題があります。

佐賀県にはポテンシャルがある中で、そして、出生は全国的に見て高い中で、佐賀県の未来を担う人材が流出しているのは大きな損失だと思っています。生産年齢人口の減少が続く課題に対して、様々な施策を講じていくことが県政の大切な仕事、急務であると思っています。

知事就任以来、佐賀県の未来を鳥瞰的に見据え、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり。」を県政の基本理念として、人の流れや定住も意識しながら、佐賀の持つポテンシャルを最大限に発揮すべく、様々な施策を戦略的かつ重層的に展開してまいりました。「子育てし大県」さが「」、自発の地域づくり、維新博、企業誘致、コスメティック構想、

「プロジェクト65」、SSP構想、文化事業などでございます。こういった子育てだったり、人材育成だったり、産業など、文化・スポーツなど、様々な事業を複合的に行う必要があると思っています。

また、議員も女性の流出に課題を持たれているというお話がありました。今年の佐賀県は、柱の一つに「輝ける女性」を意識した施策を展開することとしております。私の考えですけれども、女性の流出防止とかを声高に考えてやっていくのではなくて、魅力のある雇用も含めて好まれる、選ばれる地域に佐賀がなることが大切だと思います。言い換えれば、女性が佐賀での生活を謳歌し、やりがいを持った生き生きとした毎日を送る、そんな環境をつくっていくことが大切だと思います。

若年女性の地方部からの転出の要因の一つに、固定的な性別役割分担意識、無意識の思い込み、いわゆるアンコンシャス・バイアスの存在があるとされています。これは男性がやるもんだ、これは女性がやるもんだといった長い時間をかけてできてきた人々の意識のことです。地域に根強く残ったこうした「もんだ症候群」を県民みんなで考えることで、課題について気づききっかけづくりに取り組みたいと思っています。

今年は、例えば、令和八年三月に「SAGA女子Con」というのを初めて開催してみました。これは建設業に携わる女性との集いを実施したわけがあります。皆さんにこれからの建設業の在り方だったり、佐賀での暮らしとか様々なものを考えていただきました。大変喜んでおられました。そうしたメンバーも含めて、七月二十五日には「SAGA×WOMAN EXPO2026」をSAGAアリーナで実施します。多くの佐賀県を中心とした女性たちにも参加いただき、ありがたい自分を思い描くきっかけにしたいと思っています。

さらには、八月には九州の知事、経済界で構成されています九州地域戦略会議の夏季セミナーが唐津で、「PLA PLA」の紹介も兼ねまして開催することとなりました。その中の分科会では、佐賀県が幹事県となつて「アンコンシャス・バイアスの気づきから職場・地域を考える」をテーマに意見交換を行うこととしています。九州の皆さんにも佐賀の「子育てし大県」を含めた取組を御紹介したいと思っています。

今後とも、佐賀県の輝ける女性施策を含め、県の各種施策が人口減や担い手不足対策にもつながるよう構築し、子育てや、産業や、教育や、シビックプライドなど、各種施策に複合的かつ戦略的に取り組んでいきたいと考えています。

◎前田政策部長 登壇Ⅱ 私からは、人口減少社会に関する御質問にお答えします。

これまでの取組と今後の取組についてのお尋ねでした。

県では、若者の県内定着や佐賀へのさらなる人の流れを生み出すため、様々な施策を戦略的かつ重層的に展開してまいりました。その一つが平成二十七年度に立ち上げた「子育てし大県」さが「プロジェクト」です。

佐賀で安心して楽しく子育てをしてほしい、佐賀で生まれた子供たちには佐賀に誇りを持って骨太で健やかに成長してほしいという思いで、これまで出会い、結婚、妊娠、出産、子育てなど各ライフステージに応じた様々な支援策を年々充実させ、磨き上げてまいりました。

県外からの移住者数が増加傾向にある中で、二十代から四十代の子育て世帯がその約八割を占めるなど、佐賀県の子育てしやすい環境が社会増にも一定寄与しているものと考えています。

それから、佐賀で育った子供たちが将来も佐賀で活躍できるような環

境づくりも大切です。こうしたことから、高校生の県内就職率六五％以上を目指し、「プロジェクト65+」にも取り組んできました。

県内企業のすばらしさの発信やきめ細やかな就職支援をポイントにしておりまして、高校生や、その保護者向けの合同企業説明会のほか、高校生や保護者向けの県内企業訪問バスツアーなど様々な取組を行ってきました。その結果、令和元年度―令和二年三月に卒業された高校生ですけれども、令和元年度は六〇・七％だった県内就職率は、令和二年度に六五・八％となり、以降は五年連続して六五％超えの目標を達成しております。

議員からは、様々な取組が相まって効果を産んでいくので、それぞれの部署ということではなく、一体となつて取り組んでもらいたいというお話をいただきました。我々もそういった認識でありまして、例えば、先ほどの「子育てし大県」が「」につきましては、全庁的な体制として推進本部を設けて議論しておりますし、「プロジェクト65+」につきましても、関係部局と教育委員会が定期的に情報共有を行いながら緊密に連携し、事業効果が高まるよう取り組んでおります。

それから、若者が県内に定着をして県外からも人材を呼び込むためには、働く選択肢をいかに広げるかもポイントとなります。県では付加価値の高い産業集積を目指して戦略的企業誘致にも積極的に取り組んでいます。

例えば、半導体やコスメ、デジタルといった成長分野などに加えまして、研究拠点や、総務、経理などの本社機能の移転にも取り組むなど、多様な分野の企業誘致を進めてきました。近年では、アサヒビール、久光製薬、大塚製薬など、世界的な企業からも佐賀が選ばれています。

そして、日本屈指のエンターテインメントアリーナであるSAGAアリーナはオープンから三年が経過しました。これまでプロスポーツやコンサート、MICEなど、多彩なイベントが開催され、百三十万人以上が来場されています。佐賀駅周辺には新たなホテルの進出など民間投資の動きも活発化しておりまして、SAGAアリーナが地域経済やまちづくりに大きな影響を与えていると認識しています。

このような様々な取組が相乗的に効果を発揮し、結果として人口減少の抑制にもつながっているものと考えています。先日、公表された地価公示の伸びや有効求人倍率などの指標にも現れてきているものと受け止めています。

今後の取組ということで申し上げます。

先ほど知事から答弁がありましたとおり、本年度は「輝ける女性」を意識した施策を柱の一つに据えています。女性一人一人に寄り添った形で、佐賀の地で女性自身が思い描く生き方や働き方を応援することで、様々な価値観を持つ女性の自己実現を後押ししていきたいと考えています。

輝ける女性の施策を推進することは、女性だけにとどまらず、産業発展、雇用拡大など、ほかの分野にも波及的に効果をもたらすことになり、佐賀の活力を生み、県全体を強く前に進めていくことになると思います。佐賀県は、これまで講じてきた施策の効果もあり、地価公示の上昇などにも現れているように、非常によい流れにあると思います。過去の延長線上ではなく、佐賀の未来につながる布石を打っていくことが肝要であると考えております。

今後も、佐賀県の未来を鳥瞰的に見据え、人の流れや定住も意識しな

がら、様々な施策を戦略的かつ重層的に展開してまいりたいと思います。
私からは以上でございます。

◎寺田地域交流部長 登壇〓私からは、地域交通におけるタクシーの在り方について二点お答えいたします。

まず一点目、オンデマンドタクシーの現状に対する県の認識でございます。

タクシーは、鉄道や路線バスと同じ地域交通に位置づけられております。タクシーは、利用者のニーズに柔軟に応じることができますので、特に高齢者や障害のある方、妊娠中の方など、自家用車の運転が困難な方々にとっては、日常の移動手段としてなくてはならないものであると認識しております。

一方、オンデマンドタクシーにつきましては、早朝、夜間には運行しておりません。それから、他の利用者と予約時間が重複した場合には一緒に乗車することになりますので、目的地に到着するまで、その分、時間がかかるといった制約がございます。そういった制約がございますけれども、ドア・ツー・ドアに近い形で自宅や目的地近くの停留所で乗り降りができる、また、タクシーと比べまして運賃が安いといった特徴がございます。

オンデマンドタクシーについては、県内でも市町からタクシー事業者への委託や補助という形で導入が進んでおります。通常、タクシーと比べて運賃は安く設定されておりますので、議員御指摘のとおり、利用エリアや移動できる発着点の定め方によつては、既存タクシー事業者と競合する場合もあり得ると考えております。

県内の状況について市町単位で見ていきますと、営業区域内にタク

シーの事業者が一家、ほかのタクシー事業者がない市町、そうしたケースは影響が通常はないわけでございますが、複数のタクシー事業者が営業区域内に存在する場合、このケースについては複数の事業者に分担するなどして対応されており、各市町ごとに、できるだけ既存のタクシー事業者に影響が出ないよう配慮した、運行に当たつての工夫がなされているものと認識しております。

ただ一方で、個々の事業者で見ていきますと、議員御指摘のとおり、オンデマンドタクシーに、運転者、車両が割かれることで、導入前と比べてトータル収入が減るといふような状況になる可能性は否定できないと認識しているところでございます。

次に二点目、県の取組についてでございます。

市町それぞれの地域交通の在り方につきましては、交通事業者をはじめ、利用者や地域住民など関係者が参加する市町の交通会議で議論されております。会議には県も参加し、利用者、事業者、双方の視点に立つて、客観的かつ広域的な視点での助言ですとか、ほかの市町での事例等の情報提供を行っております。

地域交通を持続可能なものとするには、単一の交通手段に頼るのではなく、複数の交通手段、これらの交通手段を組み合わせることが重要であります。利用者、事業者などの関係者がそれぞれの立場から意見を出し合い、関係者でよく議論すべきものと考えております。

特にオンデマンドタクシーは導入が本格化しつつある新しい交通手段でございます。実証運行ですとか関係者の協議を経てスタートしたばかりのところもでございます。地域それぞれの特性や移動ニーズを踏まえカスタマイズしていくものであり、関係者が知恵を出し合い、トライ・ア

ンド・エラーを繰り返しながらつくり上げていく必要があると考えております。仮に交通事業者の声が反映されていないといったことがあれば、県からもしっかり助言を行っていきたいというふうに考えております。

なお、昨今の地域交通の状況でございますが、利用者の減少、運転士等の人材不足が喫緊の課題となっております。これはタクシー事業者においても同様でございます。

このため県では、人材確保や運行の効率化など、タクシー事業者の経営基盤の強化を図るために、女性も運転しやすい軽の電気自動車の導入ですとか、配車システムやETC車載器の導入などの取組を支援しているところですよ。また、ユニバーサルデザインタクシーですとか、福祉タクシーの導入支援も行っております。

加えて、今年度はタクシーの利用促進に取り組む事業者に対する補助、それから、子育て世代に対するタクシー利用券の配布といった取組も開始しております、タクシー事業者からは、子育て世代で新たにタクシーを利用する人が増え、大変ありがたいという声をいただいているところでございます。

本日、議員から様々な御意見をいただきました。地域の方々にとって真に必要な移動手段はどうあるべきなのか、オンデマンドタクシーにつきましても、導入して終わりではなく、絶えず見直しを続けて、市町や関係者とも議論を重ね、タクシーを含む地域交通が持続可能なものとなるよう、県としても引き続き市町等と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

◎井手農林水産部長 登壇 Ⅱ私からは、担い手への農地集積集約につい

て答弁します。

法改正により、市町の農業委員会が担っていた利用権設定等促進事業は、佐賀県農業公社が実施する農地中間管理事業に一本化されました。これを受け、農業公社は農地の貸借業務全体を担いながら、市町と連携して事業を推進する体制へと見直しを進められました。

具体的には、書類提出など農業者の利便性向上などを踏まえ、市町の意向に応じて受付業務を受託できる仕組みとされています。

そして、こうした見直しに当たっては、昨年十月に農業公社が県と連携して、市町及び農業委員会を対象とした説明会を開催しました。寄せられた疑問や受託への懸念を踏まえ、その後、農業公社と県が全ての市町を訪問して、実務上の留意点や課題への対応について意見交換も行いました。その後、必要な見直しなども行っております。

ただ、市町からは、もう少し早く説明してほしいなどの意見があり、最近、私もそうした声を聞きました。現在は全ての市町が受付業務を受託されております。

その中で、見直しは、農地中間管理事業の円滑な実施に向け、必要なことではありますが、こういうときこそ、現場の意見を踏まえながら、より一層、必要なサポートや丁寧な対応を心がけていく必要があると考えております。

農業公社では農地流動化推進員が定期的に市町を訪問し、申請に必要な手続に対して助言するなど、きめ細かに支援を行うこととしました。また、手続の効率化と事務負担の軽減を図るため、市町と契約情報をクラウド上で共有、活用できる新たなシステム、負担軽減のシステムの導入も予定されております。

県としても、こうした取組への支援を含め、市町や農業委員会と連携しながら、農地の集積集約化につながる農地中間管理事業の円滑な実施に向けまして、引き続き農業公社の取組を後押しします。

次に、農地の集約についてですが、農業の担い手が減少する中、農業の効率化を図るためには、農地を地理的にまとめる集約の取組を進めていくことが重要です。

県では「さが園芸888運動」を強力に推進するため、農地集約を加速することとしており、市町や農業委員会、地域農業振興センターなどで構成する専門チーム「農地集約タスクフォース」を各振興センターに配置しております。

昨年度、県が地域に入りまして、直接支援して農地集約イメージマップを策定した白石町の辺田地区では、今年度取り組むモデル七地区の一つとして、農地集約タスクフォースと共に集約に取り組んでおります。

さらに、ほかの六地区についても、このチームを中心に地域での話し合いを重ねながら、農地集約イメージマップを作成し、将来の担い手が耕作するエリアの見える化を進めるとともに、権利移動に向けた意向確認や条件調整を行い、集約を進めていきます。

あわせて、新たな取組として、農地集約に協力いただく地権者、いわゆる農地の出し手に対しては、集約協力金を交付する取組を今年度からスタートしております。

農地集約による農業経営の効率化は重要なことでありますので、耕作者や地権者の意向を踏まえ、関係機関と連携しながら、取組の進め方の工夫や優良事例の周知、横展開を行いまして、さらに加速化を図っていききたいと思います。力を尽くします。

私からは以上です。

◎江島山博・緑化フェア事務局長 登壇Ⅱ私からは、「山の博覧会」の開催に向けた取組についてお答えします。

佐賀県が推進する地域づくりは、地域主体で自ら考え行動する自発の地域づくりがベースであり、トライ・アンド・エラーを繰り返しながら、佐賀が持つ本物の地域資源を光り輝かせていくものでございます。

この自発の地域づくりと合わせまして、平成二十九年度から「森川もりかわ海人かいとプロジェクト」、そして令和二年度から「山の会議（仮）」を開催し、源流である山を大切にする取組を県内全域で展開してまいります。

これらのプロジェクトの推進により、山や地域を大切にする自発の地域づくりが数多く生まれ、想定を超えて県内に広がっております。

令和十年度に開催する「山の博覧会（SAGA JAM2028）」は、この動きをさらに大きなムーブメントとするために、これら自発の取組を募り、手挙げ方式で自由にエントリーしてもらい、開催するものでございます。

県内の山、川、海などの各フィールドにある地域資源の価値に住民自身が気づき、誇りや愛着を持ってチャレンジする自発の取組、もちろん大小あるわけでございますけれども、その一つ一つをこの博覧会のパビリオンと見立てるようなイメージで、一人でも多くの方にそれを知ってもらい、その地を訪れ、その輪に加わってもらいたいと考えております。また、クリエイターとの協働によりまして、「さがデザイン」の視点も入れながら、様々な楽しめる仕組みを考え中でございます。多くの人に参加してもらうための目玉企画なども検討しているところでござい

ます。

議員のお話にありました地域づくりは人づくり、まさに地域主体の担い手が育っていくことは非常に大切であり、「SAGA JAM2028」をきっかけに、担い手同士がエリアを超えてつながったり、次世代に向けて新たな担い手が生まれることにも期待をしております。

議員からは、自分が住む地域を盛り上げたいという意欲はあるが、具体的に何から始めたらよいか分からないと悩んでいる住民がいっぱいという御紹介がありました。そのような方が最初の一步を踏み出すきっかけをつくり、「SAGA JAM2028」にそれぞれ思い思いのスタイルで関わる人が増えていくことが大切であるというふうに認識をしております。

そのために、今、私も事務局の職員が何度も地域に足を運び、地域の声を丁寧に拾い上げ、共に考え、信頼関係を築きながら、地域の担い手の皆さんの後押しを行っているところでございます。

その中でうまくいっている地域づくりの特徴として、地元市町や学校、そして企業がこれもまた自発的に関わっていることが挙げられます。さらに、今後、これら市町などによる積極的な関わりを促しながら、地域づくりに悩んでいる方が一步を踏み出せるような後押しをしてまいりたいと思います。

同じく令和十年には「第四十四回全国都市緑化フェア from SAGA」、愛称は「SAGA GREEN JAM2028」と申しますが、これも同時開催いたします。吉野ヶ里公園、森林公園、佐賀城公園、この三つをメイン会場といたしまして、全国から多くのお客様をお迎えます。

佐賀らしいフェアを目指し、時代や環境の変化の中で山や緑の大切さ、環境問題に気づききっかけとなつて、意識や行動が変わっていくようなメッセージを発信していきたいというふうに思っております。

また、この二つのJAMの開催年である二〇二八年を跳躍点といたしまして、佐賀の豊かな自然を大切にする自発の取組の輪の広がり、県民の皆さんが佐賀の本質的価値を再認識することで、地域がさらに輝くよう取り組んでまいります。

「山の博覧会（SAGA JAM2028）」に県内外問わず多くの方が関わり、参加いただけるよう、開催までのプロセスを大事にしながら、しっかりと準備してまいります。

私からは以上です。

◎野田勝人君 登壇Ⅱ再質問をさせていただきます。

それぞれに御答弁いただきました。

まず、人口減についてですが、知事のほうからも、要は出生率に関しては一・三八ということであるんだけれども、佐賀県の場合は分母が小さいという、実は天野先生も出生率を追いかけていくのは間違いないというふうなお話をされました。

なぜならば、例えば、百人いる地区で六十人が県外に出ていったと。そしたら四十人しかいないんですね。四十人の中での出産関係の数字を使っても、その六十人というのが見えない、消えているんだということ、実は本当に出生率を見ていくのであれば、出生減率を見ていきなさいというふうなことでありました。これはもう本当にいかに減っているかというところを追いかけていくというふうなことでありました。

御答弁の中に、「輝ける女性」、そして、好まれる地域というふうな

ことがありました。確かに男女とも若者の第三位には、親の干渉や地域の干渉、そういったものから逃れたいというようなことで、地域を出たいということが理由に入っております。

そういった意味で、働く選択肢というようなお話もありました。働くところに関しましては、非常に一番大事なことだと思っています。これは県立大学の件につきましても、私はいつもそちらのほうの話をさせていただいているところです。雇用関係に関しましては本当に、西高東低の真逆ですね、東に高く西のほうに低いというような状況だと思っています。

そういった意味で、女性に輝いて仕事をしてもらう魅力ある仕事ということになりまして、やはり今、唐津地域なんかがコスメティック構想がすごく盛り上がっているところです。こういったものに関しての女性の活躍の場、あるいは女性ならではの視点とか、そういったものは非常に活躍できる場ができるんじゃないかなというふうに思っているところです。そういった女性から見ると働く選択肢というところに関して、もう少し踏み込んだ思いがあれば御発言をしていただきたいと思っています。もう一点です。公共交通タクシーの件で御回答いただきました。

確かにドライバー不足が企業側から見ると一番深刻というふうに言われています。

先ほど軽タクシーのお話もいただきました。六月一日から解禁となっています。

これはJAFの資料ですけれども、実は山梨県のタクシー会社が軽自動車タクシーを、近距離の乗降客の多い輸送に特化できるように導入したと。軽自動車だから、シニア層も働きやすいということと、もう一つ、

タクシー業界は女性ドライバーの比率が全体の3%しかないらしいです。しかしながら、この山梨県というところは、地方在住の女性の多くが日常的に軽自動車を運転していることに着目し、パートタイムの女性ドライバーを採用したところ、地元高齢者の通院、買い物客送迎を担当する体制も生まれてうまくいっているという、そういったJAFの記事もございました。

デマンドタクシーは非常に便利で、私たちの住民の足にはもう本当になっているんですけれども、反比例してタクシー業界が先細りしている、こういったことを考えますと、今のオンデマンドタクシーは十三人乗りぐらいのワンボックスというか、バスといえれば小さなバス、中型のワンボックスです。そういった形で乗り合いとなりますと、本当に場合によつては、先ほどもおっしゃっていましたが、あそこに行きたいんだけどぐるっと回って時間がかかるという、そういった問題があります。こういったところを本当に救済するのは、中型よりも小型を持ったほうがまた小回りができる、回転ができるというふうに私は考えるところです。そういった意味で、今後、その軽タクシーに関しての県の考え方というところをもう少し御答弁いただければというふうに思っております。

農地集積、集約については、本当にいろいろ御丁寧にやっていくという御答弁をいただきました。そして、白石方面のお話もいただきました。そういった先行事例関係を、ぜひいろんな地域にお話をいただいて、本当にそれに従って効率よく動くことができればというふうに思っています。これはもうそういったことを進めていただきたいという要望です。

あと、「山の博覧会」についてですけれども、確かにまだまだ今からいろんなアイデアを積み重ねていって、秋ぐらいにしっかりとした形を

お見せできるというようなお話でした。今の状況ではまだまだ、じゃ、本当何から進めたらいいのかなと私も感じた次第なんですけれども、そういうところは答弁の中にもありましたように、各市町に出向いて、現場に出向いてしっかりと進めていただきたいと思っております。

再質問に対しては、人口減少に対することと、軽自動車タクシーの考え方について再質問させていただきます。

◎山口知事 登壇Ⅱ野田議員の再質問にお答えします。

まず、総じて野田議員のおっしゃっていることに賛同で、同じ意見なんです思います。

ただ一点、合計特殊出生率のところなんですけれども、合計特殊出生率というのは簡単に言いますと、分母が女性の数で分子が出生数です。ですので、この分子の出生数が大事です。なので、ここを増やさなければいけないということで少子化施策もやっているわけなんですけれども、この合計特殊出生率というのは、この分母の女性が転出で減り続けたらすると、計算式上、分母が小さくなっていきますから、なぜか出生率が高くなるという現象が起きてしまうので、その取り扱いを考えなければいけないということを申し上げました。

佐賀県は全国的には出生数は悪くないので、そこをさらに伸ばしていくということも必要です。もちろん全国的には少子化のこと、これは全国的な展開でもありますから非常に厳しい状況でもあるわけですから、それは先ほど答弁申し上げたように、複合的に対策をつくっていくということです。

そして、その中で今再質問で御指摘いただいた、生き生きとした職場ということとは大切だろうと思います。なので、今、事務的な職場という

のはAIに置き換えられていて、将来見据えてもなかなか厳しいというところがあります。

その中で例えば、コスメというのは、佐賀県の大きな輝きにもなり得るなど思っていて、やはり佐賀大学がコスメティックサイエンス学環を開設したら非常に大きな倍率で全国から集まってくるということになりましたので、この皆さんを、ぜひ今、コスメティック産業は唐津のみならず、鳥栖を中心とした東部地域、神埼、吉野ヶ里まで広がっておりますので、そういったところに、しっかりと受け皿として形にしていくということがポイントだと思います。

それから、今、佐賀県の地域課題として、いわゆる地域にお医者さんが足らないということもこれから切実になってくると思います。佐賀大学の医学部さんは女性比率の極めて高い医学部なんです。ですので、この皆さん方にできる限り佐賀でお医者さんになってもらいたいということ、そのためには佐賀で、例えば、家族を持つか、佐賀をとことん好きになるか、そういう取組。さらには、佐大医学部の医局が魅力的になると。この三つあたりがなるような形の構成で、今、「SAGA Doctor Project」をやっていて、形が、光が少しずつ見えてきて、滞在率が増えてくる形に、医局に残る方も増えていきますので、そういったことを一つ一つ丁寧にやりながら、女性が輝ける職場を広げていくということを全力で取り組んでいきたいと考えております。

◎寺田地域交流部長 登壇Ⅱ野田議員の再質問にお答えいたします。

軽自動車タクシーの導入に向けた県の考え方ということでお尋ねがございました。

まさにこれまでは、軽自動車のタクシーの利用につきましては、EV、

電気自動車、それから福祉・介護用に限って——そうですね、電気自動車のほかでいくと、福祉・介護用に限ってガソリン車も認められたところでございます。それがまさに深刻化する運転士不足、それから燃油高騰とかの経費も非常に高まっております、業界というか、県のタクシー協会などなど、事業者さんのほうとしてもいろんな期待が高まっているんだらうというふうに思っているところでございます。

事業者のニーズを把握しまして、導入したいというところにつきましては、佐賀県としてもしっかり支えていきたい、支援をしていきたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

◎弘川貴紀君（拍手） 登壇Ⅱ「自由民主党ネクストさが」、弘川貴紀です。

分かりやすくを最優先に、四項目五点、問いを立てて質問します。

問いの一は、民生委員、児童委員についてであります。

民生・児童委員の皆様は、日頃から地域の見守り、相談相手、つなぎ役として御活動いただいております、心より敬意と感謝を申し上げます。

私の父も五十二歳から二十一年間携わっていました。傍らで見てきましたので、お一人お一人の呼吸の息遣いは誰よりも理解できます。ありがとうございましたと言ってくれることがやりがいとか、仲間との出会いが民生・児童委員はいいと父が言った言葉を今でも鮮明に覚えています。

時は移ろい、今となつては民生・児童委員の成り手不足が全国的課題となっており、データを示しますと、全国に二十二万一千人の方々がおられますが、定数に対する充足率は九一・七％と、だんだんと減少傾向にあります。

佐賀県はどうかといいますと、一千百七十二名に対して充足率は九七％となっており、九州では断トツの一位、全国でも屈指の県であり、女性の比率割合は六一％と高くなっています。誇るべき佐賀県であります。

ここで、民生・児童委員の活動状況を少し御紹介しますと、人と人との関わりしろが薄れ、問題があっても声を出さない、声を出せない方が増加し、待つだけではなく、アウトリーチする機会も増え、活動日数や件数、そして訪問回数が大きく増加している現状となっております。

私は民生・児童委員の皆様は地域の門番的な役割であり、地域の最後のとりでとも思っています。中心となって小さな声を拾い集め、笑顔の連鎖を育んでいかれてほしいと願っています。今後も生き生きと、伸び伸びと、はつらつと活動されるためにも、県としてもできる限りの応援をしていただきたいと考えます。

今議会には、民生委員・児童委員活動費が六・三％引き上げる補正予算も提案されています。喜ばしい限りです。

そこで、地域のために活動されている民生委員、児童委員に対する山口知事の思いについてお尋ねいたします。

二点目は、来年は一九一七年に創設されたこの組織が百十周年記念事業が開催される運びとなっております。また、今年十月には滋賀県琵琶湖で九十五回目の民生委員児童委員全国大会もありますが、九十五回と回数を重ねていますが、本県開催は一度もありません。活動を広く周知する上でも、全国大会を佐賀県へ誘致すべきと提案しますが、金丸健康福祉部長の見解をお伺いいたします。

二項目めは、次世代の情報通信基盤についてです。

コミュニケーションの技術革新は目覚ましい進歩を遂げ、私たちはもう当たり前として享受しています。電話からポケベル、携帯、メッセージ機能、SNSとゲームチェンジが次々と起こり、今やAI時代に突入しています。

AIや個人的にも動画のやり取りが活発化していくと、データ移動の通信量が増大し、処理能力や消費電力の限界が新たな社会課題となっています。この進歩とエネルギー消費という相反する難題を、近江商人の三方よしのような幸せの進化として進めているのがNTTの研究であるIOWNと呼ばれる次世代の光通信技術です。現状は光から電気、電気から光と何度も何度も乗り換えが必要となっているのを、一気通貫で全て光に換える画期的、壮大なプロジェクトとなっています。

今日一日、佐賀県と佐賀県高度情報化推進協議会の共催で開催された講演を聴講させていただきました。IOWN構想の中心であるNTTの川添雄彦チーフエグゼクティブフェローから、この技術が詳細に紹介されました。当日のNHKや翌日の佐賀新聞で大きく取り上げていただき、目に触れた方もいるのではないかと思います。

私の率直な感想は、インターネットの次の未来の定番がはっきり見えた気がいたしました。電気で動く情報社会から光で動く情報社会になることで、電気効率百倍、しかも大容量、高品質で何よりも遅延、タイムラグが圧倒的に少ないという利点がありました。そこから調査研究を深掘りしていくと、タイムラグ、遅延がないことで、遠隔での無人建設機械や医療現場での活用や、スマート農業はもちろんのこと、棚田や中山間が多い佐賀の小さな田んぼや畑でも社会実装ができる可能性だってあると考えました。

さらに、モビリティやスポーツ分野にも応用できるものです。昨日、岡口議員からも紹介された日本成長戦略会議の十七分野においても、AI、半導体、造船と並んで、この次世代の情報通信基盤も経済安全保障上重要とされています。

そこで、佐賀県とIOWNは親和性が高いと考えますが、展開可能性としてどのような未来を描いていくのかを前田政策部長にお尋ねいたします。

三項目めは、スポーツ団体との連携についてです。

先日、スポーツの新たな価値を発信する佐賀県初の学術フォーラム「SSPNEXUS2026」に参加し、スポーツの幸せの真価を目の当たりにしました。SSP構想を進める佐賀県は、これまで、競技団体や学校、企業などと連携し、世界に挑戦するアスリートの育成とスポーツ文化の裾野拡大に取り組まれています。特にフェンシング、スポートクライミング、セーリングについては、中央競技団体と連携協定を締結し、競技力向上と普及の両面から協力して取り組まれています。

スポーツ先進県として様々な団体と手を携えながら、先見性やオリジナリティを発揮し、さらに磨き上げていってほしいと願っています。そこに少しでも力になりたいと、一点提案をしたいと考えます。

国内のスポーツ団体で日本野球機構があります。通称NPBと呼ばれる日本プロ野球を統括する団体であり、野球事業の推進を通してスポーツの発展、ひいては日本の国際親善に貢献することを目的としています。このNPBに先月、約束を取り付けて、行ってまいりました。野球振興室長の方に面会し、詳しく話を伺いました。

内容は、幼少期から大人まで幅広い世代に対する活動が行われており、

具体的に言いますと、幼児向けのボール遊びや体験イベント、部活動の地域展開を背景に中学球児応援プロジェクト、教員向けにベースボール型授業の指導方法などを教える研修会、いわゆる「エデュすぽ!」、このほかにもeスポーツなどもありました。このような様々な取組を全国で展開していると聞いて、大変な驚きでもありました。

このように、NPBでは「する」人を増やすことはもちろんのこと、「観る」、「支える」活動も精力的に行われており、SSP構想との重なり合うたくさんの共通点を感じ取れました。SSPとNPBで新しい取組ができるのではないかとイメージし、先方に対してSSP構想について話したところ、大いに関心を示され、詳しく話を伺いたいとのことでした。

そこで、佐賀県として中央競技団体以外にも、NPBなどスポーツに大きな影響を持つ団体との連携を深めていくべきと提案いたしますが、県の考えをお尋ねいたします。

問いの四は、ネクストハイスクール構想についてです。

今年二月に文部科学省が示した「高校教育改革に関する基本方針」、いわゆるグランドデザインには、冒頭、「二〇四〇年の未来を担うみなさんへ」という書き出しから始まり、「主役がみなさんです。(中略)社会へはばたくみなさんの背中を力強く押せるよう、今こそ、高校を進化させていきます。」とあります。私は、この生徒を主語にした教育をぜひとも実現してもらいたいと願っています。次世代の情報通信基盤でも申したように、急速に変化する社会や産業構造を背景に、時代に求められる資質や能力もまた変化していくものと思います。高校教育は、この変化に対応していかなければなりません。

現状を見ますと、高校生の七割が普通科在籍であり、文理の分断構造が依然として残り、全ての生徒に理数、デジタル的な素養を底上げする仕組みが十分に整っておらず、探究学習が調べ学習にとどまり、データ活用や仮説検証まで踏み込めていないといった分析結果もあるようです。二〇四〇年の社会においては、多様な個性や能力を生かして「自ら問いを立てる力」、「他者とともに価値を創り出す力」が求められ、高校改革の方向性として、次の三つの視点を示しています。「AIに代替されない能力や個性の伸長」、「我が国や地域の経済・社会の発展を支える人材育成」、そして、「一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会・アクセスの確保」となっています。この視点を実現するために先導する拠点として、「アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援」、「理数系人材育成支援」、「多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保」といった三つの類型を示しています。

戦後最大規模、国は二千九百五十億円という大規模な予算を配し、高校教育改革を国家戦略として推進しようとしています。私は国の本気度を感じたところであり、この改革が佐賀県の実施策の幸せの真価となることを大いに期待しています。本県としても、国のグランドデザインで示した基本方針の下、高等学校等教育改革促進事業として取り組まれ、新たな教育内容の開発や実践を進められようとしています。

そのもう一方で、こうした国の制度を活用する場合、全国的に似通った方向になりやすく、地域ごとの実情や課題に十分反映されにくいという心配があります。高校は、地域社会と密接な関わりの中で成り立っており、学校ごとの特色や役割の違いはあつてしかるべきとも考えます。

そこで、国の示す方向性を踏まえながら、佐賀県としてどのような独

自の視点や方針を持って展開していくのかを教育長に伺います。

四項目五点、ここ佐賀県議会議事堂から全ての県民へ、より多くの光が届きますよう念じながら提案いたします。（拍手）

◎山口知事 登壇Ⅱ弘川貴紀議員の御質問にお答えします。

民生委員、児童委員への私の思いについてお答えします。

民生委員、児童委員の皆さんは、日頃から高齢者、障害者、子育て中の家庭を訪問するなど、地域に暮らす住民の見守り役として活動をいただいております。地域における人と人とのつながりが希薄化する中で、住民お一人お一人の状況を細やかに把握し、県や市町、CSOなどへとつなぐ橋渡し役としても地域にはなくてはならない存在であります。

時代が大きく変わっていく中、地域に住む人々の環境ですとかニーズも変わってきております。例えば、私が子供の頃では、固定電話の音が鳴ると、何かうれしいというか、楽しみというか、何かそんな気持ちのあった時代だったと思うんですけども、今、固定電話が鳴りますと、何だろうかというか、不安な思いになったり、大きく時代は変わっていて、特に一人で住まれる皆さん方の声というのは、とても切実で、何か誰かに相談したいということがとても多い時代になってきているんだと思います。

民生委員制度創設百年目の平成二十九年、民生委員の活動を広く知っていたかどうかということで、私も一日民生委員というのをやったことがあります、そのときに独り暮らしの高齢者世帯を二世帯訪問させていただきました。買物、通院の相談をしているという話もありましたし、何といっても一番感じたのは話し相手が欲しいということでした。なので、私もほとんど聞き役に回っております、でも、次に民生委員の方

と話をするのがとても楽しみだっておっしゃっていたのがとても印象的でした。高齢者の方々が民生委員の皆さんの訪問を心待ちにしている、いざというときに本当に頼りにしていること、ふだんからいろんなお話をされていることで、地域をみんなの力で支え合うという形でできていることを実感した日でありました。

民生委員の皆さんは、独り住まいの高齢者などの地域によってよりどころとなる、いわば止まり木のような存在であります。

そして、弘川議員から御紹介いただきました本県の充足率は約九七％で、全国の約九二％に対して高い充足率となっています。九州でも一位でありますし、私はそれを大変佐賀らしいと思いますし、誇りに思っております。

デジタル、AIなど様々な便利なツールがいかに発達しても、生身の人と人が会って話をするという温かさとか安心感というのはかけがえないものだと思います。これを人は大事にすべきだと思いますし、そのときの気持ちというものがまさに生きているということなんだと思います。

佐賀は地域が主役です。高い志や熱い思いを持った県民やCSOの皆さんが自ら考え、自発的な様々な形で地域づくりに関わっております。まさに民生委員、児童委員の皆様も、そのような形で活動していただいております。

大変なことも多いと聞きます。座談会をやったこともあるんですけども、成り手がなくて、ついなってしまったと。やってしまったら何十年になってしまったという方も結構おられて、ああ、何か責任感があられる方が多いなと思いましたし、役に立ちたいとか、本当にそういう崇

高な方々が担っていただいているんだというふうに思っております。
大変感謝しています。

今月五日に私は佐賀県民生委員児童委員協議会総会に出席させていただきました。そして、皆さんにも直接お会いして、今述べたような私の気持ちや日頃の活動への感謝を伝えました。民生委員、児童委員の皆さんの日々の活動は、地域にとってかけがえのないもの、なくてはならないものです。改めて心より感謝を申し上げます。

この先もずっと佐賀が佐賀のすばらしさを持ち続けられますように、民生委員、児童委員の皆さんを大切にし、応援していきたいと考えております。

◎前田政策部長 登壇Ⅱ私からは、次世代の情報通信基盤についてお答えします。

IOWNを活用することでどのような未来が考えられるのかという御質問であったかと思えます。

県では、県全体を「デジタル実証フィールド」が「」と位置づけましてデジタル技術を活用した様々な実証に取り組んでおります。この取組を進めていく上で、急速に進展する革新的技術に対する感度を上げ、積極的に取り入れていく必要があると考えています。

弘川議員からIOWNについてお話しいただきました。このIOWNは、NITが開発を進めている光技術の中核とした次世代の情報通信基盤でありまして、従来のインターネットと比較しまして、通信容量は約百二十五倍、通信の遅延は約二百分の一、電力効率は約百倍に向上するなど、飛躍的な性能向上が見込まれています。すなわち、より多くのデータをより速く、そして、より少ない電力で扱うことを同時に実現で

きる技術です。

情報のやり取りや処理の在り方が大きく変わり、社会の仕組みそのものを一変させる可能性を有しているもので、二〇三〇年頃の実用化を見据え開発が進められております。

弘川議員にも参加いただきました今月一日に開催された高度情報化推進協議会の講演会において、IOWN構想の提唱者である川添雄彦氏からは、IOWNの特性を生かして、実際に東京と大阪をつないだ形の演奏会が行われたことが紹介されました。従来のインターネットでは、通信の遅延によりまして成立しなかった拠点間での演奏が、IOWNの環境では、プロの演奏者の方がステージ上よりも近いと感じるほど遅延の少ない演奏が実現しており、その圧倒的な性能の高さが示されています。講演会に引き続き行われた川添氏と引馬副知事とのトークセッションでは、佐賀県は、プロスポーツやライブ・コンサート、MICEが開催できるSAGAアリーナがあること、オペレーション重視の防災に取り組んでいること、それから、全国十六位の人口密度で県内全体にほとんど人が暮らしていること、そして、佐賀の農業との親和性があること、こういったことなど実証の舞台となる条件がそろっていることから、「佐賀県×IOWN」について対談が行われました。

現在、佐賀県では、防災、スマート農業、自動運転、エンタメ・スポーツといった様々な分野でAIやIoTといった先進技術を活用した実証を進めています。そうした中で、IOWNのような革新的技術を取り入れることで、これまで想像できなかったような新たな展開が期待されると考えています。

あくまでも未来の可能性ということで幾つか事例を挙げてみたいと思

います。

例えば、防災分野では、佐賀県全域の状況をデジタル空間上に再現した、いわば「リアルタイムの仮想佐賀県」ともいえる仕組みを構築することで、豪雨により予想される被害状況をシミュレーションし、事前に対応することで被害を未然に回避することができるようかもしれません。

また、農業分野では、気象データや市場データに応じ、生産を最適化できる可能性があります。AIが市場ニーズや市場価格などを分析し、生産内容を適切に判断することで、必要な量だけ収穫、そして出荷するということで、収穫時期の概念そのものが変化することで農業の姿が変わるかもしれません。

地域交通の分野、交通の分野なんですけども、いわゆる運転という行為そのものが大きく変容し、交通は自然に発生する流れではなく、あらかじめ制御される仕組みへと移行することで、人の認知や判断に起因するミスがなくなると、交通事故は原理的には発生しないことになります。

また、SAGAアリーナでは、例えば、バスケットボールの試合で、試合の映像を視聴者ごとに見え方を変えることができるということで、アリーナにいるような臨場感ある映像を楽しむこともできますし、推しの選手を追いかけた映像、こういったものを楽しむこともできるなど、見る人のニーズに応じた視聴環境が提供されるかもしれません。

このように、IOWNは単なる通信の進化にとどまらず、社会の姿そのものを次の時代へと推し進めていく大きな可能性を感じる技術であります。

県としては、「デジタル実証フィールド」さが「」の取組を推進する上で、IOWNのような最先端技術の動向を的確に捉え、新たな取

組に果敢にチャレンジしながら、様々な地域課題を解決し、誰もが便利で快適に暮らせる社会につなげていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

◎金丸健康福祉部長 登壇 Ⅱ 私からは、民生委員、児童委員のうち、全国民生委員児童委員大会を佐賀に誘致してはということに対して、県の考えを伺いたいという御質問に対してお答えをいたします。

この大会は、全国民生委員児童委員連合会と開催県の民生委員児童委員協議会が中心となって開催するもので、全国から三千名を超える民生委員、児童委員が参加をいたします。

大会は、周年記念大会を除きまして、全国六ブロックの持ち回りにより開催されることになっておりまして、九州での直近の開催は令和六年度に宮崎で、今回の開催は令和十二年の予定となっております。

また、開催地の決定ですけれども、最終的には全国民生委員児童委員連合会が行っておりまして、開催二年前に開催県が決定をいたします。

全国大会が佐賀で開催されれば、民生委員、児童委員の皆様がいかに地域のために貢献されているかということを県民に広く知ってもらい絶好の機会だと思っております。また、委員の方々のお一人一人のモチベーションのアップや次世代の成り手の増加にもつながると、そういう効果がもたらされるものだど期待をしております。

まずは、開催の中心の役割を担われる佐賀県民生委員児童委員協議会に、本県開催のお気持ちを伺いたいと思います。その際に、佐賀県はSAGAアリーナが完成以降、佐賀県初の全国大会、日本青年会議所全国大会ですとか全国土地改良大会、こういう大会を開催したという実績ですとかノウハウがありますので、その点から全国民生委員児童委員大会

も問題なく開催できるんじゃないかというふうに思っていることをお伝えしたいと思っています。

また、大会の開催に向けて県が全力で応援いたしますので、ぜひ開催していただきたいということをお伝えしたいというふうに思っております。

佐賀県民生委員児童委員協議会の皆様が開催を決断され、佐賀県で大会が開催されることを県として後押しをしてまいります。

私からは以上です。

◎光武SSP推進局長 登壇Ⅱ私からは、スポーツ団体との連携についてお答えをいたします。

SSP構想は、佐賀県だからこそできる唯一無二の構想でございます。これまでも競技団体、学校といったスポーツに直接関わる方だけでなく、民間企業や大学、医師会など幅広く多くの方々と連携をし、SSP構想を推進してまいりました。

スポーツ関係でいえば、議員からも言及ありましたけれども、中央競技団体である日本フエッシング協会、日本山岳・スポーツクライミング協会、日本セーリング連盟と連携協定を締結しております。

小中学生向けの体験会のほか、国内トップレベルの大会や日本代表合宿の誘致、一流指導者による県内中高生の育成、キャリアサポート、それからふるさと納税制度を活用した多角的な資金調達など、スポーツを「する」、「観る」、「支える」、「育てる」、「稼ぐ」といった様々な関わり方で、幅広く連携をし、多様な取組を進めております。

このほか、女性アスリート支援やスポーツビジネスの分野においても、様々な団体や企業と連携して取り組んでいるところでございます。

議員からも御紹介をいただきましたが、先月にはスポーツの本質的な価値や未来について議論する学術フォーラム「SSP NEXUS2026」を開催いたしました。NEXUSとは、絆やつながりを意味する言葉であり、その名前に込めた思いのとおり、スポーツを軸に全国からアスリートや指導者のほか、大学や研究機関、関係団体、企業などがSAGAアリーナに集い、スポーツの未来について意見を交わし、スポーツの新たな価値を広く発信をしたところでございます。

こうしたフォーラムを開催できましたのも、県内にとどまることなく、大きな視点に立って連携を広げてきたからこそだと考えております。今後も幅広い団体とつながり、連携をしていくことは、SSP構想のウィングを広げることにつながり、大いに歓迎するところでございます。

今回、弘川議員がNPBを訪問され、SSP構想を御紹介いただいたこと、大変ありがたく思っております。

NPBは、長らく日本のプロ野球を統括し、国民的なスポーツに高めてきた経験と実績を持つ団体と認識しております。すぐに具体的な連携事業を立ち上げることにはならないとしても、スポーツの価値やスポーツ界の将来など多面的な視点から連携ができる面もあるかもしれません。NPBも近年、様々な新しいチャレンジに取り組まれていると聞いております。まずは先方と話をしてみたいと考えております。

私からは以上でございます。

◎甲斐教育長 登壇Ⅱ私からは、ネクストハイスクール構想の御質問にお答えをいたします。

ネクストハイスクール構想について、議員から御紹介がございましたように、急速に変化する社会の中で、生徒一人一人が主体的に学び、自

ら問いを立て、他者と協働しながら、新たな価値をつくり出していく力を育成するというものであり、その方向性は大変重要であると私も認識しております。

県教育委員会では、県の教育大綱にある、「自分で自分のことを決められる子ども」の育成を教育理念に、その実現のための一つの手段として、高等学校等教育改革促進事業を位置づけ、本県独自の視点から取り組むこととしております。

具体的な教育内容や教育環境、連携する主体について、本県の地域資源や産業構造、地域人材と結びつけながら展開していきたいと考えております。

例えば、工業教育や商業教育においては、県内企業等と連携した課題解決型学習を取り入れるとともに、理数系人材の育成においては、有明海の海況や水害対策といった地域課題を題材とした理数探究を実施するなど、佐賀ならではの地域の特性を生かした学びを充実させていきたいと考えています。

さらに、こうした地域課題をテーマとした探究的な学習を教育課程の中に位置づけ、生徒が継続的に地域との関わりの中で学びを深められるようにすることで、単発的な活動にとどまらず、体系的な教育課程の工夫を図っていくことを考えています。

現在も地域との深いつながりを生かした「唯一無二の誇り高き学校づくり」に取り組んでおります。

佐賀が誇る地域の豊かなつながりを教育資源に、各学校の特色を一層伸ばしつつ、地域社会との連携をより強化することにより、生徒一人一人が主体的に課題を解決する力を育むとともに、地域への理解や愛着を

深め、ひいては持続可能な教育環境、多様な学びを支える環境の確立にもつなげていきたいと考えています。

弘川議員がおっしゃったように、主役は生徒です。生徒が主語の学校を目指してまいります。今後とも、本県の未来を担う子供たちが自分での自分のことを決めることができ、高い志と佐賀への誇りを持った骨太な子供に育っていくよう、佐賀県ならではの特色ある高校教育改革を進めてまいります。

私からは以上でございます。

◎坂口祐樹君（拍手）登壇 自由民主党の坂口祐樹でございます。

今議会は、全四項目の提案を通じて県民の皆様の幸せに関与したいと思っております。共通するテーマは、都市と地方の視点の違いからくる不都合を解決したいということであります。

まずは一項目め、自転車の歩道通行についてであります。

四月に法律改正がなされました。自転車の青切符制度です。条例なるものは、それぞれの地方自治体が自らの地域に合ったものを制定していく。しかし、憲法と法律なるものは日本に一つずつしかありません。憲法は、この国の指針、大枠を示して、そして、国民の皆様がそれを尊重し敬い、解釈はいろいろあるけれども大事にしていく。法律なるものは、もっと国民の生活にきめ細かく沿って制定され、時代に合って改正をしていく、厳しいものかもしれません。そういう中においての青切符制度、じゃ、この制度の背景に何があるかということを調べてみました。

自転車の関連事故です。自転車と自動車の事故は、自転車関連事故の割合の八割、しかし、これは減少傾向にあるということが記されています。一方で、自転車と歩行者については全体の二割、しかし、増加傾向

にあるということが記されていて、そして、自転車の死亡者であったり重傷者を見ると、原因はどこにあるか、四分の三が自転車の方の法令違反ということが記されていて、このことが背景にあるんだということを認識することができました。

そして、内容を見ると多くは理解できません。例えば、多くの国民の皆さんが今一人一台スマホを持っている。そして、結構な割合で頼っている状況の中で、自転車を運転しているときにはスマホを見たら駄目ですよ、当たり前のお話です。これを規制する、取り締まる、すごくいいことですね、みんなにとっても安全。

一方で、一つだけ地方の視点で見たときに納得できないものがありました。それが、自転車が歩道を通行できないということです。自転車歩行者道なるものは通行可です。例えば、この近くでいうと、私も通勤の途中にあります佐賀大学の東側に南北に走る道路においては、自転車歩行者道——自歩道といいます——が整備をされていて、車道の隣、車道側には自転車、そして、車道じゃないほう、外側を歩行者が安全に通行している状況があった。一方で、佐賀大学の北側に東西に通る道路においては、その自歩道の標識が見当たりませんでした。何でかなと確認をしたら、自歩道の基本的な基準は幅員三メートル以上です。三メートルっていったらまあまあですね。最近整備し直した、最近新しく通ることになった道路等々についてはそういう配慮がなされていますけれども、過去に整備された道路に三メートル以上の歩道があるなんてものはそうそうない。要は県下においても、自歩道の整備率はそう高くないということが分かると思います。

そういう中において、今日、注意深く通行状況を見てきました。要は、

より弱者の視点でいうと、歩行者、自転車、自動車、その中でも、歩行者の中には子供さんがいたり、大人がいたり、自転車もママチャリがあったり、速度の速い自転車があったり、自動車も当然、普通自動車があれば大型車もいる。それぞれがより弱者に配慮しながら通行するということがモラルなんだろうと思います。そういう中において、今回は自転車の視点で少しお話をさせていただきます。

佐賀大学の皆さんも通学をされている中で、歩いての方と自転車の方がいらつしやいました。歩いての方は普通に歩く。そこにも、北側と南側に歩道があります、両方。そして、自転車の方は様々ですね。左側を走行する方においても、歩道を通る人と車道を通る人。逆走する人もいらつしやいます。そういう中において取り締まりが始まる。

これは混乱するだろうなと思ったら、そこまで混乱しない。なぜか。基本的にあまり取り締まらないということだからです。スマホは危険ですから、すぐにも取り締まる。しかし、この自転車が歩道に乗り上げる、自転車が歩道を通行することについては、基本的には指導しません。青切符は切りません、なるものが記されていました。だから、これまでどおりでいいかというと、そういうわけにはいかない。特に私たちのような公職の立場にある者は、違反ですから、自転車は軽車両ですから、基本的にどうか、道路交通法において歩道を通行したらいけません。ただ、十三歳から六十九歳までの方は通行していいですよという取り決めになっています。青切符は十六歳以上の方が対象、ちよつと複雑ですね。そういう中において、真面目な方が苦しむ。私たちは当然通行することではできません。しかし、じゃ、私たちが聞かれたらどう答えるか。すごく難しいですね。歩道を通ってよからうか。よかさ、危なかもんと僕

だったら言います。我が子だったら特に言います。自分の身を守ること
は当然大事なんですね。法よりも命が大事、当たり前前の話です。そうい
う状況下において、なかなか難しい状況にあるということが想像できる
んです。

そういう中で、私たちはこれからどうすればいいんだろうか。全二点
お伺いいたします。

まず一点目が、自転車と自動車の接触リスクです。

真面目な方は、当然、自歩道がない限り、歩道ではなくて車道を走る。
今日も何となく感じました。いつもよりも車道を走る方が増えたという
ふうに感じました。基本、法律がそうなったから、当然、真面目な方は
そうするんですよ。すると、私は今日は車です。車の方はどうするかと
いうと、当然自転車を守らなきゃならない。車道においては弱者は自転
車です。

ですから、自転車を守るという視点を持って、私は、普通に最低一
メートル、できるならば二メートルぐらいの間隔を空けて追い抜く、そ
して、中央線をはみ出して追い抜く。ラッキーなことにそこは点の白線
でした。だから、私たちは中央線を越えることができる。じゃ、その中
央線が黄色だったらどうなるかという、私たちはその自転車を待たな
ければならない、中央線を越えることができないということです。する
と、待つのか、それとも自転車ぎりぎりのところを中央線をはみ出さず
に通行するか、そんなことはできない。待つか中央線を越えて通るしか
ないんです、幾ら黄色でも。法律を破るということをしなければならな
い。これを議場で言っているかどうかは私も分かりませんが。要は
法よりも命が大事ということなんです。

そして、法はどこまで守ればいいのかなるものは、個人差があります
けども、私たちは法を破ってもいいなんてことは大きな声では言えない
んです。しかし、私の子供にははっきり言います。我が命が一番大事で
すよと。そりゃそうですね、自転車を運転するときには、歩行者である
人の命、そして、自分の命を大事にして気をつけて行ってらっしゃいね
と言うしかない。あとは個々の判断なんです。すごく難しい法律をつく
られたなと思いました。

そういう中において、この佐賀県の責任者である佐賀県警は、この自
転車と自動車の接触のリスクについてどのように考えるか、どのように
取り組むか、まず、一点お伺いをいたします。

次に二点目、自転車が安全に通行するための交通規制の取組です。

私は、本来、この法律は、ヘルメットと同じように、努力義務にすべ
きだったと思っています。自転車はできるだけ歩道を通行しない、ヘル
メットと同じですね、努力義務。ヘルメットも自分の命を守るために、
できるだけヘルメットをかぶってください。

私は自転車愛用者ですね。健康のために二キロ以内はできるだけ徒歩、
二キロから三キロ、四キロぐらいは自転車等々、使い分けをしています
けども、この四月以降はなかなか自転車に乗れていません、悩むからで
す。どうすればいいか分からない。歩道がなければ幸いです、普通に通
る。しかし、歩道があれば、どうすればいいかな、取りあえず押してお
こうかぐらいなんです。

ですから、すごく難しい状況の中で私は法改正を望む。この四月に法
律を施行したばかりで、警察庁に対して物を申すなんてことはすごく
恐縮をしていますけども、佐賀県警はこれから現状をちゃんと見詰め、

現場を把握して、改正が必要なものについてはきちつと改正を提案する。私たちも県民と同時に国民の一人として警察庁に対してお訴えをする。これはお訴えをしなければならないと思っています。

私は、ヘルメットと同じように、自転車は歩道を通行できないではなくて、努力義務にきちつと改正をしたほうがいいというふうに思っているんです。しかし、これには多分大きなハードルがあつて、時間がかかるんだろうと思います。

ついては、自転車は車道を走る、佐賀県警はそのことをただ見守るだけでいいのか。私は、自転車が歩道を走ることができる、要は自歩道をもう少し増やしてほしい、歩道を再度再整備する、莫大なお金がかかりますので、軽々にはできないかもしれませんけども、優先順位として県土整備部が責任を持ってそういう歩道を重点的に整備をしていくのか、なかなかこれも難しい。

そういう中において、基本幅員が三メートル以上ですというものを多少緩やかにするのか。それとも、一方通行の時間帯等々を目にすることはありますけども、例えば、歩行者、特に私は太良町に住んでいますので、佐賀ともまた事情が違います、歩行者なるものは、通学時間以外はほとんどいらつしやいません。しかし、自転車は歩道を通行することができない、だから困っているんです。普通に私も乗っているときには、歩行者がいらつしやるときには、その区間だけ車道に出るんです、安全を確認して。ですから、そういう状態をつくるがために時間帯規制なるものが可能なのか等々、様々なハード的な対策、ソフト的な対策があるうかと思えます。

私は具体的に述べることはできませんけども、これは佐賀県警が持つ

べき課題だと思いますので、このことについても今後の取組についてお伺いをいたします。

次に二項目め、私立高校無償化を踏まえた県立高校の対応についてであります。

四月に、所得制限等も撤廃されて、県立、私立高校ともに高校の授業料が無償化されました。制度の改正においては、私はプラスの効果とマインナスの効果が出るというふうに思っているんですね。ですから、対象者にとってはすごく喜ばしいことなんだろうと思います。一方で不安に思う人もいます。これも都市と地方の視点です。さっきの歩道の通行においても、やっぱり歩行者の多い都会の視点で少しルールが決められた感があつたんで、私は、歩行者があんまりいない地方の視点でもうちよつと見直しがあつたほうがいいねという話をしました。今回のこの高校の授業料の無償化もそうですね。少し都市型の視点に傾いている感があると感じているんです。

そもそも二〇〇九年、民主党政権の公約にあつた県立高校の無償化するものが二〇一〇年に実施をされた。私は自民党に所属をしていましたので、違和感がありました。しかし、今現在も現在進行形として皆さんが受け入れていますので、大きな問題はなかったんだろう、財源もきちんと手当てができたんだろう、現場は混乱していないんだろうというふうに認識をしています。あれも何となく都市型の政策のような気がしました。

そして、今年度からは私立高校も無償化をする。これは維新の政策でした。維新、今は日本維新の会ですけども、出だしは大阪維新の会、大阪発の政策なんだろうと思います。大阪は早く、大阪府として私立高校

の授業料の無償化をされて、これを国にも広げたいというお話だったんでしょ。うん、悩ましい。

二〇一〇年に何が起ったか。単に県立高校の九千九百円が無償化になってよかったねだけではないんですね。その背景には私立高校の授業料が値上がりするという状況が生まれたんです。県立高校は月々九千九百円、私立高校は、当時の私の記憶では約二万二千元でした。県立高校と同額の約一万円を補助しますので、保護者の皆さんの手出しは月々一万二千元ぐらいです。減額をされて、普通高校だけではなくて、私立高校の皆さんにも減額の対象となってよかったですねというお話。

資料を改めて見ました。びっくりしました、私も勉強不足で。当時二万二千元とすると、十二月ですから約一年間に二十六万円。その私立高校がいつの間にか値上がりしていました。私は漠然と、大阪、東京、京都、名古屋等々、有名私立大学があるところについては、授業料、要は有名進学校等々で高い授業料が発生しているんだろうと思っていたんですね。佐賀の私立はあんまり関係ないね、二、三校ちょっと高いところがありましたけども。やっぱり第一志望を私立にする都会と違って、地方は事情が違う。佐賀県はどちらかというと、第一志望は県立を志願する方が多い状況にこれまではあった、これからは変わるかもしれない、そういう状況下で、二〇一〇年のときには私立高校で約二十六万円、これは佐賀県です。まず、東京を言いましょ。東京は、二〇一〇年の資料はないですね。佐賀県を言うと、二十六万円。それが令和元年度からの資料を求めたら、令和元年度は三十一万円に上がっていました。二〇一〇年から令和元年、令和元年は二千何年ですか、「十九」と呼ぶ者あり）二〇一九、九年間で二十六万円が三十一万円、五万円値上がりし

ているんですね。佐賀県の私立高校で九年間で五万円の値上がりですね。そして、二年前、令和六年の資料によると、四十一万円、たった五年間で三十一万円が四十一万円、十万円、佐賀県の私立高校の授業料が値上がりしていました。びっくりしました。

東京は違います。東京は令和元年に四十五万円だったものが、令和六年度、五年経過後、三万円増額の四十八万円、微増。佐賀は大幅増額しているけれども、都市部はあんまり増額をしていない。そして、大阪では、平均額かどうか分かりませんが、維新の会は六十数万円を希望したと。しかし、いろんな折衝の中で全国平均ということで四十五万七千二百円を助成する形で私立高校の無償化が始まった。

その始まったことについても、私も少し違和感があつて、民主党政権のときには国民の皆さんが選んだ選挙の結果、それは当然真摯に受けなきゃならない、勝った、政策を遂行する、当たり前のお話ですね。

一方で、維新の会が政権に入ったきっかけは何か。選挙だったのか、いや、そうではなかったような気がします。自民党が選挙に負けた。しかし、予算を通さなきゃならない、国民の皆さんのために、そういう状況下で維新と連立を組んだ。そして、維新が出した条件の一つが、私立高校の無償化だった。そして、地方に住む私たちは、その議論に参加することなく決められてしまった。自民党の意見も地方の意見も関係なく、何となく国会の都合で決められた感があつて、私は何となく、あれからふつつつしていた。そして、この四月を迎えたというお話なんです。じゃ、具体的にどういう変化があるか。高校の志願倍率が減るかもしれない。という、〇・二%しか減りませんでした。あまり影響なかったですね。しかし、私はこれから大きな影響が起り得るのではなから

うかというふうに心配をするんです。ですから、今すぐ何かをしてくださいではなくて、これから起こり得るであろう不安に対してきちっと対処しておく必要があるのではないですかという啓発の質問なんです。

県立高校は、県内に様々あって、しかし、一定の県立高校がゆえの公平さを保ってきた。しかし、私立高校はそういうわけにはいきません。生き残りがかかっています、この少子化の中で、そういう中において独自色を出さなきゃならない。ですから、通学、寮、施設、部活、特待生等々、様々なところで努力がかいま見える。そして、無償化の中で、ハードルが低くなった。やっぱり授業料なるものは一つの大きなハードルだと思うんですね。通学の利便性と同時に、学費なるものは保護者にとつての大きなハードル、これが無償化されることによつてハードルが低くなったということに対して不安を持つんです。

高校なるものは学区があつた。以前は県立高校、五つの学区があつて、できるだけそのエリアに通学してねという話の下で、一定の生徒を確保できた。しかし、それが二学区になって、今は全県一学区の状況の中で生徒が自由に選択することができる。生徒にとつては素晴らしいことだと思います。自分の学びたい学校で学べる環境を提供することができる、佐賀はコンパクトですから、それが可能なんですというお話、私もそれはウエルカムなんです。

しかし、私立まで一緒になると、ちよつと格差が出てくる可能性があります。ありますよねというお話なんです。私立は佐賀市に集中します。基山にもあつたり、唐津にもあつたり、伊万里にもあつたり、我が地域にはありません。ただでさえ、県立の壁がなくなって自由に行く、そして私立が無償化されることになると、周辺部の県立高校はこれからどうなるか。

当然、私は皆さんと同じように我が地元が一番大事なんです。我が太良高校、鹿島高校はどうなるんだろうということを想像すると、ちよつと危機的な状況が想像できるんですね。五年後、十年後、今からでも遅くはないというか、制度は始まったけれども、きちっと起こり得る不安があるならば対処しておかなければならない。県立高校の公平さだけではなくて、私立も含めた公平性の中できちっと手当てできるものについては、県立高校も手当てをしておかなければならないと、教育長、思うんですね。

私は何が足りないかはまだ分かりません。私立高校の全てを知り尽くしてはいませんから。しかし、足りないところは多々あるということは想像できるということを考えると、きちっとした対応を今から当然していくべきだと思う。このことについての見解を求めます。

次に三項目め、屋外広告物条例についてであります。

この条例は、佐賀県においては昭和二十四年に制定をされました。長い歴史の中で様々な改正もなされています。想像でしかありませんけれども、昭和二十四年、どういう時代だったんだろう。今、朝ドラで明治期の時代背景の中で看板も出てきます。そんな派手な看板もないし、多くの看板もない、それはそうですね。しかし、戦後、日本は発展期を迎えます。そういう中において、多くの皆さんたちが、国民の皆さんたちいろいろなサービス、高いサービスを提供するために事業を展開される。私はこれは善だと思ふんですね。商売なるものは社会善なんです。どんな事業を起こして、どんな国民の皆さん、県民の皆さんのためにいろんなサービスを提供することはいいことだ。

しかし、この発展期の助走期間の中で、やっぱり看板なるものがある

んな弊害があったんでしよう。数を増やすがために、安いものをたくさんすると、ちよつと危ないねというものもあったのかもしれませんが。あとは色使いについても、これまで地味だったけれども、アメリカの文化が入ってきたのかどうか分からないけれども、色使いも派手になったとか、想像するに、いろんな看板が乱立をしたんだろう。そういう中において、景観を守るために、この屋外広告物条例なるものを佐賀県が制定をした。

あれから約七十五年を迎えて、佐賀県も、資料を見ると、様々な改正をなされています。私はこの県議会に平成十九年に在籍をさせていたでいて、その三年後、平成二十二年に大きな改正がなされました。要は広告物は大きく二つ、自家用広告物と一般広告物、自家用は自分の敷地に広告を建てる、屋号ですね、何とか食堂とか。一般広告物は自分の敷地外に単に広告として立てるものなんです。

そういう中において、これまでは自家用以外の一般には届出制、この届出制は手数料という費用が発生します。そして、平成二十二年に自家用にも、これと同じように届出制なるものを制定されたんですね。そして、多くの県民、多くの事業者から反発がありました。そして、私も今から十一年前、平成二十七年にこの本会議場で質問した形跡がありました。私も内容は覚えていませんでした。しかし、今と全く同じ状況だから、今回提案をする内容は平成二十七年に行ったものと全く同じことを提案するんです。要は当時提案をさせていただいたけれども、解決を見なかった、私の視点から言うと。要は現状のまま十一年が過ぎたということになるんだと思います。

ただ、進展しているところがある。それは届け出の数と看板の数です。

看板の数を分母とするならば、届け出の数が分子ですね。一般広告物においては、平成二十七年は三千六百枚が県下にあったんですね。それが令和七年度、昨年、約十一年たつて千七百、三千六百が千七百、半分強に減った。そして、許可されたもの、手数料を添えて許可を求めたものは、当時、約四割だったものが今七割まで上がった。しかし、よくよく見ると、届け出をされていなかった方がその看板を撤去した事例もまああるんだということがいま見えます。そして、自家用広告物においては、三千件が二千六百件、これは微減です。しかし、これも届け出においては四割から七割に向上したというお話なんです。

今回提案するのは、要は規制と緩和、制度なるものは定期的に見直しをして、規制すべきところは規制を、緩和すべきところは緩和をという見直しが図られるべきだと思っています。規制する対象は一般広告物です。

一般広告物においては、多少広告の価値観なるものも変わってきていると思います。昔は広告を見て、ああ、あそこに行ってみようかなるものがあつたのかもしれませんが、今も衝動的にそれは多少あるかもしれませんが、今は多くがネットですぐに検索をする時代の中で、一般の広告物の需要が低くなった状況に多少あるんだろうと思います。そういう中において、許可の率が四割から七割に上がったことは、これは評価すべき点ではあります。

各土木事務所が民間の会社に委託をして、申請をお願いしますね、手数料はおたくの場合は平米数によって違いますから幾ら幾らですよ、土木事務所に来てくださいねというお話をする中で、許可の件数を上げてきた。しかし、私は高止まりしていくと思っています。この七割から上

げるのは容易ではない。そして、そこに多くの費用を使うのはあまり得策ではないと思うんですね。

効果があるところには当然、費用が発生する。当然、委託をされた皆さんたちがそれぞれの事業者のところに行って、すみません、あなたのところはまだ許可されていませんよ、手数料を添えて申請をしてくださいなるものを、毎年行っているのか、何年ごとに行っているのかは分かりませんが、これまで努力をして七割まで上げたものは大したものだけれども、あとはなかなか払わない。なぜなら、罰則がないからです。強制することもできない、ただ払ってくださいというお願いを、理解を求めるしかないということを考えれば、私は撤去を促したほうがいいんではないかと思うんですね。

私も、この看板はまあまあ古いですねと、この情報は今ではもう活用できない情報ですけれどももあるし、色もさめて、これは反対にいいイメージじゃなくて悪いイメージじゃないですかというものもある。下手すれば枠だけが残っているところもあるんですね。撤去したほうがいいんじゃないですか。身元も分からない。要は誰が設置しているから分からない箇所もあるということです。

そういう中において、高止まりする傾向にあるということを考えれば、撤去を促す。そして、この撤去については一定佐賀県が補助をする。例えば、二年だったら二年、未来永劫補助をするということはありません。ですから、来年度から二年間を限定にして、撤去したところについては補助します。あと残りが約三百数十件ですから、撤去費用に幾らかかるか分かりません。例えば、十万円かかるならば、その半分の五万円を補助するとするならば、三、五、十五、一千五百万円で許可の率が一〇

〇％に近くなるならば、残ったその看板を適正に見守るほうがよっぽど健全だと。

私は、看板が悪だと言っているのではないんですね。適正な看板は善なんです。けど、不適正な看板は残念ながら景観上好ましくない。この屋外広告物条例の視点から見ると好ましくないと言わざるを得ないということを考えて、放置するのではなくて、きちっと撤去を促す。そして、その実効性を高めるためには、佐賀県が一定支援をするということとは有効だと思います。

これからずっとその三百数十件に対して毎年毎年、土木事務所の職員さんが、それとも委託された民間の事業者の方たちが、許可してください、許可してくださいと行ったほうがいいのか、それとも、もう一定撤去してもらうのか、どちらのほうが得策か。私は景観上も、そして費用対効果においても、そして納得感においても、私の提案のほうが得策だと思う。

次に、自家用です。自家用は一般広告物よりも有効です。町にとつてのにぎわい、特に禁止されたところもあるんですね。重要交差点であるとか、私の地元の多良岳の山並みを守らなきゃならないとかという、指定されているところは禁止。禁止は分かりやすいですね。しかし、禁止されていないところにおいては、考え方ですけれども、一種と二種があつて、二種は比較的主要駅の周辺部ですね。そこは二種に指定されて、それ以外は一種。一種は、十平米までは許可しなくていいですよ。二種、中心市街地においては二十平米まで許可しなくていいですよ。二十平米は四メートル掛け五メートル、十平米は二メートル掛け五メートル。それ以内であるならば申請をしなくていいという特例があります。手数料

もゼロということになります。

ということを考えれば、何で田舎のほうは十平米と面積が狭いんだろう。その理由は考えても分かりませんでした。聞いても分かりませんでした。いつ制定されて、何で二種が二十平米で、何で一種が十平米なのか、よく分からない。しかし、理由があつてそうだったんでしょう。そして、これも許可率が七割。三割の皆さんが許可されていない。しかし、多くのところで多分事業は営んでおられるんだろうと思います。

私もきょう、道中、見たときに、ああ、何とか食堂が閉まっているね。しかし、看板はあるところもあるんですね。しかし、多くが事業を営んでいる。そして、その事業は多くが社会善、そして、その看板も、景観を汚しているなんて看板はほぼない。田んぼにぼつんなんてものもないんですよ。自分の敷地ですから、御商売を営んでいるその建物に付随したところに看板が設置されている。それは、ないよりあつたほうが断然いい、サービスを受ける側も分かりやすくていい、利用しやすくていい、町にとつてもいい、誰にとつてもいい。しかし、十平米以上は手数料がかかる。手間な申請がかかる。ならば、市街地と同じように二十平米に上げてくださいよ。

私は十一年前も提案をしているんですね。僕もお叱りを受けたんですね。平成二十二年にこの法改正ができたときに、自分の敷地に建てている看板に何で許可が必要なんだと、何で佐賀県にお金を取られなきゃならないんだというお叱りを受けたんです。それはそうですね、土木事務所から請求にいられた。あなたのところは大体幾らですから幾らですよ。三千円払ってねという話。その三千円に手間がかかるんですよ。そういう納得されていない方の三割が許可を受けていない状況がある中で、

地方においては二十平米というまあまあ大きさですよ。そして、それは景観を汚すようなものではないということを考えれば、本来私は、自家用については、平成二十二年に制定はしたけれども、やっぱりここで一旦見直して、自家用については、届け出は要らないという英断を下してもいいと思うし、いやいや、どうしても多少の規制というか、多少の届け出は必要ですよという理由があるならば、面積の緩和等が必要じゃないですかと。

実はこの平成二十七年二月議会は、山口知事が初当選をされた第一回目のおきだったんですね。だから、よく覚えていらっしゃるんですね。山口知事が継承という言葉が使われたときに、私は、そのときの一般質問のテーマは継承——承継だったか継承だったか忘れちゃいましたが、知事がそのときね、普通は継承と使うのに承継と使われたんですね。だから、僕ははつきり覚えていて、何で承継。だから、何となく前の知事さんの政策を、これはいいことだからそのまま使いたいというものと、いや、自分はその色で染め直したいという強い思いがあつたんだろうと思ったんですね。

ですから、そのときに私は、これについては継承してね、これについて継承すべきではないという様々な角度で質問させていただいて、そして、当時この看板、自家用のものについては継承すべきではないという提案をここでしているんです。そして、残念ながら、山口知事はこのことに対して多分無関心であつたのかもしれないですね。特に大きな問題ではないからね。

ということで、十一年間全く変わらない状況に今ある。単に許可済みの割合が増えた、この努力はかいま見えるけども、制度自体は全く変

わっていない状況を考えると、私は、規制と緩和、さっき言った撤去の支援を設けての規制、そして、地方においては自家用を認めるという緩和なるものがあつてしかるべきだと思います。このことについての見解を求めます。

最後四項目め、長崎本線の利便性確保についてであります。

ＩＣカードです。今回はこのＩＣカード一点。どうしても実現したいということなんです。何でこれまでできなかったか。新幹線の着工が決まったのが約十九年前、そして、私たちは、新幹線開業と同時に、この長崎本線が上下分離される、多少のリスクを背負うということも想像できた中で、長崎本線をいかに利便性を高くして残していくかという議論を十九年間ずっとやってきて、それにこのＩＣカードも含まれていました。

私はいつかできるんだろうと思った。都会にはあつて当たり前。何で田舎にはないんだろう、というか、そこまで田舎じゃないですよ。ねと僕は思っていたんですね。ここはどこかの離島でもなければ、半島でもなくて、普通に西九州の真ん中にあるこの長崎本線の沿線で、何でこのＩＣが使えないのか。まあ、そのうち使えるようになるんだろうというふうな思いで、十九年間提案をし続けてきたけども、今でもできない。

すると、佐賀県は、いやいや、インシヤルとランニング、インシヤル、初期投資については佐賀県が一定の責任を持ちますよ、半分持ちますよという話だったという僕の認識だったんですね。すると、先日、知事と県内の二十市町の首長さんたちの会合の中で、うちの町長がこのＩＣについて知事に対して提案をしたら、知事から、初期投資は佐賀県が責任を持って面倒見るといふか、佐賀県が責任を持って整備をする、ただ、

ランニングについてはＪＲにお願いするしかありません、そういう状況の中で実現しませんねという記事を僕は見たんですね。

あれっ、佐賀県の責任として初期投資の半分は見るという理解だったけども、全額と書いてあつたので、私はすぐ町長に尋ねに行きました。町長、これ全額と書いてあるけど、本当のことねという、知事がそう言つたよ、あんたも加勢してねという話なんです。

ということ、今回、再度提案をさせていただく。

じゃ、問題はどこにあるかという話なんです。すると、直近でいうと、佐世保線がこのＩＣカードを導入しました。佐賀県が四億一千万円予算を計上した。駅は何駅か。十三駅あつた。割ると、一駅平均三千万円。三千万円もするかと、これもまたびっくりしました。コンビニでもつもピッピッしているのに、下手すると、自分のうちの家庭の中でもピッピッしているのに、何であのピッピッの機械に三千万円も要るんだろう。今でも不思議でたまらない。ＪＲ九州だからか。じゃ、ＪＲ東日本を含めて入札はできないんですか、安くする方法はないですか、分かりません。

じゃ、一〇〇％佐賀県が面倒見るといふときに、ランニングコストはＪＲ九州、これは上下分離という状況の中で運行についてはＪＲが責任持たなきゃならない中で、ランニングは当然ＪＲ。幾らかかるか分かりませんけども、まあまあのお金がかかりますからという話のもでなかなか実現しないだろう。

私たちはそれぞれの家庭で光回線を引いています。うちもドコモ光は多分月々五、六千の話です。五、六千円で私たちは光通信を自由に使うことができるんですね。あとは家庭の中にＷｉＦｉを引いたら自由です。

自由に使い放題。しかし、駅にこのピッを設置すると、ランニングコースがまあまあ高くつく。うん、よく分からない。とするならば、佐賀県も安くすることに一定関与したほうがいいんじゃないですかというお話なんです。

初期投資は、佐世保線と同じように、長崎本線も佐賀県が全額責任を持つと言っている。昨日、長崎の諫早の県議員さんも同じ坂口さん、坂口慎一君、僕の若いときのように好青年なんです。で、僕は電話をして、諫早はどうなっているのと、いや、まあまあ困っているという話は聞きますけども、何ともならないですね、いや、佐世保線で佐賀も長崎もやったんだから、次は、あんだ、長崎本線ですよ、うちは八駅あるけど、諫早から長崎はできていますので、要は諫早手前は六駅あるんですね。東諫早から小長井まで六駅、うちは八駅。頑張ろうねという話をしたら、頑張りましたよという話なんです。

首長さんたちも頑張る覚悟。私たちも頑張る覚悟、応援する覚悟。そして、佐賀県も、長崎県も、あとはJRがうんと言え、事済むんです。

これから佐賀県は、二十市町の御要望を受けてJR九州に対して要望に行く。当然、太良町長さん、鹿島市長さんも行く、期成会も行く、私たちも、新幹線絡みとか、いろんな方面でJR九州に行く。いろんなことを言うから、なかなかできない。だから、佐賀県においては、ほかの市町の皆さんには大変恐縮ですけども、ほかのことは一切言わずに、長崎本線のICカードだけは、取りあえず今年だけ頑張らんかということ。佐賀県が提案すれば、私はまああのインパクトがあると。総花的にいろんなものを要望するから、はいはい分かりましたと言ってJR九州が流してしまう傾向にある中で、十九年間放置してきたけども、もう放

置できないという状況にあるんだろうと思います。

ということで、うちの町長さんの願いなんです。町民の皆さんの願いなんです。そして、海中鳥居を見にインバウンドの方がたくさん見えられて、行きはピッと来て、出るときに太良駅にピッと鳴るものがないから、あつ、困ったねとみんな右往左往しているという話なんです。その状況を改善したいと思っています。このことについて見解を求めます。全四項目です。

最後になりますけども、私は田舎で生活することを選択しました。多少の便利さを求めながら自然に触れて、そして、家族や友達に囲まれて人生を静かに豊かに暮らしたい。そして、その多くの町民、鹿島市民皆さんの声を代弁しているんですね。多少の利便性を求める、その中に私はこのICカードなるものは入っていると思うんです。ですから、これは太良町にも、鹿島市にもできません、佐賀県にしかできないんです、JR九州の協力をもつて。ということで、今回、強い御要望をさせていただいているということでございます。

取りあえず地域交流部長にお尋ねをします。納得しなければ、知事に聞くことになるのかもしれないということで、前向きな答弁を求めて私の質問を終わります。（拍手）

◎副議長（古賀陽三君） 暫時休憩します。

午後三時三十九分 休憩

○ 開 議

◎議長（宮原真一君） これより会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

坂口祐樹君の質問に対する答弁から開始いたします。

◎寺田地域交流部長 登壇Ⅱ坂口祐樹議員の御質問にお答えします。

私からは、長崎本線上下分離区間の利便性向上についてお答えいたします。

令和四年九月の西九州新幹線の開業に伴い、長崎本線は上下分離方式へと移行いたしました。特急は大幅に減便、利便性が大きく低下したため、この上下分離区間の利便性向上を図っていくことは大変重要な課題だと認識しております。私も鹿島・太良方面へ出張することがありますが、その際には極力長崎本線を利用することとしています。学生、子供連れの御家族、外国人観光客などが利用されており、やはり地域を支える大切な移動手段だと感じております。

議員からお話がありました交通系ＩＣカードにつきましては、導入を望む地元の思いが非常に強いということは県も十二分に承知しております。私も思いは同じであります。交通系ＩＣカードの導入に当たっては、多額のインシャルコストとランニングコストの費用負担といった課題がございます。ＪＲ九州には九州各地から多くの要望が上がっているとも聞いております。

令和六年十月にＩＣカードの利用エリア拡大が実現した佐世保線につきましては、佐賀県区間のインシャルコストを佐賀県が負担することによって、ＪＲ九州と合意したものでございました。ただそれは、それほど簡単に実現したものでは決してございませんで、実はＩＣカードの導入という

のはずつと要望してまいってきたわけなんですけれども、なかなかないませんでした。そういう中、山口知事の並々ならぬ思いで、ＪＲ九州の古宮社長と直接話をされました。そして、ＪＲから長崎県にもまたがるのでという話があったので、その後の当時の大石知事との調整も、山口知事のほうで調整いただいて実現したという経緯がございます。そういった意味では、ほかの利便性向上の対応に比べても、格段にＪＲ九州の壁というのは厚いというふうに考えております。

ただ、県のほうでも、この上下分離区間において導入するインシャルコストの負担、そういったものを含む様々な提案をＪＲ九州に対してこれまで働きかけを行ってまいりました。残念ながら、いまだに実現には至っておりませんが、沿線市町とも一緒になって、何ができるか検討しながら、実現に向けて、要望、提案を含めて引き続き頑張ってまいりたいというふうに考えております。

また、これまで県では、上下分離区間の利便性向上を図るために、沿線市町と協力してＪＲ九州に対して、先ほど申し上げました交通系ＩＣカードの導入要望はもちろんでございますが、ほかにも様々な提案を行うとともに、鉄道管理者である県としても駅舎等の整備を行ってきたところでございます。

県と県内の二十市町の首長らとＪＲ九州への要望活動などにおいては、交通系ＩＣカードの利用エリア拡大、江北―肥前大浦間の直通便の増便、江北駅での乗り換え負担の軽減など、長崎本線の利便性確保を求めています。

その結果、肥前鹿島駅などにおいて定期券を購入できる券売機が設置されたりですか、江北駅での乗り換えの改善、江北―肥前大浦間の直

通便の増便、沿線高校の定期テストの下校時に合わせた臨時列車の運行、新型車両Y C 1系気動車の導入などが実現したものと考えております。

また、鉄道管理者である県としても、例えば、多良駅などへのWi-Fi整備、それから肥前大浦駅などに多目的水洗トイレを整備したりですとか、太良町と一緒に多良駅に多良岳口を設置したり、それから、町が実施した多良駅の駅舎改修への支援など、駅自体の使い勝手や利便性を高める取組を、地元の声を聞きながら実施してまいったところでございます。

この上下分離区間の沿線エリア、とりわけ鹿島・太良地域は、鹿島酒蔵ツーリズム、ガタリンピック、祐徳稲荷神社、海中鳥居、カキ小屋など、その場所ならではの本物の地域資源にあふれた地域でございます。より多くの人に訪れていただきたい場所であります。

沿線に住む地域の皆さんにとっても、沿線地域を訪れる方々にとっても、快適に利用できる環境を整えるために、県としても沿線市町と一緒に、JR九州にはさらに協力をいただきながら、上下分離区間の利便性向上に着実に取り組んでまいりたいと思います。

私からは以上です。

◎横尾県土整備部長 登壇 Ⅱ 私からは、屋外広告物についてお答えいたします。

屋外広告物は、店舗の所在や商品、サービス等の情報を知らせる手段としての役割を主に果たしております。また一方で、無秩序に設置されますと、町や自然の美しい景観を損なうおそれもございます。また、構造や管理が適切でなければ、倒壊ですとか落下などを引き起こす危険性もございます。こうしたことをトータルに捉えまして、地域の経済活動

とのバランスを取りながら、佐賀らしい景観をつくっていく必要があるというふうに認識しております。

これまでの取組ですが、平成十六年に景観法が制定されたことを受けて、本県におきましても、平成二十年に「佐賀県美しい景観づくり条例」を制定したところでございます。そして、平成二十一年には、本県の自然豊かな美しい景観づくりに対する取組を進める上で、屋外広告物についてもルールの見直しが必要であるということで、条例や関係規定の抜本的な改正を行い、平成二十二年から運用を始めたところでございます。

この屋外広告物、景観に対する山口知事の関心も非常に高く、制度の運用を行う中で様々な立場の事業者や県民からの声もあり、その声も聞きながら、どう対応がいいのか検討し、必要な制度の見直し、緩和を進めてきたところでございます。

具体的には、令和三年度には店の道案内看板ですね、道標と呼んでおりますが、これが屋外広告物は五十メートル離すという基準がございますが、そうした基準を撤廃して、距離の規定を外して許可をするということですか、もともと基準に合わない広告物に對しましては、令和四年三月までには改善してくださいということで条件をつけて更新をしてきたそういったものに対しても、その年限の基準を外して許可の申請手続があれば許可をするというような対応を行ってきたところでございます。

また、自家用広告物の規制緩和等のお話もございました。自家用広告物につきましては、平成二十二年の制度の運用開始時点から事業者の経済活動の負担軽減を図るために、許可期間を、一般広告物の一年に對し

て自家用広告物は三年にするですとか、一定面積以下は許可不要とするですとか、相互間距離規制を適用しないといった緩和を行うなどの配慮をしております。

一種、二種の差をなくすべきというようなお話もございました。商業の中心となっている町なかにつきましては、にぎわいのある町並みと調和を図る観点から、また、住宅地や都市部以外の郊外部につきましては、景観保護の観点から地域の特性や経済とのバランスを考慮いたしましてそれぞれ基準を設定しているところでございます。

そしてまた、そもそもなぜ自家用広告物の許可が必要なのかということ、また、許可を不要とする面積のさらなる拡大の基準の緩和についてもお話がございました。

屋外広告物条例の目的の中に良好な景観の形成というのもございますが、もう一つはやっぱり安全の確保といえますか、倒壊、落下の危険に對してしっかりと基準に沿ったものができているのかというのを確認する必要もございますので、そういった観点で施設の管理や安全の確認を行う面で、そこは慎重に考える必要があるというふうに考えております。

また、看板の撤去等についてのお話もございました。

老朽化が進み、周辺に悪影響を与えている所有者が不明の広告物につきましては、状況に応じて略式代執行などを行って県が撤去を行うというふうなことも行っております。

事業用の広告物につきましては、会社や個人などが自己の事業のために設置し、所有されているものであり、撤去についても所有者で対応いただくべきものというふうに考えております。

補助制度を導入してでも撤去を進めるべきではないかというふうなお

話もございました。

まちづくり課のほうに会計年度職員を配置して全県的にパトロールですとか、是正指導を行っております。巡回のときに、放置されている看板ですとか、不適切な看板、老朽看板等を把握した場合には、所有者等を調べたり、また、所有者が分かるところは撤去の指導等を行っているところでございます。実際そういった働きかけに応じて撤去されるケースもございます。補助となりますと、これまで協力いただいた方へのバランス等もございますので、そこは慎重に考える必要があるというふうに考えております。

屋外広告は町の印象や景観をつくる要素の一つでございます。佐賀には豊かな自然や景色が各地に存在します。また、経済活動とのバランスを取ることも必要だというふうに認識しております。

先ほど申し上げましたが、道案内用の看板、道標の規制緩和ですとか、特例許可の是正期限の撤廃など、これまで見直すべきところは見直してきたところでございます。

現在は、広告の手段もインターネット、SNS、またカーナビの普及など、いろいろと多様化しているところもございます。時代の変化や地域の特性も考慮し、また、屋外広告物に対する様々な意見や問題点も確認しながら、基準の在り方についてしっかりと考えてまいります。

私からは以上です。

◎甲斐教育長 登壇 Ⅱ 私からは、高校無償化を踏まえた県立高校の取組についてお答えをいたします。

高校無償化によりまして費用面のハードルが低くなったことで、議員からもお話にありましたように、子供たちにとっては受検の選択肢が増

え、チャレンジの幅が広がり、自らの進路についてより深く考える契機になったというふうに思います。県教育委員会としては、県立高校の魅力をさらに磨いて打ち出し、必要な対策を取っていききたいと考えています。

県立高校の存在意義を考えますと、一つには生徒が通学可能な範囲内に学びの場が存在することであると思います。誰もが遠くまで自由に通えるという環境にはないというふうに思っております。

それから、普通科や専門学科、専門学科も工業、商業、農業、家庭などあります。また、総合学科もありまして、総合学科の中には福祉の系列もございます。そうした多様な学びの機会を提供できることであると思います。

また、地域の方々との協働を通して、高校だけでなく、地域に活力をもたらしている存在ではないかと、そんなふうに思っております。大きな存在意義があるのではないかと認識しております。

今後も、地域の教育機会を確保するため、時代のニーズに柔軟に対応しながらも、県立高校の学びを充実させていきたいと考えています。

今、県教育委員会では、県立高校が子供たちに選ばれる学校であり続けるために、社会情勢やニーズの変化も踏まえながら、魅力や強みを磨き上げる「唯一無二の誇り高き学校づくり」に県全体で取り組んでいます。

それぞれの高校では、地元の市町や地域の団体等と連携した探究的な学びや、学校内外での体験活動など、特色ある教育活動に取り組んでいます。

例えば、太良高校では、学校設定科目である「KAGURA」があり

まして、これを通して伝統芸能の継承者を育成したり、地域の方が多良岳のすばらしさを伝える「山の授業」を実施していただいたりしています。

こうした活動を通じて生徒たちは、多様な大人たち、多様な考えや生き方に触れ、自分の興味、関心を深め、幅を広げていくことができいます。地域資源に触れ、そして、その課題にも気づき、自分に何ができるか自ら考え、仲間と話し合い、行動する経験というのを積んでおります。そうした経験が、生徒たちのこれからの人生のキャリアデザイン、また、地域への愛着や誇りの醸成につながるものと思っています。

また、学科の在り方や教育課程の見直しを行ってきており、令和八年度は、唐津青翔高校では全日制公立高校で全国初となるeスポーツ学科を、神埼高校では「こども教育進学コース」を新設したところです。ほかにも、有田工業高校のように、学科の特色を生かして全国から生徒を募集している高校もあり、自分の学びたいものはこれだと遠く離れた高校を選択して、佐賀に来て学ぶ生徒にとっても、そして、地元の生徒にとっても、この高校で学ぶ意義ですとか自分たちの将来を考える上で双方に大きな刺激となっているというふうに思っております。

魅力ある学校づくりを進めるためには、その基盤となる教育環境の整備も大切でありまして、例えば、専門高校において実践的な人材の育成を図るため、しっかりと今の時代に合った、これからの時代に合った産業教育の設備の更新を進めています。また、生徒を取り巻く環境としてトイレの洋式化や空調設備なども進めているところです。

高校は生徒が自ら希望する学びや進路を実現する場所であり、地域にとっても活力をもたらす存在だと思っています。地域に根差す学校とし

て、地元の皆さんにもとても大切にしたいということを感じています。

高校無償化や少子化、産業構造の変化などの影響をしっかりと踏まえつつ、これからも地域の強みを生かした唯一無二の学校づくり、一番肝となる教育内容の充実、ソフト、ハード、どちらも必要な対策を講じてまいりたいと考えています。

県立高校が、生徒に通いたい、保護者に通わせたいと思ってもらえるよう、また、地域の方に高校があつてよかつたと思ってもらえるよう、市町や地域とつながりながら、そのつながりを生かして今後とも魅力ある学校づくりに取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◎福田警察本部長 登壇Ⅱ自転車の車道通行による車との接触リスクについてお答えします。

前提としまして、全国的に歩道における自転車と歩行者の事故の件数が増加傾向にあり、県内においても歩道における自転車と歩行者による交通事故が一定数発生し続けている状況を踏まえ、自転車利用者において歩行者の通行を優先することが重要であると認識しております。

他方で、議員御指摘のとおり、車道を通行する自転車の安全確保も重要な課題であり、自転車と自動車の接触リスクについて、これをいかにして低減するかといった点も同時に非常に重要なことであると認識しております。

自転車の通行については、法令におきまして、道路標識等により、自転車も歩道を通行することができるとされているとき、児童、幼児、もしくは七十歳以上の方、または一定の身体障害を有する方が自転車を運

転するとき、車道または交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるときには、自転車であっても、歩道の車道寄りの部分を徐行して通行することができるとされており、こういった場合には、自転車が車道を通行することによる自動車との接触リスクは回避することが可能となります。

また、本年四月からの自転車の交通違反に対する青切符制度の導入に合わせ、道路交通法の改正により、自動車が自転車の側方、そばを通過する際のそれぞれの通行方法に関する規定も整備され、自動車が自転車の右側を通行する場合において、両者の間に十分な間隔がないときは、自動車は自転車との間隔に応じた安全な速度で進行する、自転車はできる限り道路の左側端に寄って通行することとされたところであります。

自転車が車道を通行するときの自動車との接触リスクについては、自動車の運転者と自転車の利用者の双方において、こうした交通ルールや交通マナーを理解いただき、実践いただくことが大切であると考えております。

県警察としましては、県内各地における交通実態に沿った指導取り締まりに加え、自転車と自動車の接触リスク回避のための措置を含む交通ルールや交通マナーについて、SNS、街頭キャンペーン、交通安全教育等、様々な機会を捉え、広くその周知、浸透を図っているところであります。

引き続き、自転車の利用者も自動車の運転者も、全ての道路利用者が安全に安心して通行できる交通環境の実現に向けて、取組を推進してまいりたいと考えております。

自転車安全に通行するための交通規制に関する取組についてお答えします。

自転車の通行に関しましては、法令の規定により、道路管理者と連携した上で、自転車が車道を安全に通行することができるよう普通自転車専用通行帯を設置する。特定箇所の歩道について、自転車が通行することができるものとするといった交通規制措置を講じることが可能となっております。

このうち、自転車が歩道を通行できる交通規制につきましては、県内におきましては、既に合計八百六十一区間、九百八十キロメートルを整備しております。これらは原則として、歩道に一定の幅員がある箇所で行っているものでありますが、一定の幅員がない箇所であっても、個々の道路の具体的な形状等にに応じて、自転車利用者の要望も踏まえ、周辺の道路交通環境や実際の交通量、さらには交通事故の発生状況等も総合的に勘案した上で、歩行者と自転車の双方の通行に支障がないものと認められる箇所において行っているところであります。

なお、議員から幅員三メートル以上の歩道というお話がございました。原則としてそのとおりであります。自転車の車道通行が危険であったり、また、歩道での自転車通行の危険性が低いと認められるなどの一定の場合は、幅が三メートル未満の歩道でも整備可能であり、また、そういった措置をしている箇所もございます。また、時間帯の規制も可能でございます。

議員御指摘のとおり、自転車は幅広い層の方々により様々な用途で利用される身近な交通手段であります。このことを踏まえまして、県警察におきましては、県内各地の個々の道路交通環境の実情を十分に把握し

た上で、また、道路利用者の方々の声にも配慮しながら、必要な交通規制を行うことなどにより、その安全な通行空間の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎藤木卓一郎君（拍手） 登壇Ⅱ それでは、六月定例県議会一般質問、最終バッターということになりました。私の質問で最後ということになります。

質問自体については、要旨というような、ぼんやりしたような形ではなくて、登壇原稿そのものを渡しております。それから加筆修正もいたしましたので、渡した登壇原稿と幾らかは違うかもしれないけれども、私の気持ちの上においては、論旨は明確、的確な答弁を期待しながら、質問に入らせていただきます。

まず一番目は、九州新幹線西九州ルートについてでございます。

その第一点目、財政負担の問題でございます。

現在、国土交通省の水嶋事務次官とフル規格を前提とした熱心な議論をされておることは大変うれしく、ありがたいと思っています。

そこで、水嶋事務次官は、財政負担の問題については法令改正の必要性にも言及をされているということでしたが、知事は佐賀県の負担軽減策等についてどのような言質を得たのか、とても心配をいたしております。その点どのようなになっているのか、大変心配をしております。ということでございます。

なぜなら、知事もふだんからお話しされているとおりに、現下の物価の情勢から言って、千四百億円もの大金を、今の現行の状態で千四百億円ということでございますから、着工から完成に至るまでの金額を想像

すると、幾らかかるか分からない、そんな事業にそもそも本県財政が持ちこたえられるかどうか大変不安だということでございます。

第一、フリーゲージトレインの一方的な断念の責任を国が認めているところである。結果として、交渉を長引かせたと私は思っているんですが、山口知事にも大いなる責任があると思うけど、そもそも政府自体がデフレ脱却のための物価上昇目標を定めてここまでやってきたのですから、建設資金の上振れは当然の帰結であり、そのことに佐賀県財政が追いついてこれないのは、当初から政府も分かっていたはずであります。そうであるならば、政府はもっと早くから佐賀県との事態の打開に向けて精力的な努力をすべきだったと私は思います。本来、協議のスタート時に六百六十億円という具体的な数字を出して、この協議に向き合わせた国に責任がある以上、その数字を前提に協議を進めるべきだと考えます。

とにかく、このように佐賀県庁と国土交通省との間で協議が長引いたその結果、協議が長引いたその結果という、協議が妥結しているかのようでございますけれども、協議が長引き続けているこの結果、千四百億円とも、この物価の上昇率から比べて、十年後幾らになるのか分かりません。仮に二千億円とも膨れ上がった場合、そのツケを県民に回すことは絶対に許されることではありません。協議が長引けば支払いが高くなる。協議が長引けば支払いが高くなることは、多くなることは双方にとって分かっていたことでございますから。

何度も言うようですが、この壇上で何度も申し上げましたが、令和三年六月二十二日付で、時の九州新幹線（西九州ルート）検討委員会の山本幸三委員長が来県されまして、九州新幹線（西九州ルート）検討委員

会において、「九州新幹線（新鳥栖・武雄温泉間）に関する検討の方向性」を受けた「九州新幹線（西九州ルート）の検討状況について」というペーパーを、佐賀県及び佐賀県議会に提出していただいております。

その書面の二つ目の項において、「フリーゲージトレイン導入断念等の経緯を踏まえ、佐賀県の財政負担の軽減を図る必要がある。」、そして、なお書きには、「佐賀県の特種な事情を踏まえ、佐賀県の財政負担の特段の軽減を図るべく検討を進めていく必要がある。」と明記されております。そういった約束もあって、いかにこの六百六十億円という数字を減額させ、年度の負担を減少させるのがテーマでここまでやってきたわけでございますから、今さらようやくお互いの気持ちが整いましたからと、知事と国との間で、現行の財政負担のスキームのままでこれを認めるなんてことは決してあってはならないと強く両者に申し入れさせていただきます。

二点目は、佐賀県への振興策の要求についてでございます。

新幹線は、佐賀県大躍進の核になる可能性を秘めてはおりますが、同時に佐賀県民に過重な負担を強いる施設であるのもまた事実であります。これをいかに全体の負担を減額し、かつ年度の負担を減額し得るかが、政府及び与党PT、また、知事はじめ私どもの知恵の見せどころでございます。

とはいえ、過重な財政負担とバランスを取るためにも、政府は佐賀県民に対し地域振興策を用意していただく必要があります。先ほどの山本委員長のペーパーにも、「佐賀県からの地域振興策に係る要望をしっかりと受け止めることが必要である。」と、与党西九州ルート検討委員会はこのことについてはつきり明記されております。

そして、現在の協議の内容は環境アセスの同意の条件についてであると伺っております。そもそも国に対して佐賀県の社会資本整備などの振興策を要求することができるチャンスは僅か二回しかありません。環境アセスメントの実施に同意するとき、これと着工そのものに同意するタイミングであります。通常この二回が唯一の機会でございますが、今まさに環境アセスメントのタイミングとなっておりますが、我々は政府に対して何を望むのかということが問題であり、それは知事が一人で決めるべきことなのかということがさらに問題でございます。

例えば、駐屯地の許可を与える際に、政府に対して、これまで佐賀空港も二千五百メートルの滑走路延長の許可を下ろしてもらうこと、佐賀駐屯地の認可を与えた際の話ですけども、佐賀空港も二千五百メートルに滑走路延長の許可を下ろしてもらうことや、建設の補助金をいただきたいということもできたと私は思っているんですね。しかし、結局は当たり前のように基地ができて、佐賀県も、佐賀市も、国防上の重要な拠点が立地するリスクは取ったけれども、漁業振興の百億円の基金以外に佐賀県にはこれに見合う振興策がないまま妥結いたしております。整備が終わった今、何を言っても時既に遅しであることは現状を見れば誰しもが承知しているとおりでございます。

条件について協議をするなら、アセスに同意をする今このとき以外になく、その内容は皆が納得する内容であるべきであります。

三点目はルートの問題であります。

県民には様々な意見があるのでしようけれども、しかしながら、私をはじめとして、県民多くの皆様方の疑問として、南回りルートや空港ルートがいいと言っている一定数以上の集まりや要望書面の数々を私は

見たことはありません。

何度も言いますが、仮に空港周辺に駅ができたとしても、住民が博多以東に向かう際、佐賀駅からバスセンターでバスに乗って、佐賀空港駅まで行き、そこから新幹線に乗って博多に向かうような遠回りは誰もしないので、当然、そのまま佐賀駅から特急に乗って博多に向かうか、新鳥栖駅で新幹線に乗り換えるしかないのです、佐賀空港駅経由の新幹線は本県にとって、全く無駄とは言わないが、相対的に非常に不便な新幹線駅となり、新幹線になります。

また、今の佐賀駅から博多への特急の本数がそこそこあるのは、長崎、大村、諫早、嬉野、武雄方面からの一定の乗客数があるためであって、この乗客が武雄温泉駅で分岐して南回りルートから、例えば、久留米駅から新幹線鹿児島ルートに乗り換えて博多に行く時代が来ることになれば、当然、長崎本線の佐賀駅での乗車人員、車列もそうですけれども、圧倒的に減ってしまうため、当然、ダイヤはその本数を減らすしかありません。つまり、佐賀駅の新幹線という名の圧倒的な機能強化の目を潰して、今ある在来線の環境自体をも壊してしまうことにつながります。誰が考えたって分かる理屈だと私は思います。

今の佐賀空港は一日五便しかなく、空港周辺に新幹線の駅をつくっても乗降客は見込めないと考えていますが、知事はどうしてそこまで南回りルートにこだわっているのか、その理由を多くの佐賀県民が知りたがっています。

四点目は、国との交渉の在り方についてでございます。

これまで国土交通省との「幅広い協議」はマスコミも入れてフルオープンで行われてまいりました。その是非については私もこの場で強く指

摘させていただきます。しかし、フルオープンにこだわったのは知事であります。それがいつの間にか水嶋次官と密室協議で交渉が進められており、我々議会には一切何の報告もありません。

実際、私自身、この問題に深く関わってまいりましたが、誰もこの協議の過程について、何度も何度も協議はあっているけれども、誰もこのことについて、マスコミ以外に僕に教えてくれる人はいません。断片的にすら本質を知ることはない。

これは国体のような始まれば終わるといったイベントではなくて、将来を通して県民の暮らしに直接関わる大事な事業であります。県民の代表たる我々が交渉の内容を何も知らされないままに、また、意見を言う機会がないままに、国と財源や振興策、ルートなど、半ば独断で妥結されるようなことが絶対にあってはならないと私は思います。

以上のことを踏まえて次の点について知事にお伺いします。

一つ、財政負担の問題についてであります。

新幹線問題の核心となる財政負担の問題についてですが、私は財政負担を六百六十億円以下とすることが協議の本質だと考えています。知事は国に対してどのような要望や負担軽減策を要求しているのか。国との間においてどのような経過をたどったのか。その効果について、その経過について、つまびらかにしていただきたいと思えます。

二つ目、佐賀県への振興策についてであります。

現在、環境アセスメントを実施するかどうかのタイミングとなっております。このタイミングで佐賀県への振興策についてしっかり国に対して要望していく必要があるかと思えます。どのようなことを国へ要求しているのか、また、要望をどのように取りまとめるつもりなのかお伺

いたします。

三つ目、南回りルートについてであります。

南回りルートについて県民に支持する一定以上の世論があるのか甚だ疑問であるということ。どのような方々が南回りルートを推しているのかを明らかにするとともに、知事がこうまで南回りルートにこだわる理由、その価値やビジョンについて改めて明らかにしていただきたいと思えます。

四番目、国との交渉の在り方についてであります。

国との協議内容は県民を代表する我々議員に対してはある程度は報告していただかなければ困ります。密室で交渉することはよいとしても、その経過を我々にも全くつまびらかにしないという姿勢は明らかに問題です。国との交渉の在り方及び議会への報告について、どのように考えているのかをお伺いいたします。

二つ目は、大問の二ということになりますが、鳥獣被害対策についてお伺いいたします。

今議会では、特に物価高騰対策についての質問が多数寄せられておりました。それは、中山間地域の経済活動を守る有害鳥獣の駆除員として同じでございます。佐賀県じゅうの中山間地にはミカンがあり、棚田米があります。これからは「にじゅうまる」の露地化だって進んでまいります。当然のことながら、今までの中山間地域の農業を守るべく有害鳥獣を駆除しているのは、広義には狩猟免許所持者であり、狭義には猟友会の人々でございます。

現在、狩猟免許所持者の方々の年齢構成を見てみますと、七十歳以上の方々が全体の三五％になっており、六十五歳以上となれば全体の四

六・五％になります。近い将来、七十代以上の方々が狩猟免許を返納いたしますので、このまま手をこまねいていけば、山間地の農業は担い手の高齢化に伴う離農と鳥獣被害の極端な増加によって、産地の崩壊を招きかねません。とにかく中山間地の農業を守るためには、園芸農家の確保はもとより、狩猟免許所持者の確保、育成が何より喫緊の課題であります。

捕獲に従事する方々の負担は非常に大きく、箱わなの設置、誘引への餌やり、殺処分、埋設等、普通ではもうあり得ない、あり得ない労力を要する作業が伴っており、有償ボランティアの有償部分は、成獣にして僅かに一万二千円にしかならず、幼獣の場合は六千円であります。その中で、本県の負担は僅かに二千五百円にすぎず、全国の主産地たる佐賀ミカンを守り、山を守ると公言している本県としてあまりにも残念な額だと私は思っています。関係者は皆そう思っています。何といっても、この待遇は二十七年間この金額のままということですから、鉄砲の弾代金も、数年前まで二十五発で三千八百円だったそうです。しかし、今では六千円と倍以上に跳ね上がっております。

カモから麦を守るための活動を地域の猟友会の方々がやってくれているわけですが、この手当ての巡回指導が一回当たり八千五百円で、二十五発打てば既に六千円を消費するわけでございますから、移動経費等を差し引くと全くの無償のボランティアと言っても過言ではございません。さらに言えば、これを一羽取って、国から二百円をもらうにすぎません。佐賀県は今なお、カモ駆除に対する皆の労力に報いてくれているということでは全くありません。報酬はなしということです。

将来にわたって捕獲活動を持続的に行っていくためには、捕獲従事者

の意欲を維持向上させていくための捕獲報償金単価の改定が何より大切です。加えて、これらの取組を将来にわたって継続させていくためには、担い手の確保、育成が不可欠であることは先ほど申し上げたとおりでございます。

あともう一点は、侵入防止対策としてワイヤーメッシュ柵や電気柵の整備の件です。

中山間地のミカン園地は佐賀平野の圃場のように整理整頓された姿ではありません。起伏があるし、変形です。周囲は雑木と雑草だらけの場合もままあります。ワイヤーメッシュの設置も簡単ではありませんし、脆弱な部分があれば、必ずそこからアナグマやイノシシの侵入を許してしまします。電気柵も雑草と接触すれば放電して効果が薄れるので、防草シートと併せて設置しなければなりません。

そういう意味では、ワイヤーメッシュにしろ、電気柵にしろ、設置の効果は設置の方法や管理状況によって大きく左右されることから、単に設置を進めるだけではなくて、官民挙げてより効果的な対策を講じていくことが何より重要でございます。

イノシシなどの有害鳥獣は、駆除に手を抜けば、もっと言えば駆除する人々を大事にしなければ、今後はいよいよイノシシたちは生息域を広げて市街地での問題にもなっております。有害鳥獣駆除の取組への若い世代の参画を促し、持続可能な鳥獣被害対策の体制を構築していく必要があると考えます。

以上のことを踏まえて、次のことについて伺います。

一、捕獲対策の強化についてであります。

県では、捕獲報償金の単価について、引き上げも含めてどのように考

え、今後どのように対応していくのかをお伺いします。

二点目、侵入防止対策の強化についてであります。

農作物被害の防止を図るためには、ワイヤーメッシュ柵と電気柵を組み合わせた対策を進めるとともに、効果的な設置、管理を行うための指導体制を強化していく必要があります。

県として、対策の支援や指導者の配置についてどのように取り組んでいくのかお伺いします。

三番目、人材の確保、育成についてであります。

有害鳥獣対策を担う人材の確保、育成について、県として今後どのように取り組んでいくのかをお伺いいたします。

○ 時 間 延 長

◎議長（宮原真一君） 時間を延長します。

◎藤木卓一郎君（続） Ⅱ大きな問いの三つ目ですけれども、トレーニングファームの卒業生に対する支援の在り方についてということでございます。

このことについては、トレーニングファームの学生というんですかね、トレーニングファームの学生が昨日正午までに議会に対して要望書面を提出されております。それは議員皆様のところにも、知事以下執行部の皆様のところにもその要望書面が手元に届くと思しますので、本場に厳しい今のトレーニングファームの状況について、よくよく御賢察いただきたいと思っております。

その要旨を踏まえて質問させていただきますが、本県が設置しているトレーニングファームというものは、皆さんも御承知のとおり、新規就農者を育成し、定着させ、ひいては産地を守り、農業振興に資する目的

で設置された本県にとって極めて重要な農業教育施設であり、貴重な研修生や卒業生の就農への大きな足がかりとなっております。

一方で、近年の資材単価、施設整備費、燃料費、光熱水費等の経費の高騰によって、就農時に必要となる初期投資や運転資金の増大幅は大きく膨らんでおります。

例えば、県内のイチゴを栽培するトレーニングファームの卒業生の例では、設備投資に一億円近い費用が必要であるケースも出てきており、補助を活用したとしても、自己資金として四、五千万円を超える借入をしなければならぬ状況になっております。

これまでのトレーニングファームのビジネスモデルというのは、補助上限額の六千万円で施設を造ります。ざっくり言いますけれども、そのうち三分の二の四千万円の補助をいただいて、二千万円の自己資金、これを農協さんであるとか銀行さんからお金を借りて、十年で償還する。基本夫婦二人の労働で二反六百坪を作付します。これ以上作付すると収量に影響が出てくるので、こちら辺が限界点だということでございます。二反六百坪を作付し、平均反当四・五トン、二反ですから九トン取って、「いちごさん」の市場価格を掛け合わせて大体七百万円の収入になるということになっております。そこから施設整備の二百万円を引いて生活費は夫婦二人で五百万円となって、十年の支払いが過ぎれば、二百万円の支払いがなくなるので、夫婦二人で七百万円を稼ぐというビジネスモデルでございました。

ところが、資材単価の高騰によってハウスの建設費が八千万円とか一億円ともなれば、どのように補助制度を活用しても年間四百万円から五百万円もの返済となって、七百万円から五百万円を引いたら、夫婦二人

で二百万円の生活費ということになります。夫婦で朝から晩まで働いて二百万円の生活費ということになります。もちろん彼らは子育ての真っ最中であり、これでは夢や希望を持つどころか、生活そのものがそもそも成り立ちません。片方が大きな病気やけがをすれば、作業ができなくなります。借金は毎月のことでございますので、借金が払えなければ、即破産となります。

トレーニングファームをやめれば、そんな危ない橋は渡れませんが就農を拒否すれば、それまでの生活費補助二年間分三百三十万円の一括返済を迫られます。実際、彼らは今まさにそういった生活の不安であるとか人生の選択の葛藤のただ中において、まるでおびえながら暮らしていると言つても過言ではないと私は思いました。

イチゴはまず収量や単価に限界があります。そして、家族労働の場合では栽培面積にも限界がある中で所得を大きく増やしていく手だてはありません。これがトレーニングファーム卒業生の就農及び営農に負の作用として大きく響いているということです。

今まで申し上げたように、現行の県単事業８８の補助率及び補助上限額は、昨今の物価の上昇に全く対応し切れておらず、就農における資金計画が成り立たない事態が生じてまいりました。

また、設備投資等に係る借入額も増大しております、この償還期限も十年と極めて短期となっており、これも就農における資金計画が成り立たない主たる要因の一つとなっております。

先ほど申し上げたとおり、こういった社会の状況の変化を踏まえて、トレーニングファーム卒業後、就農しないという選択をすれば、もちろんこれまで投じてきた生活資金補助についての返還を求められますので、

貯金を食い潰しながらトレーニングにいそむ彼らにそのようなお金の余裕などあるはずもなく、やめるにやめられない状況だということでございます。

このような社会情勢と現下の体制では、安心して若者たちをトレーニングファームに迎えさせて本当にいいのかと、迎えさせていいとは言いが切れない。これでは所期の目的たるトレーニングファームでの育成成果が地域に定着せず、担い手不足の解消や産地の維持にはつながってまいりません。

こうしたことから、近年の初期投資、運転資金等経費の高騰に対する支援策として、実勢価格に応じた県単事業８８の補助率、補助上限額等、補助のかさ増しや借入金償還期間の緩和措置等を講じていく必要があると考えますが、県はどのように対応していくのかお示しください。さらに、これから将来物価の安定が見込めない状況では、多額の補助金と多額の借金で新規に就農させるのは実際極めて危険な事業とも思います。夫婦どちらかの労力が欠ければ、まるで即破産のようでございます。

農業後継者の就農の補助や農業者自体のスキルアップを促す場としての活用など、農業後継者の就農の補助、そもそもとして農業資本を持っている方の御息、そういった後継者の就農の補助であるとか、実際、園芸農業をやっている方のさらに高みを目指した農業者自体のスキルアップを促す場としての活用など、トレーニングファームの在り方を見直す時期にあると思いますが、今後の取組について伺います。

最後、四番目でございます。知事の政治姿勢についてであります。

山口知事は、初当選した平成二十七年一月以降この十二年間、主要な

議案はもちろん、それ以外の議案についても、事前に議会と調整することなく本会議に議案を提出され、この本会議においてのみ議論するという形を取ってられました。これは議案以外の県政の諸課題についても同じでございますが、そういう意味では、私どもは知事と県政の在り方について議論できる場、今まさにここなんですけれども、今まさにここです、私です。年に僅か一、二回程度、僅かに今日とて五十分の時間が与えられていて、そのうちの半分は井手部長に質問するわけですから、実質的に二十五分ということになりますね。二回あれば、それは五十分ということになります。

もちろん議案の内容は職員から勉強会で書面を通して説明されます。されませんが、例えば、県立大学の整備や、新幹線整備の主要国策課題であつても、先ほど私の質問の中にあつたようなこと等について、知事のこれら議案の提出に至った背景であるとか、この主要課題を解決しようとする知事の熱量であるとか、何としてでもこれをやり通さなければならぬ、これを解決したい、こういう方向で頑張っていきたいみたいな、その熱量や、そして、そうした後、こんなことをやっていきたい、こんな結果になつていくであろう、そういった夢などは、議案審査の勉強会等で職員さんとの意見交換だけでは正直全く伝わってまいりません。裏返しになります、私たち議会側も、地域に生きる県民の生の声、事態解決の必要性、そして、緊急性、解決を望む県民や私ども議会人の熱い思い等を知事に伝える機会ほとんどなかったと言つても過言ではありません。

私は、オスプレイもそうでしたし、新幹線に係る特別委員会の委員長も経験しました。大変苦しい委員会運営だったし、いろんな人々との関

わりの中で本当に苦しい思いをすることも多くありました。議長でもありました。県政が混乱を極めた大学整備予算に関わる再議の際は、自民党派二十八人の議員団会長であつたにもかかわらず、そういった機会に恵まれなかった。残念ながらこれが今の山口知事と議会の現状だと私は思っています。

世上、根回しという何か手あかのついた聞こえの悪い言葉になります。根回しといったら、すごい手あかのついた言葉に聞こえますね。議会への根回しをしないという政治方針は、別の言葉に言い換えると、知事以下執行部から、事前に思いを込めて詳細かつ総合的な説明を受けないということでございます。

山口知事の真意を読み解けぬ私ども議会、ほかの先生たちはどうか分かりませんが、山口知事の真意を読み解けぬ私ども議会側と、私どもの思いを推しはかれない知事以下執行部は、お互いの猜疑心から誤解を生み、その果てには、最後は分断や深刻な不信感を招いて現在に至っているように私は思っています。

例えば、県立大学の設置に当たっては、県政史上初めて再議が行われました。結果として議会の議決が否定され、さらにその結果として自民党派は分裂し、県議会において三分の二を有する会は既に存在せず、我々県議会はこの議案の正当性に疑義が生じて、知事から再議に付されられたら事実上それを覆す力はないのですから、事実上、議会のチェック機能は相当程度弱体化してしまいました。

否決権を適切に行使し難い現在、言うなれば議会のチェック機能が相対的に低下したようなこの状況では、県民の大きな声を反映した施策推進は行われ難いものとなったと受け止めています。行き過ぎた、急ぎ過

ぎている執行部にブレーキをかけて慎重な行政を求めることも、逆に県民のためにスピード感を持つようにアクセルを吹かして促すことも、非常勤の特別公務員たる県議ならばこそ分かる実際の民意を的確に執行部に伝える力が弱くなってしまった今の現状において、本当に県民の皆さんのための政治が行われているのか、県政全般として、本当に心配をいたしております。

改めて申しますが、議会と執行部、ふだんからお互いの信頼関係に基づいた熱量あるやり取りというのは、県民の暮らしをよりよくするため、そのための議論を深めることは必要なことでもあるし、とても大事なことでだと思っています。誤解を恐れずに言えば、誤解を恐れずに言えば、再議や否決権三分の二、そういったことについて話をしましたけれども、そんなことではなくて、手続とか、法律とか、ルールとか、そういったものによらなくても、議会と執行部の間でしっかりとした信頼関係さえあれば、また、これを構築しようとする真摯な姿勢さえ示せば、お互いに連絡を取り合いながら十分に意思の疎通を図って、真に県民のためになる行政を進めることができるはずです。逆に言えば、本来の意味で意思の疎通が図れていない現在のような執行部と議会の関係が本当に県民のためになるのか、なっているのかということ、問題はここに尽きると思っています。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

知事は今議会において四期目の出馬の意向を示されておりますが、県政運営をしていくに当たって、当選後ですね、再選された場合、県政運営をしていくに当たって、本会議場以外では議会との意見調整などを行わないとする現在の政治スタイルを今後とも貫いていくおつもりなのか

お伺いいたします。

私からの一回目の質問はこれで終わりであります。（拍手）

◎山口知事 登壇＝藤木卓一郎議員の御質問にお答えします。

まず、九州新幹線西九州ルートについて、主に財政負担の問題、佐賀県への振興策、南ルートについてお尋ねがございました。一括して答弁させていただきます。

九州新幹線西九州ルートは、国がフリーゲージトレインを断念し、今に至った特殊事情があります。今の状況を招いた責任は国にあり、国の責任が議論の出発点です。新鳥栖―武雄温泉間のフル規格整備の話は、財政負担、ルート、在来線などの様々な課題をセットで多面的に考えることが必要で、複雑な連立方程式を解くようなものでございます。慎重な議論も必要であります。

そうした中にあっても、これまでも佐賀県は国の求めに応じて、全く新しい話として、様々なチャネルで国との対話を真摯に続けてまいりました。

鉄道局との間では、地域交流部が令和二年から八回に及ぶ「幅広い協議」を実施しました。「幅広い協議」は、フル規格整備などといった特定の前提を置かずに幅広く議論する趣旨であったと思います。

そういうこともあって、公開で実施を続けてまいりました。古川県議さんだったと記憶しておりますけれども、鉄道局は公開の場ではカードを切れないとして非公開でやってはどうかという提案をいただきましたので、令和六年八月の協議は非公開で実施してみました。しかしながら、鉄道局は一貫して佐賀駅を通るルートでのフル規格整備で、新たな提案は一切ございませんでした。

その後も一年以上にわたり国からは何の提案もない中で、昨年十月以降は水嶋国土交通事務次官と私との間で、主にフル規格整備の可能性について二者協議を続けております。

水嶋次官との間では、フル規格整備の可能性について、財政負担、ルート、在来線などの課題、さらに九州全体の将来展望や地域振興なども含め、多面的な協議を続けています。二者協議は、フル規格整備の可能性についての、いわゆる交渉事でもありますために非公開とさせていただいております。水嶋次官との間では、五月二十六日の二者協議において、報道取材も含めて議論の途中経過を対外的に話さないことを確認しています。

この五月二十六日以前の二者協議に関して、若干報道等にも出ておりますので、お話しできる範囲で申し上げたいと思います。

例えば、財政負担について、今のスキームでは難しいということで、二人の間で意見が一致したこともあります。また、水嶋次官からの提案は、ルートを特定しない幅を持った環境アセスとされていたにもかかわらず、実質的には特定のルートに絞られてしまうような幅が狭いものであって、今も協議を続けています。ルートについては、県議会や県民の間で南ルートも含めて様々な考えがあります。私は、どのルートにすべきという点はフラットであります。県内に様々な意見があり、フル規格の可能性の議論をするため必要な事項もあり、議論を深めるためにあらかじめ選択肢を限定するべきではないと考えています。

次に、国との交渉の在り方について、るるお話をいただきました。

私はかねてから申し上げておりますとおり、知事と県議会は車の両輪で、それぞれの役割を果たし、佐賀県民のために県政を前進させていく

ものと心得ております。議員もおっしゃっていただきましたフリーゲージトレインの頓挫、これが国の責任というのは、国やＪＲ九州、そして、長崎県ともに共通の理解ということで確認をしております。議員から、財政負担、今のこのままのスキームでよいわけではないとおっしゃったかと思えます。さらに実負担六百六十億円以下でという提案もいただいたと思いますけれども、藤木議員は与党の要職にあられる大政治家であります。ぜひ国や与党と交渉して訴えて、具体的な成案をいただければ大きな成果となり得ると思います。御尽力いただきたいと思います。

繰り返しになりますが、水嶋次官との間では、今は報道取材も含めて議論の途中経過を対外的に話さないこととしております。議員から、防衛省からの佐賀空港の自衛隊使用要請のときの話をいただきました。平成二十九年七月に県議会から有明海漁協の判断というより、まずあなたが、知事が先に判断すべきという決議をいただきました。それまで私は、事業主体である防衛省が公害防止協定の覚書付属資料の変更について、まず、有明海漁協を説得すべき、そちらが先だというふうに考えていたわけでありました。しかしながら、私は、議会の決議を尊重して、重く考えて、自ら先に判断することに決めました。

ただ、私は、県が受け入れると判断した後になって、防衛省と交渉を始めても、その後の交渉で何か得るのは難しいと考え、約一年にわたって、防衛省、官邸と様々なチャネルを通じて非公開で交渉を行い、最終的には有明海漁協に提示する支援策や補償の枠組みをまとめました。もちろん、この交渉にも様々な内容について議論がなされたわけでございます。

ここが意見が分かれるところかもしれませんが、仮にこうした交渉経

過を都度都度公開していたとしたならば、私はこの一連の交渉、先ほど百億円の基金だけとかおっしゃいましたけれども、海水混合施設だったり補償金の決定、いろいろあるわけですけども、なかなかまとまらなかったものと私は思っています。

改めて新幹線西九州ルートについて、今後、二者協議がどのような方向に向かうかは、簡単には見通せないと思っています。二者協議に私は引き続き誠意を持って取り組んでいきたいと思っています。そして、仮に一定の方向性が見えることがあれば、県議会には報告させていただきます。しばらくは二者協議を見守っていただきたいと思います。

いずれにせよ、これは指山議員にも申し上げましたけれども、私はフル規格整備の可能性について、様々な課題がある中にあつても、未来に禍根を残さない方向性を県民の皆さんに提示することができないか、粘り強く国土交通省との間で議論を深めていきたいと考えています。

続きまして、私の政治姿勢について、議会に対する考え方、向き合い方についてお尋ねがございました。

四期目は分かりませんので、今の私の姿勢や考えをお答えさせていたいただきたいと思います。

議員のお話を聞いて、県民のためにという思いは私も全く変わりません。議員が言われるように、県民のためにという同じ思いを共有しながら、知事と県議会がそれぞれの役割を果たし、車の両輪として、県政を前進させていくことが大切だと思います。そして、その際、澄み切った透明感のある佐賀県政であるためには、県議会と執行部が健全な緊張関係にあることが大切だと私は認識しているのです。その考え方に立ちますれば、議員から言及のありました議案そのものに関する議会との事前

調整についてまず申し上げたいと思います。

予算案をはじめ、議案をつくること、調整することは、執行部、理事者側の権能であります。議会の皆さんは、提出された議案を審議、議決する。そうしておかないと、議場、つまり議会での議論というものが空洞化してしまうおそれもあると思っています。

ただ、政策自体の事前に関るんな話をしていくことは、それはあつていいことだと思いますけれども、この議案自体を事前にすり合わせるということについては、多くの問題点があると私は思っています。この点は初めに申し上げておきたいと思います。

佐賀県は従来から、議案をつくる、調整するに当たっては、適宜、議会の各会派からの御意見や要望を受け止める場が設けられております。私は、各会派の皆さん、そして、様々な議員の皆様方の御意見や要望を、財政的制約の中にありましても、可能な限りその趣旨や内容を取り入れることができるように心がけています。

さらに、各会派からの御意見、御要望については大切に扱っております。その反映状況につきましては、毎年、部局長会でローリングを行っております。

例えば、今後、各会派からの意見、要望を私がお受けする際に、より時間をかけて意見交換を行う形ということはあつてもよいと思います。議員がそうであるように、地域を思い、現場を思い、日々県民の様々な声に耳を傾け、アンテナを高くし、活動をされている県議の皆さんの御意見、御指摘は、県政を前進させる貴重なものであります。私にとって大切な着眼点であります。

また、議員から再議についても改めて御指摘をいただきました。

私が再議をかけさせていただきましたのは、佐賀県に公立大学を設立することが、四大進学者が増加し、産業、福祉、農林水産業等、人材不足の中で急務と信じているからです。強い覚悟で、すばらしい佐賀県立大学、県民全ての幸せに波及する大学をつくりたいと考えております。そのために、できるだけ多くの方々の熱量を持って進めていくことが肝要でありますので、まさに議員各位の御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

昨日、西久保議員にも答弁したとおり、当時を思い返せば、県議会の議決をいただく前に、もっと違う説明の仕方はなかったのかなと思うところもございます。本日御指摘をいただきました議会との事前の情報共有の在り方、連携の在り方についても、私自身受け止めながら、佐賀県をよくしていきたい、よくしようという同じ目標に向かって、共に歩みを進めてまいりたいと存じます。

◎井手農林水産部長 登壇 Ⅱ 私からは大きく二項目について答弁します。まず、一項目めの鳥獣被害対策のうち、捕獲対策の強化についてですが、イノシシなど野生鳥獣による農作物被害については対策を継続的に進めていくため、現場で捕獲に従事している方々の意欲を高めていくことはとても大切です。

捕獲活動は、捕獲に加え、捕獲個体の運搬や処分などの負担が大きいため、捕獲報償金の水準が実態に合っているかは重要な要素となります。

現在の捕獲報償金については、国が示す基準、すなわち捕獲に要する経費のおおむね二分の一程度を目安とした額をベースに、県と市町がそれぞれ上乗せをしております。

例えば、イノシシの成獣を捕獲し埋設するケースの場合、国の七千円に加え、県と市町がそれぞれ二千五百円を上乗せし、一頭当たりの捕獲報償金を合計一万二千円としております。

九州において上乗せしている県は、本県を含め二県のみであり、そうした点では必要な対応に努めております。

その上で、今後は二つの視点が重要であると考えております。

一つは、捕獲報償金に関する国の制度について、適切な基準額の設定や必要な財源措置を求めていくことです。県ではこのことについて、今年も政策提案を行いました。

もう一つです。現場の状況や物価の動向、被害の発生状況などを踏まえ、捕獲報償金の水準が妥当、適正であるか、継続的に確認していくことです。現在も年に二回、市町と意見交換も行っております。

今後、こうした結果や現場の実態、猟友会の意見を踏まえながら、市町とも連携して、報償金について必要な見直しの検討を行っていくしたいと思います。

次に、侵入防止対策の強化についてですが、侵入防止対策としては、ワイヤーメッシュ柵や電気柵はそれぞれ有効な手段であると考えております。

両者を組み合わせた対策への支援について、国の交付金の場合、同一箇所への重複した整備は対象とされておらず、単独で効果が発揮されることを前提とされています。県においても、防護柵は場所や環境に応じて適切に選定するとともに、定期的な管理を徹底しながら、現状、単独設置を基本として進めております。

引き続き市町と連携し、地域の実情に応じた整備手法の選択を促して

いきます。

また、指導者という点につきましては、専門家の協力も得ながら、設置方法や維持管理に関する技術者による指導を行うとともに、その充実に取り組んでいきます。

次に、人材の確保、育成についてですが、鳥獣被害対策を継続していくためには人材の確保、育成が重要です。

先ほど言っていたいただきましたけれども、県内の狩猟免許所持者は千八百人から千九百人程度で推移し、一定数は確保しているものの、六十五歳以上が四六・五%となるなど、高齢者の割合が多い状況です。

そこで県では、現在、狩猟免許試験の実施機会の拡大を図るとともに、農業高校、農業大学校、大学生、そして、退職予定の自衛官などへの働きかけなどを行いまして、新たな担い手の確保に取り組んでいるところです。

また、くくりわななどの捕獲技術に関する実地研修や専門家による技術指導により、捕獲従事者の育成を進めるとともに、技術の指導、継承を担う人材の育成にも取り組んでいます。

こうした取組に加え、県では、各市町が策定した鳥獣被害防止計画を踏まえながら、令和九年三月に策定予定の鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画におきまして、捕獲従事者数の目標を新たに設定し、その目標に向けて、計画的な確保、育成につなげていきます。

今後とも、市町やJA、猟友会などの関係機関と連携しながら、担い手の確保と育成を進め、持続的な鳥獣被害対策の体制づくりに積極的に取り組んでいきます。

次に大きな項目の二つ目、トレーニングファーム卒業生に対する支援

の在り方についてですが、トレーニングファームは「さが園芸88運動」を支える重要な取組であり、卒業生は高い技術を身につけ、就農一年目からトップレベルの収穫量を上げるなど、着実に成果を上げております。

一方で、物価高騰や猛暑に加え、中東情勢の影響により生産資材価格や施設整備費が上昇し、初期投資の負担が大きいトレーニングファームの卒業生を含む新規就農者の経営環境は一層厳しくなっております。

これまでも県では、負担軽減と将来に向けた投資などを一体的に行うことを基本に、コスト低減、経営支援、技術支援の三つを柱として取り組んできました。

コスト面では、施設整備に対する補助率や補助上限額のかさ上げ、燃料費への支援、気候変動に対応した資機材の導入支援などを行っております。経営面では、地域農業振興センターが中小企業診断士と連携しながら伴走し、技術面では、イチゴの株冷処理など、高単価時期の出荷につながる技術導入を進めることで、収益力の向上を支援しています。

厳しい情勢を踏まえ、今後は特に新規就農時の初期投資の負担軽減に向け、コストを抑えたハウスの標準仕様の検討や、中古ハウスの活用、リノベーションの強化などに取り組んでいきます。加えて、施設のリース料や運転資金の償還については、期間の延長など、農家とリース事業者や金融機関との調整を後押ししていきます。

さらに、経営指導、技術指導の強化はもとより、補助内容も現場の実態を踏まえながら、必要な見直しを検討し、情勢に応じた支援、提案を複合的に展開していきます。

あわせて、トレーニングファームを推進する観点からも、親元就農さ

れる方の受け入れ拡充などを含め、その仕組み自体を見直しながら、より効果的な取組となるよう進めていきます。

私からは以上です。

◎議長（宮原真一君） 以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

○ 請 願 提 出

◎議長（宮原真一君） 次に、請願が一件提出されております。

これは、皆様のお手元に配付いたしております請願書のとおりでございます。

請第一号請願 佐賀県における公共図書館及び学校図書館の図書調達の

見直しを求める請願書

○ 請 願 上 程

◎議長（宮原真一君） 請第一号請願を議題といたします。

請第一号請願につきましては、既に上程中の議案とあわせて審議することといたします。

○ 委 員 会 に 付 託

◎議長（宮原真一君） ただいま議題となっております甲第三十六号議案から第四十号議案までの五件、乙第四十号議案から乙第四十九号議案までの十件、以上十五件の議案及び請第一号請願をお手元に配付いたしております議案付託表及び請願一覧表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしたいと思います。

（委員会付託表、請願一覧表、請願文書表）

○ 議 事 日 程 変 更

◎議長（宮原真一君） お諮りいたします。

議事日程変更の件を本日の日程に追加し、議題といたしたいと思います。すが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、議事日程変更の件を本日の日程に追加して議題といたします。

お諮りいたします。

本日以降の議事日程は、お手元に配付いたしております変更議事日程表のとおり変更いたしたいと思います。すが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、変更議事日程表のとおり議事日程を変更することと決定いたしました。

（変更議事日程表）

◎議長（宮原真一君） これで、本日の日程は終了いたしました。

あす二十日及び二十一日は休会、二十二日及び二十三日は議案審査日、二十四日及び二十五日は各常任委員会開催、二十六日は議案審査日、二

十七日及び二十八日は休会、二十九日は特別委員会開催、三十日は本会議を再開して、委員長報告を行います。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

午後五時三十八分 散会

速記者 長谷川 菜 央